

国の施策・予算に関する 提案・要望書



令和元年5月
秋 田 県

＜＜ 目 次 ＞＞

番号	提案・要望事項	頁
I 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化		1
1	地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について	2
2	地方の財政基盤の充実・強化について	6
3	過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う法整備について（新規）	8
4	消費税率引上げ及び軽減税率制度導入に伴う広報・周知について（新規）	10
5	ゴルフ場利用税の堅持について	11
II 秋田の未来につながるふるさと定着回帰		13
1	総合的な少子化対策への支援について	14
2	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	19
3	良好な市街地形成に資する街路の整備について	22
4	生活排水処理の広域化・共同化への支援について	24
III 社会の変革へ果敢に挑む産業振興		27
1	環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について	28
2	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進について	30
3	洋上風力発電など再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について	34
4	中小企業の事業承継支援施策の継続等について	36
5	中小企業の自立・創造に向けた取組の充実について	38
6	中小企業のワンストップ事業支援の継続について	40
7	日露間の輸送効率の向上について	42
8	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて	44
9	技能者育成資金融資制度の見直しについて	46
IV 新時代を勝ち抜く攻めの農林水産業		49
1	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	50

＜＜ 目 次 ＞＞

番号	提案・要望事項	頁
2	スマート農業の推進について	52
3	農業労働力の安定確保について	54
4	需要に応じた米生産推進のための環境整備について	56
5	コメのカドミウム及びヒ素対策の充実について	58
6	農業農村整備事業の予算確保等について	60
7	土地改良区等の管理体制強化に係る支援の強化について	62
8	「日本型直接支払制度」の着実な推進について	64
9	水産基盤整備事業の予算確保について	66
10	林業の成長産業化を実現する森林整備の促進について	68
11	林業公社の経営改善に向けた支援措置について	70
12	山地災害防止対策の推進と森林病虫害等防除対策事業の予算確保について	72
13	森林・林業人材育成対策の拡充について	74
V 秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大		77
1	「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた推薦について	78
2	宿泊分野における外国人材の受入れに係る制度の充実について（新規）	80
3	訪日外国人旅行者の誘客促進に向けた支援の拡充について	82
4	県・市連携文化施設整備への支援について	84
5	スタジアム・アリーナ整備に対する支援制度の創設について	86
6	秋田新幹線トンネル整備（赤湊～田沢湖間）の促進について	88
7	奥羽・羽越両新幹線の整備促進について	90
8	地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バス等への支援制度について	92
9	図柄入りナンバープレートの地方への導入促進について	94
10	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	96

＜＜ 目 次 ＞＞

番号	提案・要望事項	頁
VI 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会		101
1	介護人材の確保と介護労働環境の向上に向けた対策の強化について	102
2	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について	104
3	地域医療介護総合確保基金の弾力的な運用について（新規）	106
4	医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について	108
VII ふるさとの未来を拓く人づくり		111
1	公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について	112
2	補習等のための指導員等派遣事業の充実による教員の多忙化解消体制の構築について（新規）	116
3	地方における多文化共生社会の実現について（新規）	118
4	学校図書館・公立図書館の資料の充実について	119
VIII 県土の保全と防災力強化・国土強靱化		121
1	防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の継続について（新規）	122
2	社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	124
3	県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について	126
4	石油製品備蓄の強化について	130
5	公共施設等総合管理計画の推進について	132
IX 環境保全対策の推進		135
1	八郎湖の水質保全対策に対する支援の一層の充実について	136
2	海岸漂着物対策の推進について	138
3	国立公園等における自然環境整備交付金予算の確保について	140
4	風力発電所に係る環境影響評価制度の充実について（新規）	142
X 安全・安心な生活環境の確保		145
1	消費者行政の充実に向けた支援について	146

<< 目次 >>

番号	提案・要望事項	頁
2	雪対策の支援充実について	148
3	「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組に対する支援について	150
4	野生鳥獣の管理及び被害防止対策への支援について	152
5	水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について	154
6	空き家対策の支援充実について	158
7	東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について	160
8	沿岸警戒用車両の整備について	162
9	交通取締用四輪車の四輪駆動化について（新規）	163

I 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

I-1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実に ついて

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部
内閣府地方創生推進事務局
総務省自治行政局

【提案・要望の内容】

首都圏への一極集中を是正し、地方創生を実現するため、国の責任において産業の再配置など、地方への人材の定着・還流を図るための抜本的な対策を講じるとともに、地方が独自に行う取組への支援充実を図ること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援充実を図ること。

《地方創生推進交付金の活用》

- (1) 若者の県内定着や移住・定住の促進など、地方の実情に応じた地方創生の取組を加速するため、地方創生推進交付金を継続するとともに、予算を十分に確保すること。

また、同交付金の趣旨に沿った事業については、対象経費の制約等について見直しを行うなど、自由度の高い制度とすること。

《地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用》

- (2) 民間企業と協働した地方創生の取組を長期的視点から安定的に推進するため、税額控除の措置を令和2年度以降も継続すること。併せて、地方公共団体の財政状況など一定の要件の下、本社が所在する地方公共団体への寄附も対象に含めること。

《若者の地方定着の促進》

- (3) 若者の地方定着を促進するため、地方が独自に行う奨学金の返還助成の取組に対する財政支援措置を講じること。

《地方への産業再配置》

- (4) 都市圏から地方への産業再配置を促進するため、次の措置を講じること。
- ① 地方独自の企業立地に対する補助制度への財政支援措置を講じること。
なお、支援制度等の創設に際しては、地理的条件や気候的条件など地域の実情に応じた支援内容となるよう特段の配慮を行うこと。
 - ② 物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、地方が行う物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援措置を講じるとともに、事業者の利用に係る高速道路料金の割引制度を創設すること。

《地域の活力を維持するための自治体間連携の取組の支援》

- (5) 人口減少社会にあっても、行政サービスの水準を維持しつつ、様々な地域課題に対応するため、県と市町村あるいは市町村相互の協働や連携の取組に関する情報提供を行うとともに、地方の意見を十分に踏まえながら、取組を促進するために必要な制度の拡充・創設や財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方創生推進交付金は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効な制度であり、地域再生計画に基づく継続的な施策展開を図ることができるよう、安定的に予算が確保されることが必要です。
また、同交付金については、販促活動及び各種PR等の交付対象事業に係る自治体職員旅費や、移住やインターンシップを促進するための個別企業への給付事業が対象外であるなどの制約があることから、地方の実情に応じて活用しやすい制度にする必要があります。
- (2) 企業版ふるさと納税制度による税制優遇措置は今年度までとされており、今後、新たに企画する事業を安定的に推進するため、制度の確実な延長が必要です。
また、制度の延長・拡充に当たっては、地方公共団体の財政状況や事業の趣旨など、個別の状況に応じて地域への貢献意欲の高い地元企業を対象にする必要があります。
- (3) 当県の調査を始め各種調査では、大学等の卒業・就職後の奨学金返還など、経済的な不安に対する意見が寄せられています。
こうした不安を取り除き、国や地方を支える人づくりを着実に進めるため、本県では、「若者の県内定着の促進対策」として、特定分野だけでなく、県内企業に就職する新卒者等を対象とした「奨学金返還助成制度」を

平成29年度から実施しています。

今後も継続した若者の県内定着・回帰を進めるためには、地方が独自に行う奨学金返還助成制度に対する財政支援措置が必要です。

- (4) 首都圏への一極集中という長年にわたり形成されてきた強固な社会構造を地方のみで打破することは極めて困難であり、国の責任において解決すべき課題です。

当県では、航空機産業など成長分野への新たな事業展開や、地域経済を牽引する中核企業の育成などに取り組んでいます。首都圏への一極集中の是正を図るためには、国において地方への産業再配置を促進するための更なる政策を打ち出し、地域産業の活性化と雇用の拡大を図る必要があります。

- (5) 全国最速のペースで人口減少が進むとされる当県において、今後とも市町村が行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、県と市町村あるいは市町村同士が連携して取り組むことが必要であり、自治体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

当県では、全市町村との「協働政策会議」や「人口減少社会に対応する行政運営のあり方に関する研究会」等において共通する課題について検討を行い、協議が整ったものから順次、具体化を図っていますが、こうした取組を一層推進していくためには、国による協働・連携の取組に関する情報提供や制度の拡充・創設、財政支援措置が必要です。

【参考資料】

1 「あきた未来総合戦略」に基づく当県独自の取組

(1) 奨学金返還助成制度

平成29年4月1日以降に県内に就職する者（公務員等を除く。）に対し、奨学金返還額の一部を助成。

- ・対象：新卒者及びAターン者
- ・補助：①大卒は3年間、短大卒及び高校卒等は2年間、奨学金返還額の2/3を助成
②県が指定する特定業種（※）の企業へ就職する大卒等には、上記の期間で奨学金返還額の10/10を助成

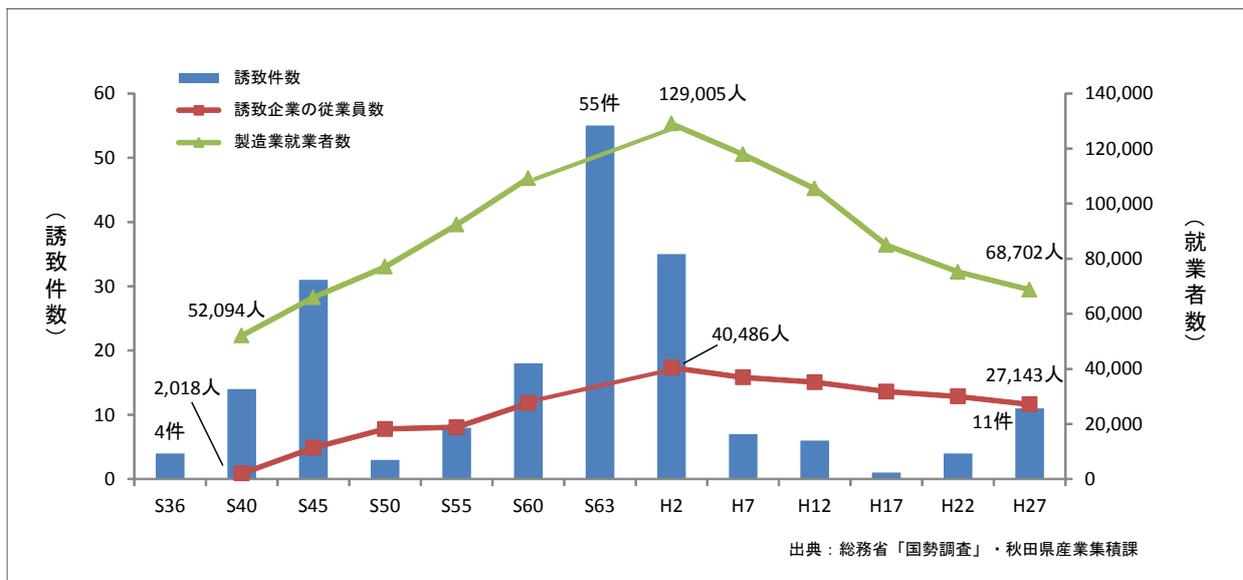
※県が指定する特定業種

- ・今後の成長が見込まれる航空機、自動車、新エネルギー関連、医療福祉関連、情報関連の5つの産業分野。

(2) 多子世帯向けの奨学金制度

- ・対象：平成28年4月以降に大学、短大へ進学する者のうち、子ども3人以上の多子世帯に属する者
- ・金額：月5万円（無利子、借入期間の3倍の期間で返還）
- ・人数：年100人

2 製造業の誘致件数と就業者数



(県担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、移住・定住促進課
企画振興部市町村課、産業労働部産業集積課)

I-2 地方の財政基盤の充実・強化について

内閣官房
総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方財政に関しては、地方公共団体における恒常的な財源不足を解消し、持続的かつ安定的な財政運営が可能となるよう一般財源総額を確保すること。
- (2) 地方交付税の総額の確保はもとより、過度な成果反映や地方公共団体の実情を踏まえない地方財源の削減等により地方公共団体の改革意欲を損ねることがないように、制度本来のあり方を踏まえた機能の維持・充実を行うこと。
- (3) 幼児教育・高等教育の無償化を含む社会保障制度の充実等に要する経費に充てることとされている消費税率引上げによる地方消費税増収分については、地方財政計画に全額計上するとともに、地方交付税の算定に当たり、基準財政収入額及び基準財政需要額に全額算入するなど、自治体間で財政力格差が拡大しないよう適切な財源措置を行うこと。
- (4) 会計年度任用職員制度導入に伴い生ずる期末手当の支給など適正な勤務条件の確保に必要な地方公共団体の財政需要の増加については、これを地方財政計画に確実に計上すること。
- (5) 地方法人課税における新たな偏在是正措置により生ずる財源については、地方公共団体の安定的な財政運営と持続可能な社会の構築に資するよう、地方財政計画等に適切に反映すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地方公共団体が責任と自主性をもって地方創生や人口減少対策、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に応じた様々な行政サービスを着実に推進していくためには、地方交付税を始め、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の確保・充実が必要です。

- (2) 地方公共団体の基金残高が増加していることを前提に地方財政計画への反映につなげるべきとの議論がなされたことについては、必ずしも地方公共団体の行財政改革の努力などを十分に理解していないものでした。当県では、事務事業の見直しや人件費の抑制などの行財政改革や歳出削減に取り組みながら、大規模災害や経済不況による税収減等不測の事態に備えるために必要な財源を基金に積み立てており、基金残高に応じて地方交付税が減額されることになった場合、財政運営への深刻な影響が懸念されます。
- (3) 一方で、地方交付税について、トップランナー方式を含む地方公共団体の歳入歳出の効率化に加え、「取組の必要度」から「取組の成果」に応じた算定へのシフトが実施されていますが、地方創生や人口減少対策の効果発現には長い時間と息の長い取組が必要となるほか、地方交付税がどの地域にも一定の行政サービスを提供するための標準的な経費を算定するものであるという本来のあり方を十分に踏まえることが必要です。
- (4) 消費税率引上げによる地方消費税収については、地方消費税が比較的地域間の偏在性が小さい税ではあるものの、地方交付税の算定において自治体間の財政力格差が拡大することのないよう、基準財政収入額に全額を算入するとともに、消費税収の社会保障財源化の趣旨を踏まえ、幼児教育・高等教育の無償化を含む社会保障制度の充実などの地方負担についても、その全額を基準財政需要額に算入することが必要です。
- (5) 地方公共団体が、地方創生を始め、会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入への対応や公共施設等の老朽化対策、社会保障関係を含めた安全・安心な県民生活の維持・確保等について安定的かつ継続的に取り組むことができるよう、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上することが必要です。
- (6) また、地方法人課税における新たな偏在是正措置については、地方税などの財源確保に限界があり国の財政支援に大きく依存する地方公共団体にとって極めて重要であり、地方公共団体の安定的な財政運営や財政健全化等に資するよう、地方財政計画等に適切に反映する必要があります。

(県担当課室名 総務部財政課、企画振興部総合政策課)

I-3 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う法整備について（新規）

総務省自治行政局、自治財政局

【提案・要望の内容】

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月に失効するため、引き続き過疎地域の振興が図られるよう法整備を行うこと。

また、過疎市町村の財政基盤強化のためにも、過疎市町村が取り組む事業が円滑に実施できるよう過疎対策事業債や地方交付税による財源措置、各種支援制度の維持・充実を図るとともに、現行法の市町村の廃置分合等があった場合の特例措置を設けること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 過疎地域は、豊かな自然・文化・歴史を有しているほか、都市に対する水・食料・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、森林による地球温暖化の防止など多面的・公益的な機能を有しており、国民共有の財産です。
- (2) こうした過疎地域の人口減少に歯止めをかけ、活力と魅力ある地域として維持し、その機能を守っていくためには、農林水産業の経営基盤強化などの産業振興、公共交通や生活道路などの交通ネットワークの構築、情報基盤の整備、インフラの維持管理や更新、集落コミュニティの維持などに取り組むことが必要です。
- (3) 当県では、これまで県土の大半を占める過疎地域に対し、各種支援制度を活用し、あらゆる分野において様々な対策を行ってきましたが、人口減少と高齢化の急速な進行により、都市との経済的・財政的格差は拡大していることから、過疎対策事業債や地方交付税による財源措置、各種支援制度の維持・充実による財政基盤の強化が必要です。

【参考資料】

過疎市町村の人口（平成27年国勢調査）

	全市町村(人)	過疎市町村(人)	比率 (%)	順位
秋田県	1,023,119	679,645	66.4	1
全国計	127,094,745	10,878,797	8.6	—

15歳未満人口比率及び65歳以上人口比率（平成27年国勢調査）

	15歳未満人口比率	順位	65歳以上人口比率	順位
秋田県	10.5	47	33.8	1
全国計	12.6	—	26.6	—

過疎市町村の面積（平成27年国勢調査）

	全市町村(km ²)	過疎市町村(km ²)	比率 (%)	順位
秋田県	11,637.54	10,742.72	92.3	1
全国計	377,970.75	225,467.94	59.7	—

(県担当課室名 企画振興部市町村課)

I-4 消費税率引上げ及び軽減税率制度導入に伴う広報・周知について（新規）

内閣府政府広報室
総務省大臣官房、自治税務局

【提案・要望の内容】

本年10月に予定されている消費税率の引上げや軽減税率制度の導入に当たっては、県民や事業者に支障が生じないように、国の責任において、円滑な実施に向けた取組を推進するとともに、制度の積極的な広報・周知対策を講じること。

また、制度導入後においても、引き続き県民や事業者の理解を深めるための広報・周知に積極的に取り組むこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 消費税率（地方消費税を含む）の引上げ及び軽減税率制度の導入に伴う対応について、当県においても地方消費税の課税団体として、県民や事業者に対し、制度の周知活動を行うことが求められています。
- (2) とりわけ、軽減税率制度については、国において制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講じることとされており、事業者や消費者に対する周知や、複数税率対応レジ導入等への支援など、制度の導入に当たり、事業者や消費者の不安が解消されるよう万全の準備を進める必要があります。
- (3) 当県としても、政府広報や税務署等が開催する説明会への協力のほか、関係部局の職員に対する研修会の開催など、消費税率の引上げや軽減税率制度の周知・広報に努めますが、国の責任において、県民や事業者に混乱が生じることがないように、制度周知に向けた対策を講じる必要があります。

（県担当課室名 総務部税務課）

I-5 ゴルフ場利用税の堅持について

総務省大臣官房、自治税務局、自治財政局

【提案・要望の内容】

ゴルフ場利用税について、地方の厳しい財政状況を踏まえ、現行制度を堅持すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) ゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理、廃棄物処理、地滑り対策等の災害防止対策など、ゴルフ場特有の行政需要に対応するために不可欠な財源です。
- (2) 税収の7割は、ゴルフ場所在市町村に交付金として交付されることから、市町村においても貴重な財源となっています。
- (3) ゴルフ場利用税については、平成31年税制改正大綱において「今後長期的に検討する」とされましたが、地方三団体や全国過疎地域自立促進連盟も現行制度の堅持を強く求めています。

【参考資料】

平成30年度ゴルフ場利用税交付金の状況

(千円)

ゴルフ場所在地	ゴルフ場数	ゴルフ場利用税 (A)	ゴルフ場利用税 交 付 金 (A)×0.7
秋 田 市	7	82,114	57,480
横 手 市	1	8,530	5,971
大 館 市	1	6,680	4,676
男 鹿 市	1	8,697	6,088
大 仙 市	3	18,913	13,239
北 秋 田 市	2	8,936	6,255
三 種 町	1	15,593	10,915
八 峰 町	1	6,340	4,438
県 計	17	155,803	109,062

※ゴルフ場利用税(A)は、H30年3月からH31年2月までの間に収入した額です。

(県担当課室名 総務部税務課)

Ⅱ 秋田の未来につながるふるさと定着回帰

Ⅱ-1 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、子ども・子育て本部、政策統括官（共生社会政策担当）
総務省自治財政局
厚生労働省大臣官房、子ども家庭局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の運用に配慮すること。
- (2) 子どもの成長と子育てを社会全体で支える子ども・子育て支援事業について、市町村が地域の実情に応じて積極的に取り組むことができるよう「子ども・子育て支援交付金」の柔軟な運用を行うこと。
- (3) 本年10月開始の幼児教育無償化において、必要な地方財源を一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上するなど、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。
また、地方公共団体が、地域の実情に応じて県・市町村連携し独自に助成している「すこやか子育て支援事業」などの保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (4) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が5.4%（平成29年）と全国最下位であることなどから、その対策を講じることが喫緊の課題となっています。
- (2) このため、県政運営指針である「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」や地方創生に係る「あきた未来総合戦略」に少子化対策を位置づけ、多子世帯を対象とする所得制限のない奨学金貸与事業など、思い切った経済的

負担の軽減策を始め、官民一体となった脱少子化運動の展開、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。

- (3) 少子化対策は国家的課題であり、国は、その責任において、ポジティブイメージの醸成など、各種の施策を強力に推進していく必要があります。

また、地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、将来的には、各地方公共団体において、効果が高いと認められる特定の事業を継続的に実施できるような制度にすることが必要です。

さらに、県が市町村に間接補助する結婚新生活支援事業については、夫婦の年齢が共に34歳以下かつ世帯所得340万円未満と要件が厳しいため対象者が少なく、事業を実施できない市町村があります。

- (4) 国では、どこに居住していても等しく子育て支援サービスが受けられるよう「市町村子ども・子育て支援計画」に基づき実施する市町村の事業費に対して3分の1の助成を行っています。

国の交付金の基準が、地域子育て支援拠点事業では、週3日以上かつ1日3時間又は5時間以上の開設が必要となっているなど、地域のニーズや実態に応じたものとなっていないため、その活用が困難となっています。

- (5) 幼児教育無償化の必要財源のうち、地方負担分については、全額地方財政計画の歳出に計上して一般財源総額を確保した上で交付税算定における基準財政需要額に算入することとしています。各地方自治体が、無償化に必要な財源を確実に確保できるよう、一般財源総額の同水準ルールの外枠で地方財政計画の歳出に計上することが必要です。

また、地方公共団体が、地域の実情に応じて独自に助成している「すこやか子育て支援事業」などの保育料助成について、少子化が進行している中において、先進的に取り組む自治体に対しては、地方財政措置を講じることが必要です。

- (6) さらに、福祉医療費については、従来、乳幼児と小学生を助成対象としていましたが、平成28年8月からその範囲を中学生まで拡大しています。

子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといふ少子化対策は、地方ごとの対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じることが必要です。

【参考資料】

1 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

(1) 保育料助成制度の充実

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ 助成率等

i 世帯年収約640万円※までの世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 平成28年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iii 平成30年4月2日以降に新たに第2子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円※まで） 第2子以降の保育料全額

iv 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（世帯年収約640万円～930万円※まで） 第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

② 子育てファミリー支援事業

ア 対象者 平成30年4月2日以降に新たに第3子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

イ 助成額 1世帯当たり15,000円（年上限額）

(2) 乳幼児・小中学生に対する福祉医療費助成

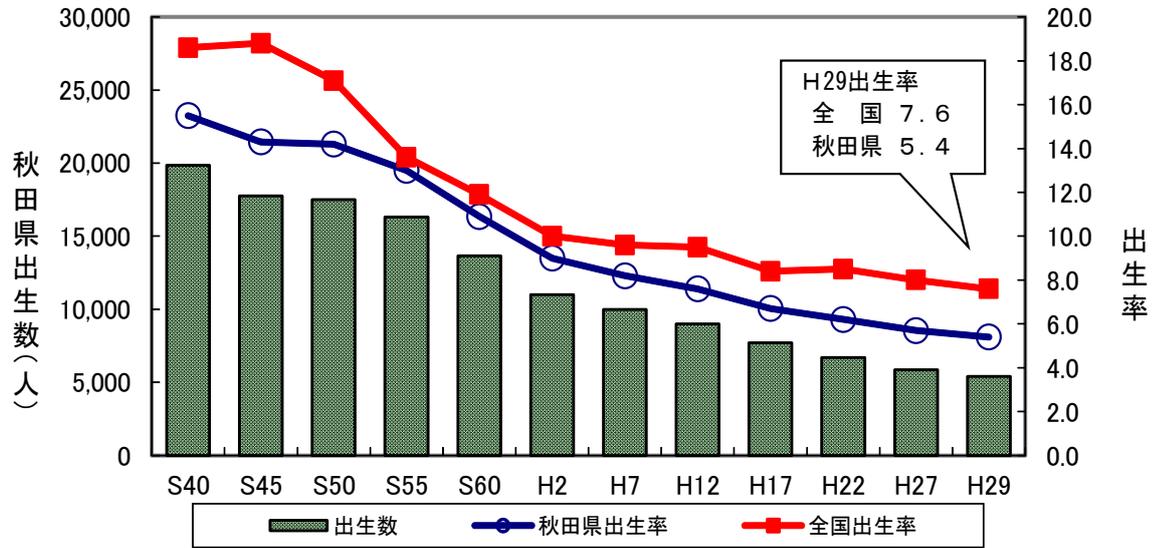
一定の所得制限の下で、乳幼児・小中学生に対する福祉医療費を助成。

・対象：0歳から中学校修了年度の3月31日までの間にある児童（ただし、保護者の前年の所得による制限あり）

・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成

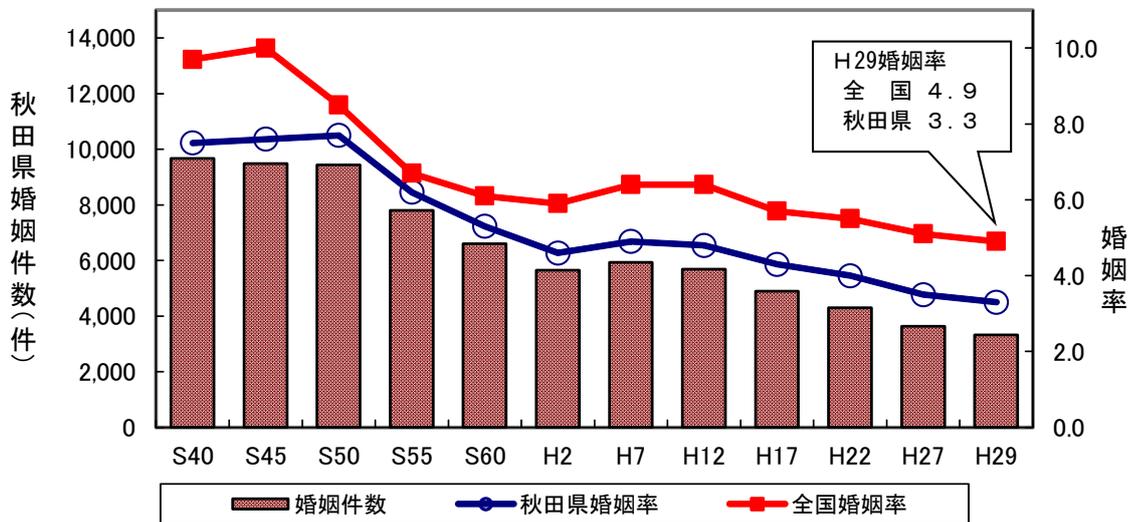
②上記（1）に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1カ月あたり1,000円が上限）

2 当県の出生数・出生率



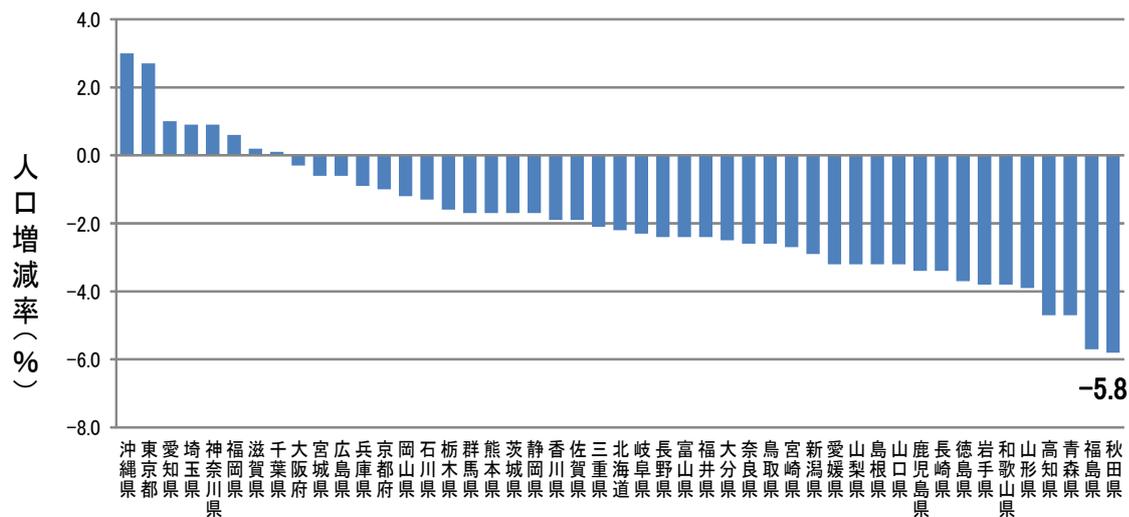
出典：人口動態調査【厚生労働省】

3 当県の婚姻件数・婚姻率



出典：人口動態調査【厚生労働省】

4 都道府県別人口増減率（平成22～27年）



出典：平成27年国勢調査【総務省統計局】

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
 教育庁幼保推進課
 健康福祉部長寿社会課国保・医療指導室）

Ⅱ-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局
厚生労働省雇用環境・均等局

【提案・要望の内容】

- (1) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への支援策の拡充を行うこと。
- (2) 地域の実情に応じた女性活躍の取組を推進できるように、「地域女性活躍推進交付金」の継続的な実施とともに、要望に対応できる十分な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成29年3月に国が決定した「働き方改革実行計画」では、「病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進」や「女性・若者が活躍しやすい環境整備」など9つの分野において、具体的な施策を掲げ、今後10年間で関係法律の改正等を含め施策を講じることとされており、本年4月からは働き方改革関連法が順次施行されています。
人口減少や少子高齢化が急速に進行している当県においても、県の活力を維持・向上させていくためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援が不可欠になっています。
- (2) 当県は、生産年齢人口に占める女性の有業率が全国平均を上回っている（全国11位）ものの、管理的職業従事者に占める女性の割合が低迷している（同40位）ほか、男性の育児休業取得率が6.2%（平成30年度）と低率であるなど、職場における女性の活躍や両立支援の取組が十分には進んでいない状況です。
県内企業の99.9%を占める中小企業からは、女性の活躍推進や両立支援に向けた取組自体が会社の負担になる、一般事業主行動計画の策定は努力義務なので対応しないなどの声が上がっています。

(3) こうしたことから、当県では、平成27年に経済団体等と行政で構成する「あきた女性の活躍推進会議」を設置したほか、女性の活躍推進や両立支援に取り組む事業所に対する入札参加資格審査における評点付与や取組が顕著な企業の表彰など各種制度を設けるとともに、専門家が企業を訪問し、一般事業主行動計画の策定等について助言指導を行うなど、官民が一体となった取組を進めています。

さらに、昨年6月からは、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、取組を一層強化しています。

(4) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、一般事業主行動計画の策定やえるぼし・くるみん認定等に向けた取組に関する事務等の負担が大企業に比べて大きい中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。

特に、積極的に取り組む企業を支援する「両立支援等助成金」の要件緩和や増額、政府公共調達における加点評価制度の拡充など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度を充実させる必要があります。

(5) また、地域における女性の活躍推進に向けた取組を一層推進するために、年々予算が縮小している「地域女性活躍推進交付金」については、令和2年度以降も継続して実施するとともに、地方の要望に対応できる十分な財源を確保する必要があります。

【参考資料】

1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位		管理的職業従事者に占める女性の割合(%)	
東北	全国		
1	10	宮城県	16.8
2	11	山形県	16.7
3	28	青森県	14.2
4	32	福島県	13.7
5	38	岩手県	12.3
6	40	秋田県	12.0
		全国平均	14.8

順位		生産年齢人口における女性の有業率(%)	
東北	全国		
1	3	山形県	74.3
2	11	秋田県	71.7
3	12	岩手県	71.6
4	22	青森県	69.7
5	30	福島県	68.6
6	35	宮城県	67.9
		全国平均	68.5

総務省「平成29年就業構造基本調査」より

2 東北のくるみん認定企業数等の状況（平成30年12月末現在）

くるみん認定企業数		プラチナくるみん認定企業数		えるぼし認定企業数	
山形県	41	宮城県	3	岩手県	9
福島県	32	岩手県	2	青森県	6
岩手県	30	山形県	2	福島県	5
宮城県	29	青森県	1	宮城県	4
秋田県	24	福島県	1	山形県	4
青森県	22	秋田県	0	秋田県	3
全国平均	64.6	全国平均	5.5	全国平均	16.5

厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」及び「女性活躍推進法に係る認定状況」より

3 「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

[あきた女性活躍・両立支援センターの設置]

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。

- ・設置時期 平成30年6月1日
- ・設置場所 秋田県商工会連合会内（秋田市）
- ・委託先 秋田県商工会連合会
- ・センターの機能
 - ①女性活躍・両立支援推進員（3人）の企業訪問による啓発
 - ②窓口・専用電話による相談業務
 - ③専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣
 - ④補助金制度の案内、交付申請書類等の受理
 - ⑤その他中小企業における取組の支援に関する業務

（県担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

Ⅱ-3 良好な市街地形成に資する街路の整備について

国土交通省大臣官房、都市局

【提案・要望の内容】

良好な市街地を形成し、コンパクトなまちづくりの基盤となる、街路の整備に必要な予算を確保すること。

- (1) 市街地における交通の円滑化や歩行者の安全を確保する「新屋土崎線（秋田市）」、「八幡根岸線（横手市）」などの街路事業について、整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (2) 「川尻広面線（秋田市）」、「停車場栄町線（由利本荘市）」などの街路事業について、市街地における無電柱化の推進に必要な予算を確保し支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、市町村が進める立地適正化計画策定を支援するため、市町村と共に研究会を立ち上げ、都市の構造に関する調査・分析を共同で実施しています。研究会に参画する市町村は年々増加しており、都市のコンパクト化に向けた取組が着実に進んでいます。

こうした取組により、「立地適正化計画」を策定した秋田市や横手市などを支援するため、県としてもコンパクトなまちづくりの基盤となる街路事業を一層推進し、渋滞の解消や安全な歩行空間を確保することにより、良好な市街地形成を図ることが必要です。

- (2) 当県では、都市の防災機能の強化を図り、良好な都市景観を形成するため、市街地内での無電柱化を推進しており、計画的な進捗を図るため、「(仮)秋田県無電柱化推進計画」の今年度内の策定を目指しています。今年度、防災・安全交付金（無電柱化推進計画支援事業）が創設されましたが、事業の推進には電線管理者との連携が不可欠であり、確実かつ計画的に整備を進める必要があります。

コンパクトなまちづくりを支援する街路整備

新屋土崎線(旭南)



慢性的渋滞、歩道狭小
→ 4車線化・無電柱化により
円滑で安全な交通環境へ

川尻広面線(横町)



一方通行のボトルネック区間
→ 道路拡幅・無電柱化により
沿道環境改善へ

秋田市中心市街地活性化 基本計画区域 (H29.3認定)

◆主な民間投資プロジェクト

- テレビ局本社 新築移転
- 駅直結店舗、駐車場建設
- 駅前大型商業施設リニューアル
- JR秋田支社 新築移転
- CCRCスポーツ整形クリニック
- CCRC医療福祉住宅複合施設
- JR秋田ゲートアリーナ(体育館)



◆主な県市実施事業

- 街路事業
- 土地区画整理事業 等
- 県市連携文化施設



県街路事業により、
中心市街地への
アクセスを強化!



秋田市 市街地概要図

由利本荘市 市街地概要図

県街路事業により、
JR羽後本荘駅への
アクセスを強化!

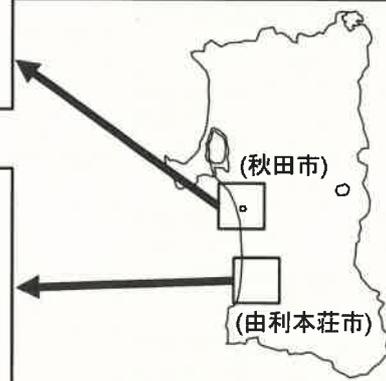


由利本荘市 市街地概要図

停車場栄町線(裏尾崎町)



駅直結道路だが歩道がなく幅員狭小
→ 道路拡幅・無電柱化により
防災機能と交通安全の向上へ



Ⅱ-4 生活排水処理の広域化・共同化への支援について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

人口減少社会を見据え、持続的かつ効率的な生活排水処理事業を実現するため、県と市町村等との連携により取組を進めている生活排水処理の広域化・共同化に係る次の事業について、予算の拡大を図り、必要な支援を行うこと。

- (1) 生活排水処理等で生ずる汚泥の広域的な利活用を図るため、県南地区の4市2町1村2組合を対象に整備を計画している広域汚泥処理施設について、今後の事業実施に必要な予算を確保すること。
- (2) 流域下水道を核とする本県の広域化・共同化の取組の効果を早期に発現するため、県北地区広域汚泥資源化事業に密接に関連する「大館市し尿受入施設整備事業」のほか、汚泥集約化に係る公共下水道の管渠等の整備について、市町等を支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 汚泥の広域共同処理事業は、これまで焼却や埋立処分されていた汚泥を地域資源として利活用を図るもので、汚泥の集約化により将来の財政負担が軽減されるほか、循環型社会への貢献が期待されます。県南地区の広域汚泥処理は、県北地区での取組を県南地区へ水平展開することにより、本県における生活排水処理の一層の広域化・共同化を進めるものであり、事業運営のために必要な予算の確保が必要です。
- (2) 県北地区広域汚泥資源化事業は、令和2年度の供用開始に向けて整備を進めておりますが、この取組の効果発現には、同一敷地内で大館市が進めるし尿受入施設の整備への予算確保が課題になっています。また、汚泥集約に向けて、市町等が実施する管渠整備等への十分な支援が必要です。

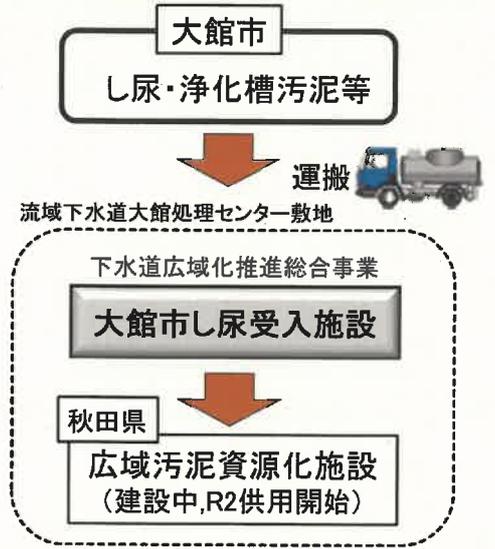
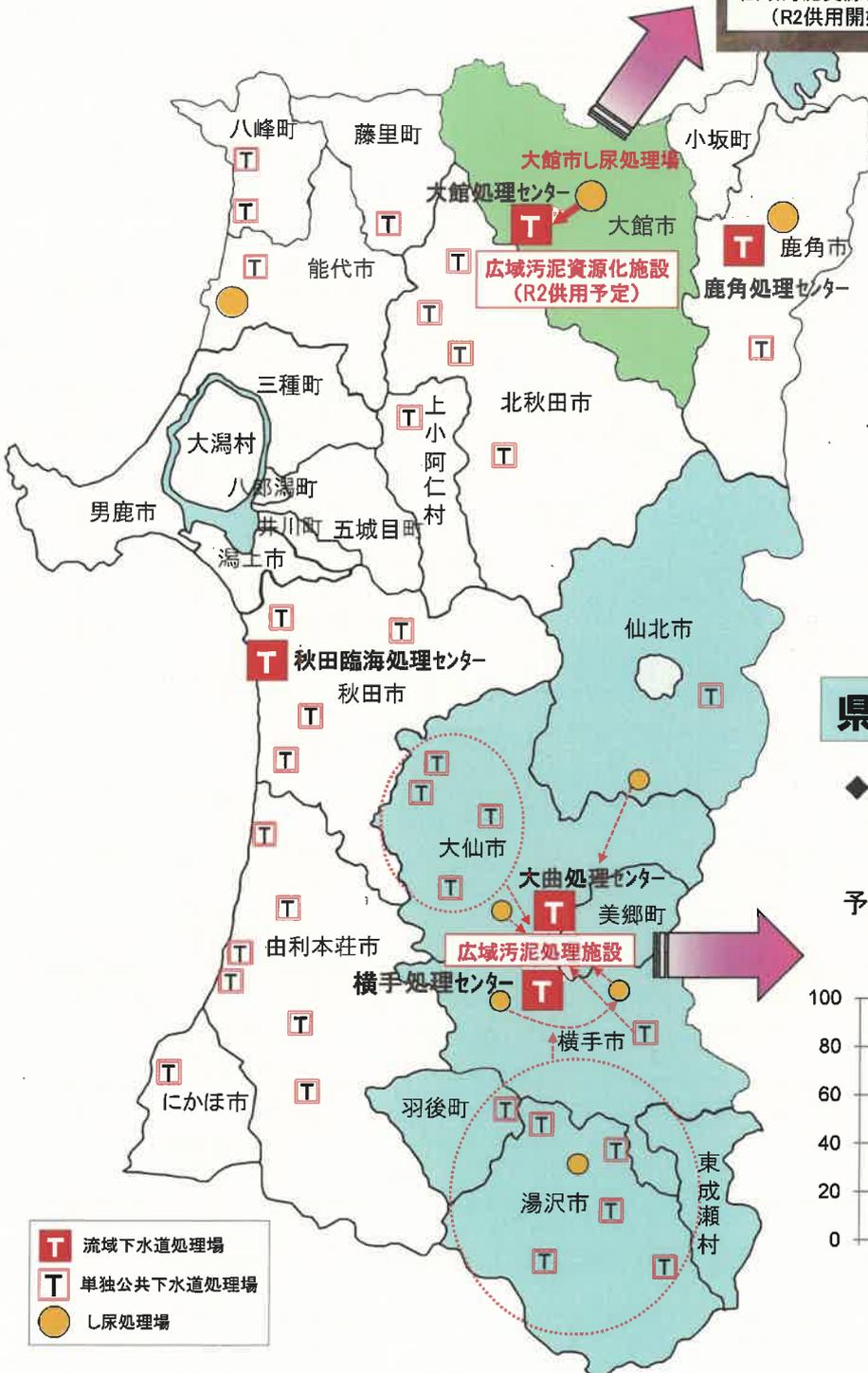
本県が全国に先駆けて進めている市町村等との広域化・共同化の取組は、持続可能な下水道事業運営を目指す「秋田モデル」として、高く評価されています。

「秋田モデル」による持続可能な下水道事業の取組

大館市し尿受入施設整備事業

◆大館市のし尿や浄化槽汚泥等を受入する施設を流域下水道大館処理センター敷地内に新設

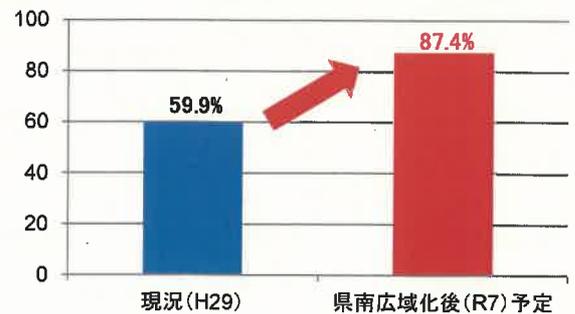
予定【R1事業計画変更、R2発注支援業務、R3～4設計・工事、R5供用開始】



県南地区広域汚泥処理事業

◆県南地区4市2町1村2組合を対象に下水道処理場やし尿処理場からの汚泥を集約し、资源化を計画

予定【R1基本計画、R2～3発注支援業務、R4～6設計・工事、R7供用開始】



県南地区汚泥リサイクル率 (%)

(県担当課室名 建設部下水道課)

Ⅲ 社会の変革へ果敢に挑む産業振興

Ⅲ-1 環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について

国土交通省大臣官房、港湾局

【提案・要望の内容】

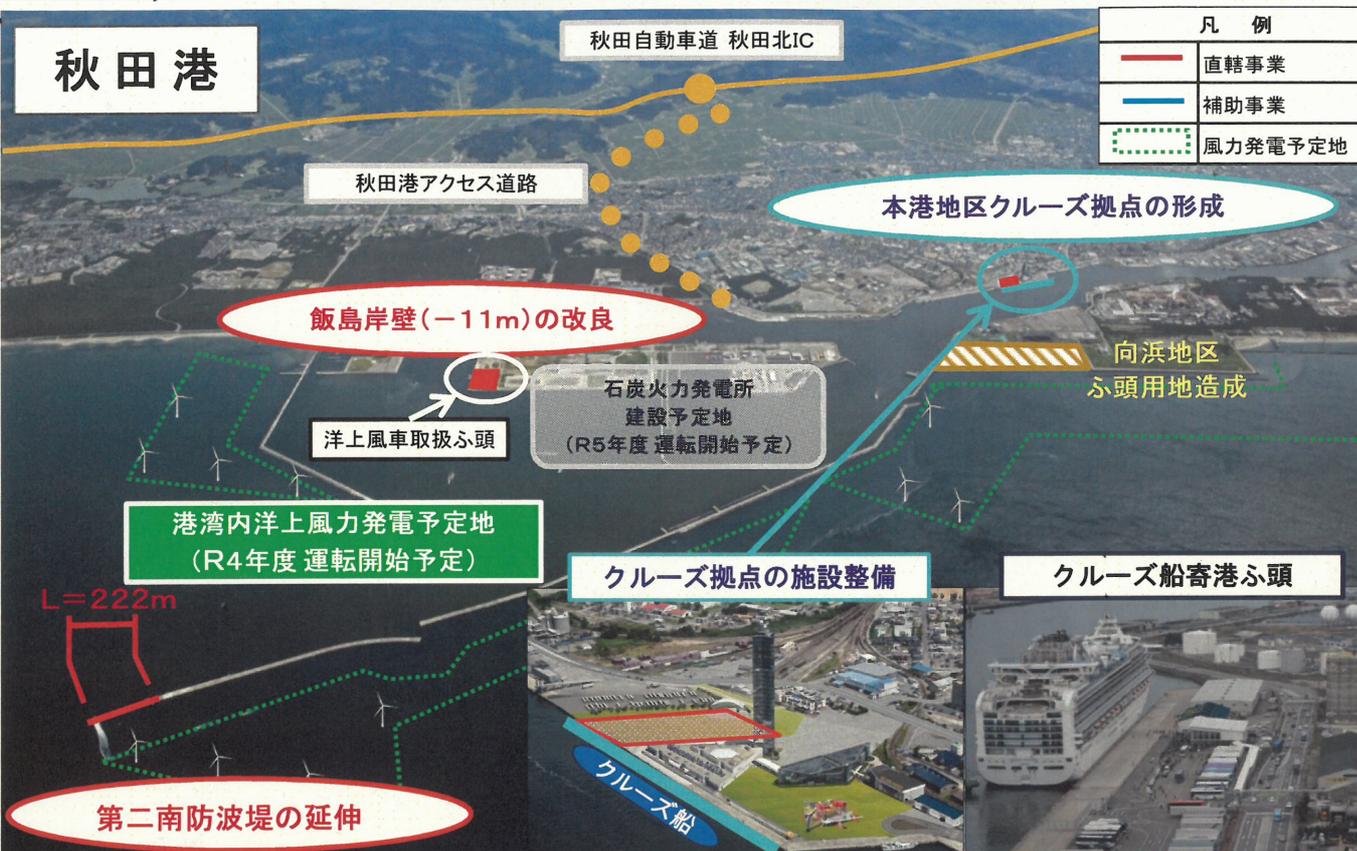
- (1) 秋田港、能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、防波堤の整備等を促進すること。
- (2) 秋田港、船川港における津波対策等（漂流物対策・津波避難施設の整備等）について、早期に実現できるよう支援すること。
- (3) 秋田港の本港地区において、増加するクルーズ船寄港に対応するため、受入環境の整備に必要な予算を確保し支援を行うこと。
- (4) 洋上風力発電の一般海域への展開に向け、秋田県沖を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に基づく促進区域に指定し、能代港、秋田港の機能強化に向けた支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田港では、昨年7月に改訂した「港湾計画」を基に、将来の貨物量や航行船舶の増加に対応した環境整備を進めていくことにしています。
また、能代港においても、能代火力発電所3号機の建設により、更なる物流の増加が見込まれることから、早急な環境整備が必要になっています。
- (2) 当県では、港湾区域における津波対策の検討を進めており、背後地の人命・財産を守るため、津波対策事業の予算確保が必要です。また、船舶の大型化に対応した、利便性の高い港湾の整備を行う必要があります。
- (3) 当県では、インバウンド誘客の推進に取り組んでおり、増加する外航クルーズ船の需要を取り込み、地域活性化へと結び付けていくことにしています。このため、早急に係留施設や旅客利便施設等の受入環境の整備を進め、クルーズ船の更なる誘致を図ることが急務になっています。
- (4) 当県では、港湾区域内において大規模な洋上風力発電施設の建設が計画されているほか、日本海側北部沿岸の一般海域においても洋上風力発電の先行的な建設計画が進められており、部材の組立てや積出し、維持管理などを行うための施設整備等の港湾の機能強化が必要です。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備

秋田港

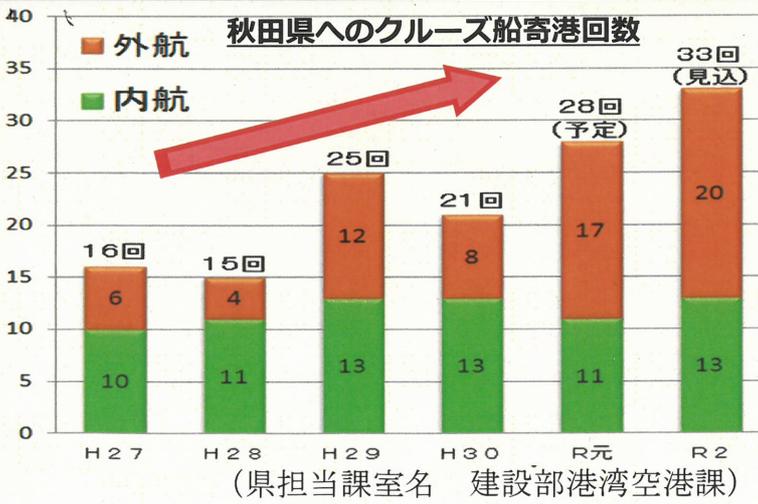


凡 例	
—	直轄事業
—	補助事業
 	風力発電予定地

能代港



船川港



Ⅲ-2 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進について

内閣府総合海洋政策推進事務局
総務省自治行政局、自治税務局
経済産業省大臣官房、資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

【提案・要望の内容】

- (1) 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、「再エネ海域利用法」という。）第8条の規定に基づく促進区域の指定に当たっては、当県が要望する区域に十分配慮するとともに、早期の指定を行うこと。
- (2) 洋上風力発電設備の設置のため、環境影響評価法に基づく手続きや電力系統の確保、地元調整等を、再エネ海域利用法の制定が検討される以前から進めている先行事業者が、同法の施行によって不利益を被ることのないよう、公募占用指針に係る評価基準等において十分に配慮すること。
また、同評価基準においては、地域産業の振興に資する取組など地域への貢献についても、十分に配慮すること。
- (3) 再エネ海域利用法による洋上風力発電の導入に際し、市町村の境界がない海域において、発電設備に係る固定資産税の課税が円滑に行われるよう、課題を整理し、ガイドライン等を定めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 再エネ海域利用法では、経済産業大臣及び国土交通大臣が、指定しようとする区域ごとに設置する協議会等の意見を聴取した上で、促進区域を指定することになっており、年間に指定する区域の件数に上限が設けられることも想定されます。
当県では、平成27年1月に、港湾区域外の一般海域において、着床式洋上風力発電に適した候補海域を設定したことから、複数の先行事業者が、同海域において、環境影響評価法に基づく手続き等を行っており、同法の施行が、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた先行的な取組の妨げとならないよう、促進区域の迅速な指定が求められています。

(2) 公募占用指針中の「選定事業者を選定するための評価の基準」や、「公募の実施に関する事項その他の必要な事項」等において、法に先行して環境影響評価法に基づく手続きや事業可能性調査、電力系統の確保、利害関係者との調整等を行っている事業者が不利益を被ることのないよう配慮するとともに、洋上風力発電事業が長期にわたり地域と共生していくためには、事業者が実施する地域貢献策についても十分に評価することが必要です。

(3) 地方税法第389条第1項第2号により、電気事業の用に供する償却資産については、発電・送電等の用に供する固定資産又は2以上の市町村にわたって所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められる場合には、都道府県知事又は総務大臣が固定資産についての価格等を決定してこれを関係市町村に配分し、市町村はその配分を受けた価格等によって固定資産税を賦課徴収することになっています。

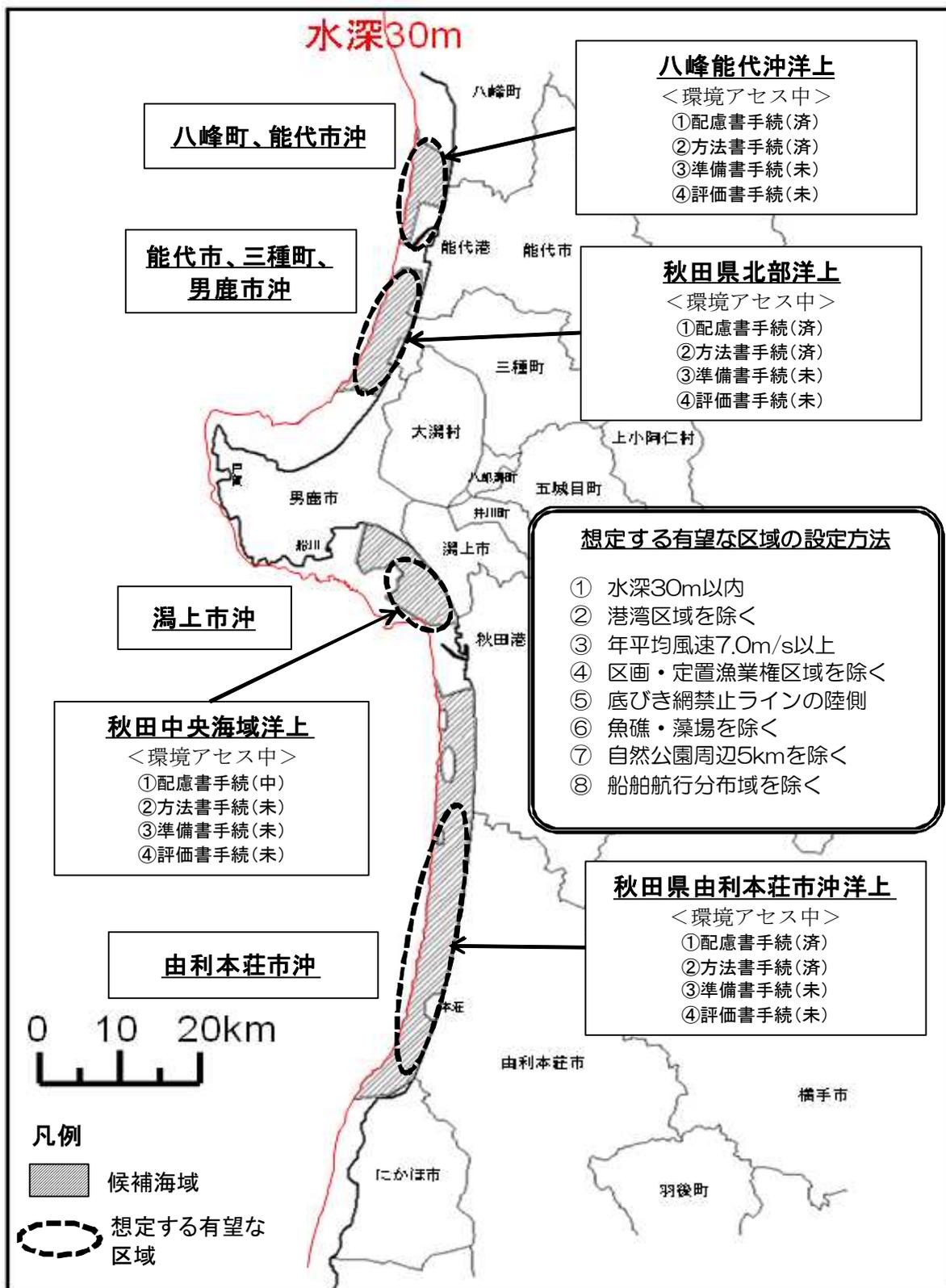
その配分方法については、地方税法第389条第1項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則において、当該償却資産が所在する市町村に配分するものとされています。

しかし、市町村の境界がない海域では、洋上風力発電設備の所在が明らかではなく、地方自治法第9条の3に基づく境界の画定を行う場合も、関係市町村間の協議のみでは、容易に進展しないおそれがあることから、関係する機関が連携して、課題の整理を図っていく必要があります。

納税先が早期に定まらない場合には、選定事業者が、地元調整を行う際の支障となることも懸念されることから、関係市町村が発電設備に係る固定資産税の課税を円滑に行うためのガイドライン等の必要性が高まっています。

【参考資料】

秋田県の想定する有望な区域と先行事業者の状況（令和元年5月現在）



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課
 総務部税務課、建設部港湾空港課)

Ⅲ-3 洋上風力発電など再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について

経済産業省大臣官房、産業技術環境局、資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

- (1) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、電力会社間の地域間連系線の増強や基幹送電線の整備など、電力系統の広域的運用に関する取組について、加速化を図ること。
- (2) 再生可能エネルギーの課題とされる地域偏在や出力変動の緩和を図るため、洋上を含め、国内有数の風力発電適地である当県において、風力発電による水素の製造及び効率的な貯蔵等の技術開発に向けた調査研究や実証事業を行い、その加速化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「第2期秋田県新エネルギー産業戦略」（計画期間：平成28年度～令和7年度）では、当県が有する再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に生かし、国が目指すエネルギーミックスの実現に貢献するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を県内における関連産業の振興や雇用の創出につなげるため、「国内最大級の新エネルギー供給基地と関連産業集積拠点の形成」に向けた関連施策の充実を図ることとしています。

将来の再生可能エネルギーの導入に寄与する地域間連系線の完成には長期間を要することから、工期の短縮に向けた取組が必要ですが、平成29年4月に工事着手された「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画」は、応募事業者の辞退により、現在、再検討がなされています。

基幹送電線の整備については、平成28年5月末に、東北北部における特別高圧系統の空容量がなくなり、発電事業者が新規に接続する場合には、追加的な系統増強工事が必要になったことから、「電力広域的運営推進機関」は、近隣の電源接続案件を募って、複数の発電事業者が工事費負担金を共同負担して系統増強を行う、「電源接続案件募集プロセス」の手続きを行っていますが、「東北東京間連系線」整備計画再検討の影響を受け、令和元年5月下旬であったプロセス完了の時期が延期されています。

(2) 再生可能エネルギーの適地が偏在しているため、電力系統の容量不足に伴う電力系統整備の費用負担や、出力変動に対応した調整力の確保が課題になっています。

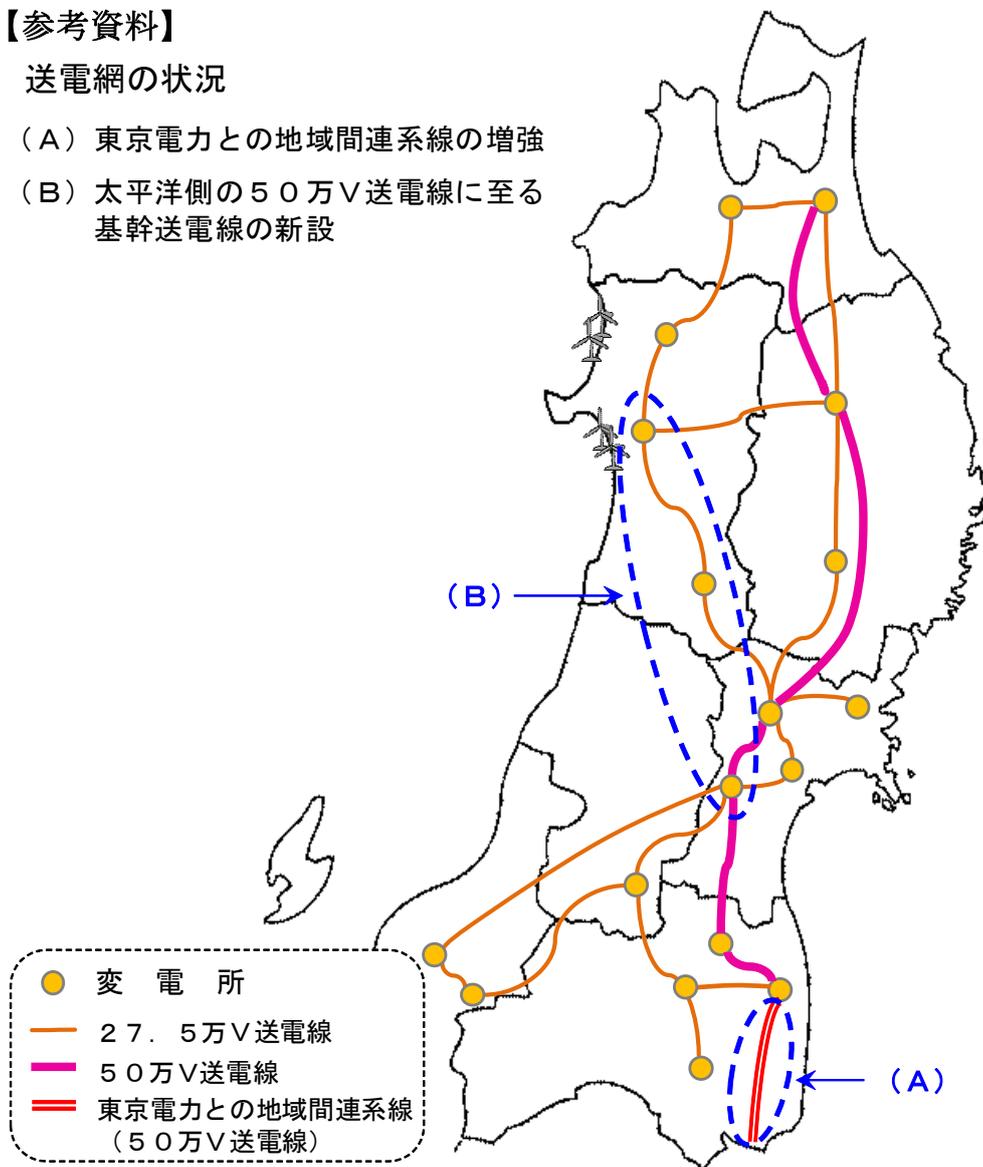
そのため、現在、国において、電力系統の効率的運用を図るべく「コネクト&マネージ」の検討が進められているほか、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証事業が進められています。

当県は洋上を含め、国内有数の風力発電適地であるとともに、平成26年8月には、水素社会の実現に向け、水素に関する世界最高峰の技術力を有する国内企業との「連携と協力に関する協定」を締結しており、風力発電により製造する水素に関する実証事業等を効果的に行うための条件が整っています。

【参考資料】

送電網の状況

- (A) 東京電力との地域間連系線の増強
- (B) 太平洋側の50万V送電線に至る基幹送電線の新設



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ-4 中小企業の事業承継支援施策の継続等について

中小企業庁

【提案・要望の内容】

経営者の高齢化が深刻な中小企業の事業承継が円滑に行われるよう、「中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業」による「事業引継ぎ支援センターの設置事業」や、「事業承継・世代交代集中支援事業」による「プッシュ型事業承継支援高度化事業」など、事業承継関連施策を今後も継続すること。

また、事業承継を機に行う生産性向上のための設備投資を対象として、長期・低利の資金調達制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ、円滑な事業承継を図ることは、地域活性化のために極めて重要です。
- (2) 当県ではこれまで、商工団体、金融機関などの支援機関をメンバーとした事業承継ワーキンググループ会議における情報共有や事業承継相談推進員の企業訪問等による啓発・掘り起こしとともに、専門的な案件を扱う事業引継ぎ支援センターや事業承継ネットワーク事務局との連携により、事業承継が円滑に行われるよう支援してきました。
- (3) 今年度も、両機関による支援を事業承継推進の両輪とすることにより、地域企業の事業承継の一層の推進を図ることにしていますが、経営者の高齢化が深刻な県内中小企業の事業承継の円滑化に中長期的に継続性をもって取り組んでいくためには、引き続き国による強力な後押しが必要です。
- (4) また、事業承継を検討する企業にあっては、事業の継続（発展）に向けて老朽化した設備の更新など生産性を高めるための取組が課題となっています。設備投資による生産性向上を図り、事業承継を円滑に促進するため、協同組合等を対象とする中小企業高度化資金（高度化事業）と同等の長期・低利の資金調達制度を一般企業向けにも創設することが必要です。

【参考資料】

当県の事業承継の状況

(1) 後継者不在率（出典：帝国データバンク H30.11）

秋田県 67.8% 全国ワースト18位 [H29.12 ワースト14位]
 全 国 66.4%

(2) 社長の平均年齢（出典：帝国データバンクH31.1）

秋田県 61.7歳 全国高齢1位 [H30.1 2位]
 全 国 59.7歳

(3) 現行の主な資金調達制度（設備投資）

区 分	高度化事業による資金貸付	信用保証制度 【本県の一般資金の場合】
対象事業	中小企業者が組合等の団体を 設立し、共同して工場団地・ 卸団地などを建設する事業 (団地外の組合員企業は対象外)	県内で1年以上事業を営んでいる者 の設備投資事業
貸付期間	20年以内	固定10年、変動15年以内
貸付利率	0.45%	固定2.15% 変動1.90% 保証料1.55%以下
貸付割合	原則として貸付対象事業費の 80%	100%
貸付上限	なし	1億円 (信用保証制度全体では2.8億円)

(県担当課室名 産業労働部産業政策課)

Ⅲ-5 中小企業の自立・創造に向けた取組の充実について

経済産業省商務情報政策局、中小企業庁

【提案・要望の内容】

地方創生の原動力となる中小企業の自立・創造に向けた取組を促進するため、「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）」を中小企業施策の柱の事業の一つと位置付け、中長期的な観点から、今後も継続して予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、社会経済情勢の変化等に対応し、元気な秋田を創り上げていくため、昨年度からの新たな県政運営指針として、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」を策定し、県内中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や、競争力強化等を後押ししています。
- (2) 多様な事業活動を展開する中小企業（小規模事業者を含む）の実態を踏まえ、昨年度も、補正予算で「ものづくり補助金」が措置され、制度が継続されました。
当県では、これまでに506件の案件が採択され、県内中小企業では、この補助金を活用した生産性の向上に資する設備投資により、技術研究開発や経営改善が進んでいます。
- (3) 令和元年度当初予算では、複数の中小企業等が連携して行う取組に対する支援策として、「ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業」が予算措置されましたが、多様な中小企業が、年度当初から支援施策を積極的に活用できるよう、「ものづくり補助金」についても当初予算で措置し、継続性を持った施策として位置付ける必要があります。

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅲ-6 中小企業のワンストップ事業支援の継続について

中小企業庁

【提案・要望の内容】

地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が、今後とも地域経済の発展に重要な役割を担っていけるよう、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を継続して実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県内企業の9割以上を占める中小企業・小規模事業者は減少が続いており、経営革新や事業承継が課題となっています。
地域の支援体制を強化するため、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置された「よろず支援拠点」は、商工団体や金融機関等の支援機関と連携を図り、中小企業・小規模事業者が抱える様々な課題やニーズに応じて、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、③課題に応じた「ワンストップサービス」といったきめ細かな対応を行っており、その役割はますます重要になっています。
- (2) 当県でも、本事業により、平成26年6月に「秋田県よろず支援拠点」を設置し、中小企業・小規模事業者の様々な経営改革の相談に、様々な分野のコーディネーターがワンストップで対応しているほか、拠点内の相談のみならず、県下全域への巡回相談、セミナーの開催や支援機関、金融機関と連携した支援など、きめ細かな相談体制を備えています。
支援拠点を設置して以降、各分野のコーディネーターが、創業時の事業計画作成などの立ち上げ支援、自社の強みを生かした商品開発や販売戦略による売上拡大、コスト管理の徹底による利益率の改善など、経営上の課題に関する的確なアドバイスや成果が出るまでのフォローアップなどを行ってきた結果、県内中小企業・小規模事業者の経営改善につながっています。
- (3) 経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者が、長期的な取組となる経営改革を行うには、県内の支援機関と一体になった「よろず支援拠点」による創業から事業承継までの各段階の課題等に応じた伴走型支援の継続が必要です。

【参考資料】

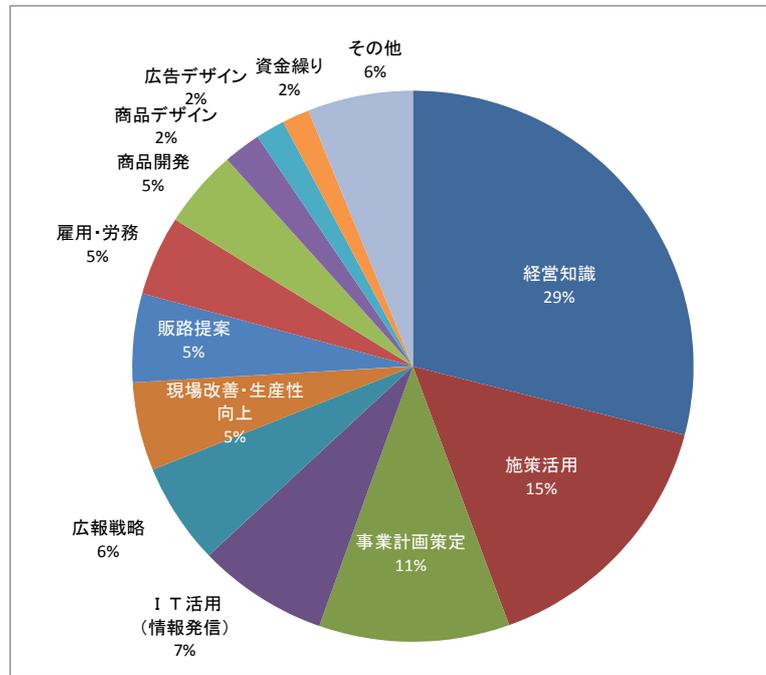
秋田県よろず支援拠点

相談対応件数

項目	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
稼働月数	9	12	12	12	12
相談対応件数	1,792	4,637	3,360	3,312	3,833
同月平均	199	386	280	276	319

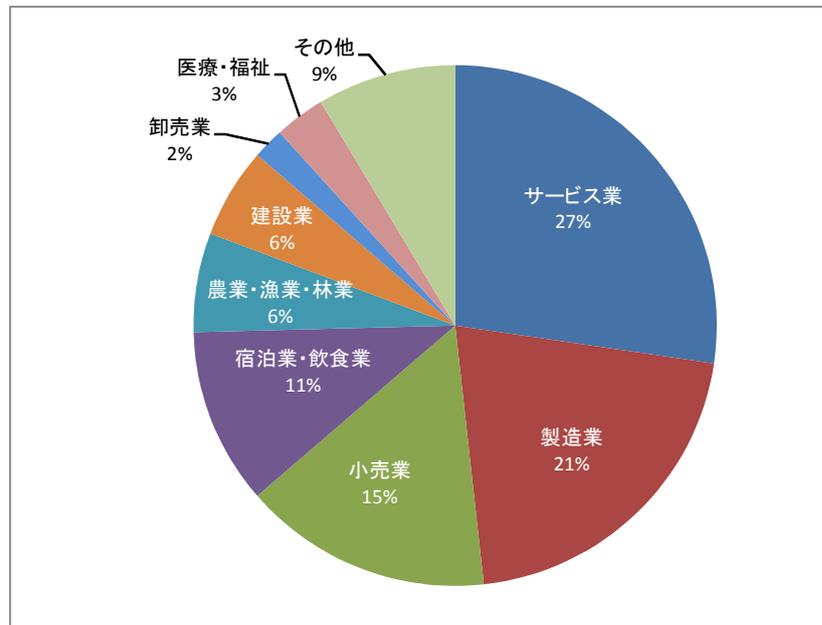
相談内容

(H30.4～H31.3)



相談者の業種

(H30.4～H31.3)



(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅲ-7 日露間の輸送効率の向上について

外務省欧州局
経済産業省貿易経済協力局
国土交通省総合政策局

【提案・要望の内容】

シベリア鉄道を活用し、日本とロシア、欧州との貿易の活性化を図るため、日露間の貨物輸送の効率化促進に関し、ロシア政府への働きかけを継続的に行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、日本海を挟みロシア極東地域に最も近い位置にあることから、同地域との経済交流に積極的に取り組むとともに、ユーラシア大陸を横断するシベリア鉄道にも着目し、沿線諸都市や欧州との貿易の可能性を拓く「シーアンドレール構想」を従前から提唱しています。
- (2) 平成29年度には、秋田市において、秋田商工会議所とロシア沿海地方商工会議所等との経済交流会議が開催され、相互の貿易拡大に向けた連携促進等が合意されたほか、近年は、当県とロシア極東地域との間で、県産米の輸出や、全国で初めて家畜飼料の輸入が実現し、昨年は約2,800トンが秋田港に輸入されるなど、民間主導での経済交流が拡大しつつあります。
- (3) しかしながら、ロシア極東地域の港湾では、税関等の関係官公署での手続に時間を要するために通関に遅れが生じ、輸送日数やコストの面で物流効率を低下させることから、海外進出や販路開拓を目指す事業者にとって大きな障害になっています。
- (4) 国では、定期的にロシア側と協議を行い、昨年はシベリア鉄道の利用促進に向けた課題検証のため、貨物輸送パイロット事業を実施していますが、できるだけ早い改善実現に向け、ロシア政府に対して、今後とも継続的かつ精力的に働きかけることが必要です。

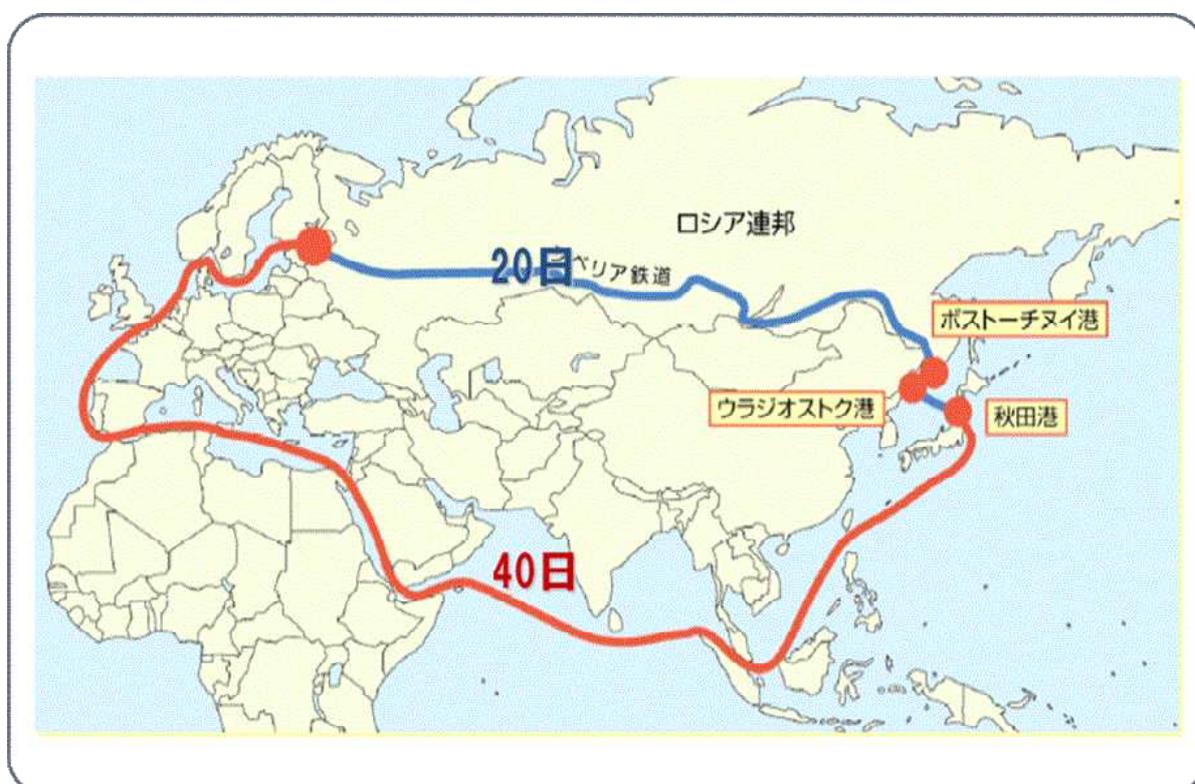
【参考資料】

秋田港シーアンドレール構想について

1. 秋田港シーアンドレール構想

秋田港に対岸諸国向けの貨物を集約し、海路輸送（Sea）とシベリア鉄道等の輸送手段（Rail）によりヨーロッパに至る一大物流ルートを構築する構想。

本構想は、スエズ運河を経由した日本と欧州との海上輸送ルートの代替輸送ルートとしてのみならず、日本とシベリア鉄道沿線都市、中央アジア諸国との貿易をも活発にする重要なルートとして位置づけられる。



秋田港シーアンドレール構想概念図

2. 効果

シベリア鉄道等の輸送手段の活用によるリードタイムの縮減
（海上輸送：約40日、陸上輸送：約20日）

（県担当課室名 産業労働部商業貿易課）

Ⅲ-8 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【提案・要望の内容】

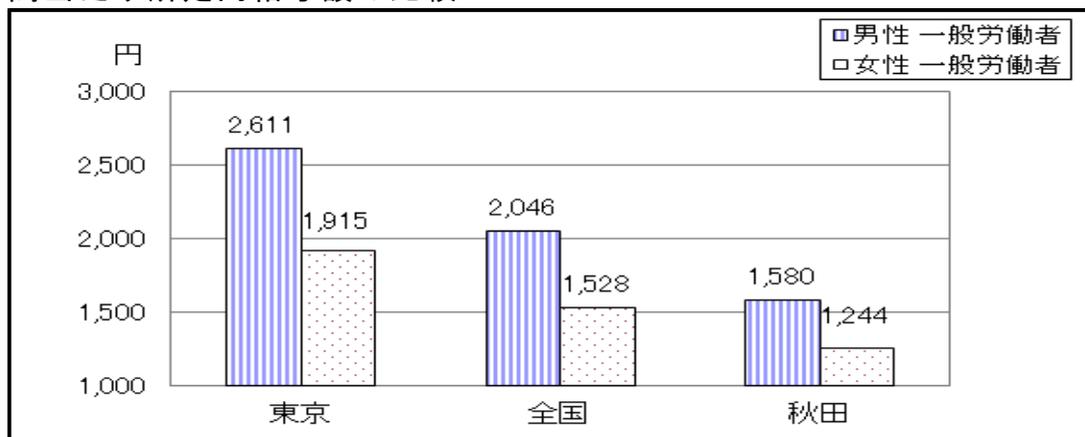
雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などに向けて、最低賃金に係る目安制度の見直しを行うほか、本制度の見直しや現行制度における地域別最低賃金の改定により影響を受ける中小企業に対するフォローアップを継続するとともに、外国人労働者受入れ拡大に向けた環境づくりにも配慮した水準・内容とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準を始めとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因になっています。
最近の県内経済・雇用状況は、個人消費は全体としては緩やかな持ち直しの動きが続き、製造業はやや弱含みの動きになっており、有効求人倍率は高い水準で推移しているものの、全国平均との格差が依然としてあるほか、業種や地域により状況に差異があります。
- (2) 平成30年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、Aランクで27円、Bランクで26円、Cランクで25円、Dランク（当県など）で23円が提示され、都市部と地方の最低賃金の格差が拡大しています。
- (3) こうした中、出入国管理及び難民認定法が改正され、外国人労働者の受入れを拡大する新たな在留資格が創設されましたが、転職が可能なほか日本人と同等以上の賃金水準が求められることから、賃金水準の高い都市部への集中が懸念されています。こうした地域間格差の是正や、雇用における処遇の均衡化を図るためには、地域別最低賃金制度の更なる見直しを行う必要があります。
- (4) 制度の見直しに当たっては、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業の生産性の向上や経営の安定化を進めるため、国のフォローアップ施策である「専門家派遣・相談等支援事業」や「業務改善助成金」などの支援を継続して行うほか、新たな支援制度など、中小企業の人材確保に向けた環境づくりが急務になっています。

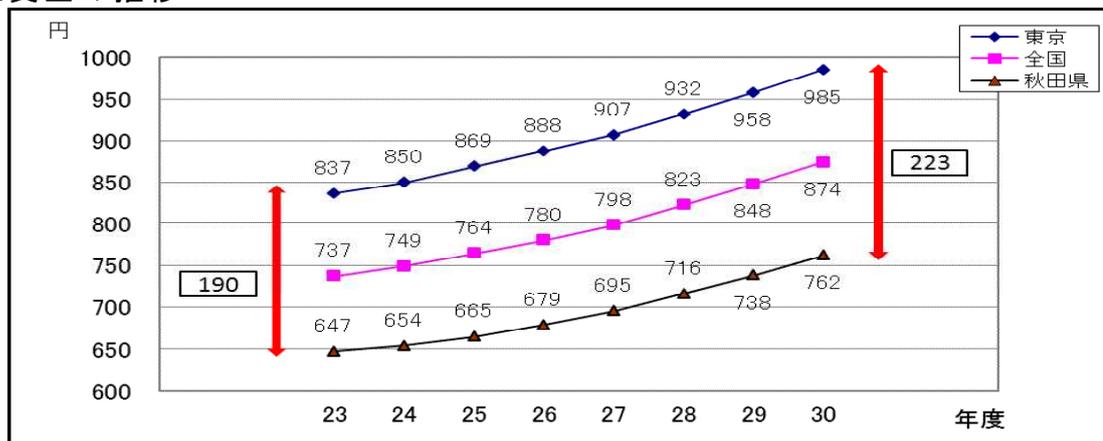
【参考資料】

1 1時間当たり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」)

2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

3 現状の最低賃金の決定方法及び問題点

- 中央及び地方最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、労働局長が決定する。
- 中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を4つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成19年の法律改正後、生活保護基準額との乖離に配慮することになってから、ますます地域間格差が拡大している。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅲ-9 技能者育成資金融資制度の見直しについて

厚生労働省人材開発統括官

【提案・要望の内容】

経済的な理由により、職業能力開発校（県立技術専門校）において職業訓練を受けることが困難な訓練生の負担軽減を図り、職業訓練の受講を容易にすることを目的とする「技能者育成資金融資制度」について、日本学生支援機構等他機関が運営する制度と同等の制度になるよう見直しを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 職業能力開発校の訓練生は、日本学生支援機構の奨学金や県内市町村奨学資金の対象になっていないため、国の技能者育成資金融資制度や銀行の教育ローンなどの融資制度に頼らざるを得ない状況になっています。
- (2) 当県の県立技術専門校の訓練生は、県内就職率が87.7%（平成30年度修了生）、修了1年後の職場定着率が96.3%（平成29年度修了生）と高く、地元の産業を支える貴重なものづくり人材として期待されており、また、若者の県内定着を進め、人口減少を克服していくためにも、訓練生に対する経済的支援は重要です。
- (3) 技能者育成資金融資制度は、借入資格の一つとされていた連帯保証人の要件が廃止されたものの、融資上限額が62万円（2年分）、融資利率が3%であるなど、訓練生に対する経済的支援を目的にしているにもかかわらず、他機関が運営する制度との条件面の違いから、利用しにくい制度になっています。
- (4) 当県では、例年、経済的な理由により中退する訓練生がいるほか、保護者からは入校説明会等において、日本学生支援機構の奨学金と同程度の支援内容になるよう要望が出されています。

【参考資料】

技能者育成資金融資制度と日本学生支援機構の奨学金等との比較

平成31年4月1日現在

実施機関	国(厚生労働省)	日本学生支援機構	民間金融機関	
制度名	技能者育成資金 融資制度 (取扱：労働金庫)	第二種奨学金	労働金庫 (教育ローン カード型)	秋田銀行 (教育ローン)
融資(貸与) 方式	一括融資	毎月定額貸与	随時融資	一括融資
融資(貸与)額	自宅 52万円 自宅外 62万円 ※訓練年数(2 年)分の上限額	2年分の総額 48万円～288万円 ※月額 2万円～12万円	10万円 ～2,000万円 ※総額	10万円 ～1,000万円 ※総額
利率	借入後から発生 固定 3%	卒業後から発生 変動 0.01% 固定 0.14%	借入後から発生 変動 2.450%	借入後から発生 変動 2.5%
連帯保証人	不要	機関保証又は人的保 証(連帯保証人・保 証人の選任)の選択	不要	不要
学業成績審査	あり	あり	なし	なし

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

IV 新時代を勝ち抜く攻めの農林水産業

IV-1 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

内閣官房

財務省大臣官房、主計局

農林水産省大臣官房、生産局、農村振興局、林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 農業政策については、食料の安定供給はもとより、農業・農村の持つ多面的機能が将来にわたって適切に維持・発揮されるよう、国際通商等の影響を十分に踏まえながら、国内農業の競争力強化に向けた施策を拡充するなど、機動的に対応すること。
- (2) 農業の持続的な発展に向け、「農業農村整備事業」を始め、「産地パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」等について、予算を安定的かつ十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「食料・農業・農村基本計画」の見直しに当たっては、農業の成長産業化と多面的機能の維持・発揮の促進に向けた施策を充実するなど、地域の実情に十分配慮することが必要です。
また、TPP11及び日EU・EPAの発効、日米貿易交渉など、国際通商を取り巻く状況は大きな動きを見せており、特に農業分野では、養豚など畜産経営への影響が懸念されます。
- (2) 当県では、農業の成長産業化と地域の活性化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸や畜産の大規模生産団地をそれぞれ50か所を目標に全県域に整備することにしています。
これまで「産地パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」を活用した大規模生産団地の整備等を進めてきた結果、農畜産物の出荷量が拡大し、農業産出額の伸び率が3年連続で全国トップクラスになるなど、着実に成果が現れてきています。
- (3) こうした大規模生産団地の整備には、「産地パワーアップ事業」や「畜産クラスター事業」等が不可欠であり、地域の実情に応じた機動的な制度にするとともに、これまでの補正予算に加え、当初予算での措置により、必要な予算を継続的かつ安定的に確保することが必要です。

【参考資料】

1 産地パワーアップ事業の実績と計画

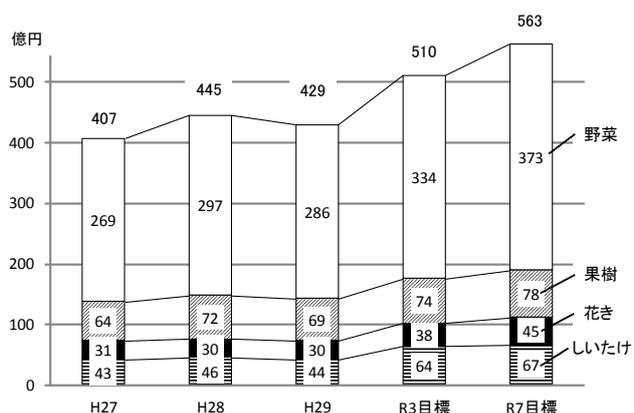
(単位：百万円)

予算時期等	地区名等	事業費	補助金
平成30年度実績 (H29補正)	横手市十五野地区、男鹿市五里合地区、湯沢市北部・羽後町三輪地区、羽後町新成地区、大潟村など 計30地区	3,157	1,444
令和元年度計画 (H30補正)	横手市十五野地区、鹿角市末広地区、大仙市内小友地区、八峰町石川地区など 計32地区	2,898	1,286
令和2年度計画	秋田市金足西部地区、能代市轟・四日市・東雲原地区、三種町八竜地区など 計19地区	800	370

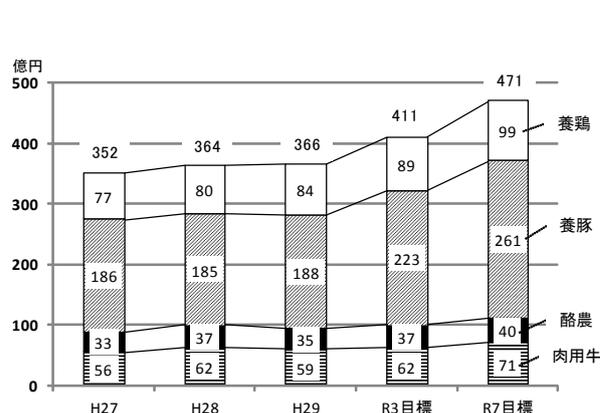
2 畜産クラスター事業の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地区	事業費	補助金
平成30年度実績 (H29補正)	北秋田市中屋敷地区、由利本荘市東由利地区、由利本荘市矢島地区、など 計8地区	1,554	715
令和元年度計画 (H30補正)	横手市杉沢地区、三種町豊岡地区、美郷町六郷地区など 計4地区	979	450
令和2年度計画 (R3以降も含む)	大館市山館地区、鹿角市花輪地区、大仙市中仙地区など 計10地区	11,170	5,077



主要園芸作物の産出額の推移と目標額



畜産産出額の推移と目標額

(県担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

IV-2 スマート農業の推進について

農林水産省大臣官房、生産局、経営局、政策統括官、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

- (1) 「スマート農業実証加速化プロジェクト」について、導入対象をAIや通信機能を有するスマート農機に限定せず、生産から出荷まで実証に必要な一連の機器を導入できるようにするとともに、そのために必要な予算を確保すること。
- (2) スマート農業の普及に当たっては、普及指導員等の指導力の向上が不可欠であることから、専門的な研修会や技術講習会を開催するとともに、担い手向けに分かりやすい技術マニュアルを作成するなど、生産現場における普及体制を強化すること。
- (3) 担い手のスマート農業への取組を促進するため、スマート農機の低価格化に向けた研究開発を推進するとともに、市販段階にある機種については、農家の負担軽減が図られるよう、支援措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「スマート農業加速化実証プロジェクト」は、生産から出荷に至る先端技術を体系的に組み合わせ、営農現場で生産性や経済性を検証するものですが、そのためには、スマート農機に止まることなく、実証に必要な一連の機械を導入する必要があります。
- (2) 最新技術の普及には、普及指導員や営農指導員による現場の実情に応じた指導が不可欠ですが、スマート技術は緒に就いたばかりであり、普及指導員等が最新の知識や技術を習得するための専門的な研修が必要です。
- (3) 一般に、スマート農機は高額であることから、担い手への普及を図るためには、低価格化に向けた研究開発を加速するとともに、導入に要する費用負担の軽減を図ることが重要です。

【参考資料】

＜本県で取り組むスマート農業加速化実証プロジェクトの概要＞

①【水稲の一貫体系】

農業機械から得られる作業・収量情報を栽培管理システムで一括管理し、翌年以降の営農に反映されることにより、生産効率を向上。



②【露地小ギクの一貫体系】

I C T 計画生産・出荷システムを導入し、需要期での計画出荷を実現。



(県担当課室名 農林水産部農林政策課、水田総合利用課、園芸振興課)

IV-3 農業労働力の安定確保について

農林水産省経営局、生産局

【提案・要望の内容】

- (1) 農業労働力を安定的に確保できるよう、J A等における無料職業紹介所の開設や外国人材の確保を含めた、県域でのサポート体制の整備に対する支援を強化すること。
- (2) 雇用を必要とする農業経営体において、労働環境の改善や労務管理スキルの向上が図られるよう、現場で指導に当たる普及指導員等の指導力を強化するための研修等に対して支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、農業労働力の確保に向け、全J Aでの無料職業紹介所の開設を目指していますが、現在3 J Aで開設されているものの、設立や運営に関するノウハウ不足が課題となっています。
このため、本年6月、農業団体と連携の下、県域での「秋田県農業労働力サポートセンター（仮）」を設置し、無料職業紹介所の開設や運営支援、雇用環境の整備、外国人材を含めた多様な人材の確保など、総合的な取組を行うこととしています。
- (2) 当県では、「農業経営者サポート事業」等により、農業経営体への専門家の派遣や雇用管理研修会等を行っていますが、農業者と普段から接する機会が多い普及指導員や営農指導員の指導力の向上が急務となっています。
これまで、民間企業との協働によるカイゼン手法に関する研修を実施し、普及指導員の指導能力を養成してきていますが、労働力不足が顕在化する中でより一層の強化が必要です。

【参考資料】

秋田県農業労働力サポートセンター（仮）の概要

【体制】

構成機関：農業会議（事務局）、JAグループ、農業法人協会、県立大学、県

アドバイザー：秋田労働局、社会保険労務士会

アドバイザー：東北農政局秋田県拠点、シルバー人材センター連合会、農業公社

【取組内容】

① JA 無料職業紹介所の開設支援 …組合員アンケートの作成支援等

② JA 無料職業紹介所の運営支援 …紹介所のPR、優良事例の紹介等

③ 雇用環境の整備 …労務管理研究会の開催等

④ 多様な人材の確保 …外国人材雇用セミナーの開催、法人間の労働力融通の検討等

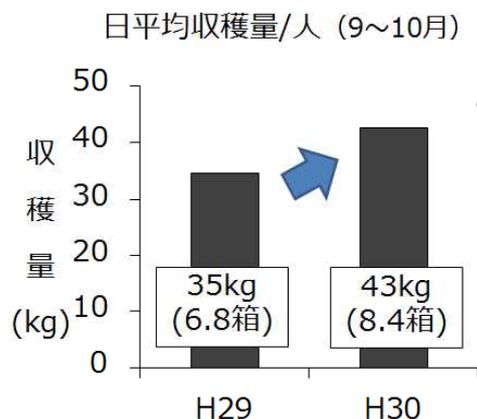
大規模経営体におけるカイゼンの事例

○経営体：（農）メガファーム（横手市）

○課題：ほうれんそうの収穫の遅れ

○カイゼン：最も効率のよい収穫方法をマニュアル化し、作業員全員で共有

○成果：収穫作業効率が2割向上



作業効率2割向上！

（県担当課室名 農林水産部園芸振興課）

IV-4 需要に応じた米生産推進のための環境整備について

総務省自治財政局
農林水産省生産局、政策統括官

【提案・要望の内容】

- (1) 需要に基づいた米生産を進めるため、播種前を基本に、数量や価格に関する事前契約を締結する取組が普及・定着するよう、卸売業者や実需者の理解と協力を促すこと。
併せて、米の消費量が減少傾向にあることから、需要を喚起する取組を推進すること。
- (2) 集荷業者が、主食用米の販売先の一つとして政府備蓄米を選択できるよう、販売計画を策定する11月頃からの入札の実施や複数年契約の導入など、取り組みやすい環境づくりを行うこと。
- (3) 水田のフル活用と地域の創意工夫による産地づくりを推進するため、「水田活用の直接支払交付金」の交付水準を維持すること。
- (4) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の基幹施設について、耐震性診断や維持・更新計画の策定、それに伴う施設の改修に対する支援措置を講じること。
- (5) 優良種子の安定供給に支障を来さないよう、都道府県での取組状況に応じた地方財政措置を堅持すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 米の需要を見極め、価格の安定を図るため、県農業再生協議会では、集荷団体に対し、数量のみならず、価格も含めた事前契約を推進していますが、その普及・定着には実需者側の理解と協力も必要不可欠です。
また、人口減少や米価上昇に伴い、米需要の減少幅が拡大している中で、需要量を減らさない取組を進めることも必要です。
- (2) 政府備蓄米を主食用米の販売先の一つとして位置付けるためには、入札開始時期を集荷業者が販売計画を作成する10～12月に前倒して実施することや、先々のリスクヘッジのための複数年契約の導入などが求められています。

- (3) 当県では、米を基幹としつつも、「水田活用の直接支払交付金」を活用し、大豆や野菜等の戦略作物の拡大による複合型生産構造への転換を推進しており、園芸品目の農業産出額が年々拡大するなどの効果が現れています。
- (4) 稲作の基幹施設として整備されている45基の穀類乾燥調製貯蔵施設について、これまで小規模な補修を繰り返しながら利用してきていますが、老朽化や機能低下が著しく、地震などにも対応できるよう、施設の抜本的な改修や強化、更新が喫緊の課題になっています。
- (5) 主要農作物の種子生産は、我が国における食糧生産の根幹を成すものであることから、種子法廃止による優良種子の安定供給に対する不安の声を払拭するとともに、生産現場に優良種子を安定的かつ継続的に供給できるよう、これまで都道府県が担ってきた体制を堅持していく必要があります。

【参考資料】

1 事前契約率の状況

(単位：千玄米トン)

	H29	H30 (H31年3月末現在)
集荷数量	243.5	248.5
うち事前契約数量 (事前契約比率)	90.5 (37%)	182.9 (74%)

2 水田活用の直接支払交付金の交付状況

(単位：億円)

	H29 (実績)	H30 (見込み)
戦略作物助成	92.2	71.9
産地交付金	43.0	36.1
計	135.2	108.0

※産地交付金は補正予算を含む。

3 当県におけるカントリーエレベーター(CE)の設置状況

(単位：基)

設置時期	S40～59	S60～H9	H10～19	H20～	計
設置基数	18	16	5	6	45
うち耐用年数経過 ※	12				12

※全体のうち、耐用年数(鉄筋コンクリート造サイロ：35年)を超えて更新等が行われていないもの。

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

IV-5 コメのカドミウム及びヒ素対策の充実について

総務省自治財政局
農林水産省消費・安全局、生産局、
農村振興局、農林水産技術会議

【提案・要望の内容】

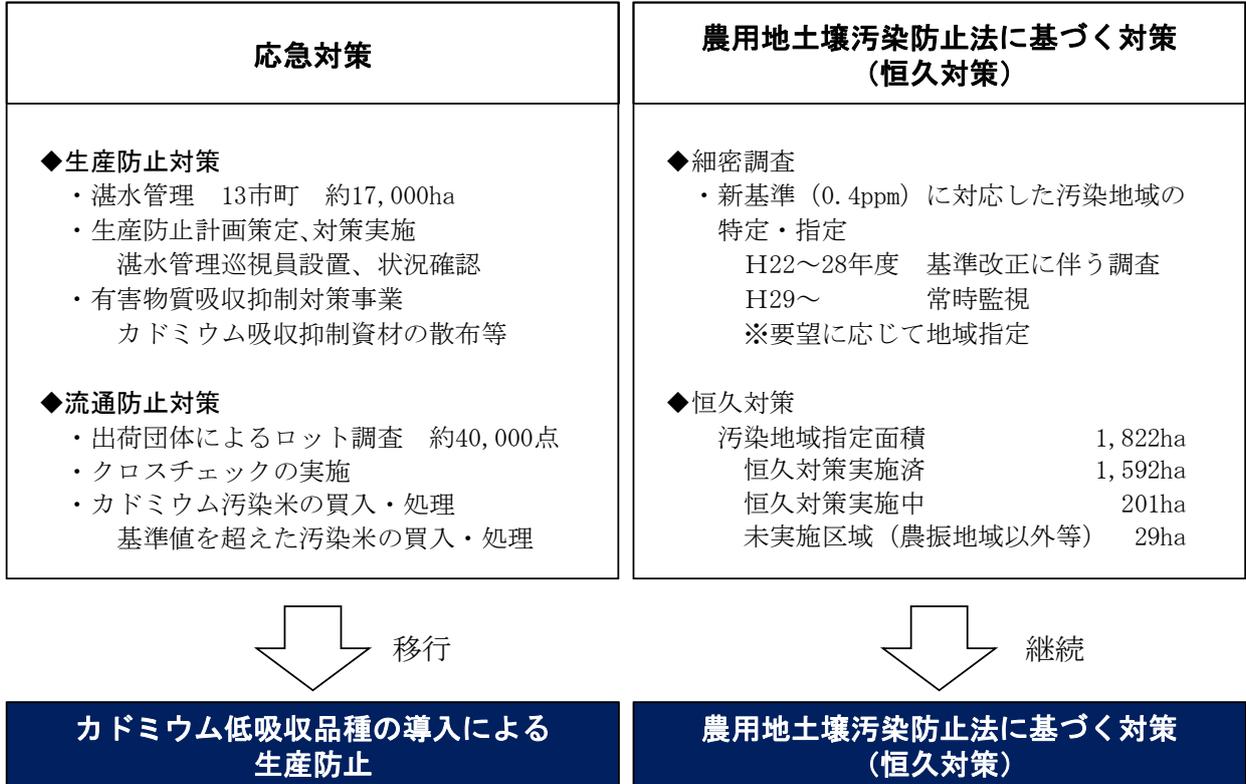
- (1) 国のカドミウム含有米買上事業の終了を受け、当県では、独自に汚染米の買入・処理を行っていることから、地方財政措置を継続すること。
- (2) カドミウム低吸収品種の導入に当たっては、風評被害が懸念されることから、国の主導の下、消費者や流通業者等の理解の醸成を図るとともに、全国的に足並みを揃えて進めること。
- (3) コメのヒ素濃度基準値が設定される場合は、生産者・消費者ともに不利益が生じることのないよう、万全の生産流通防止対策を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

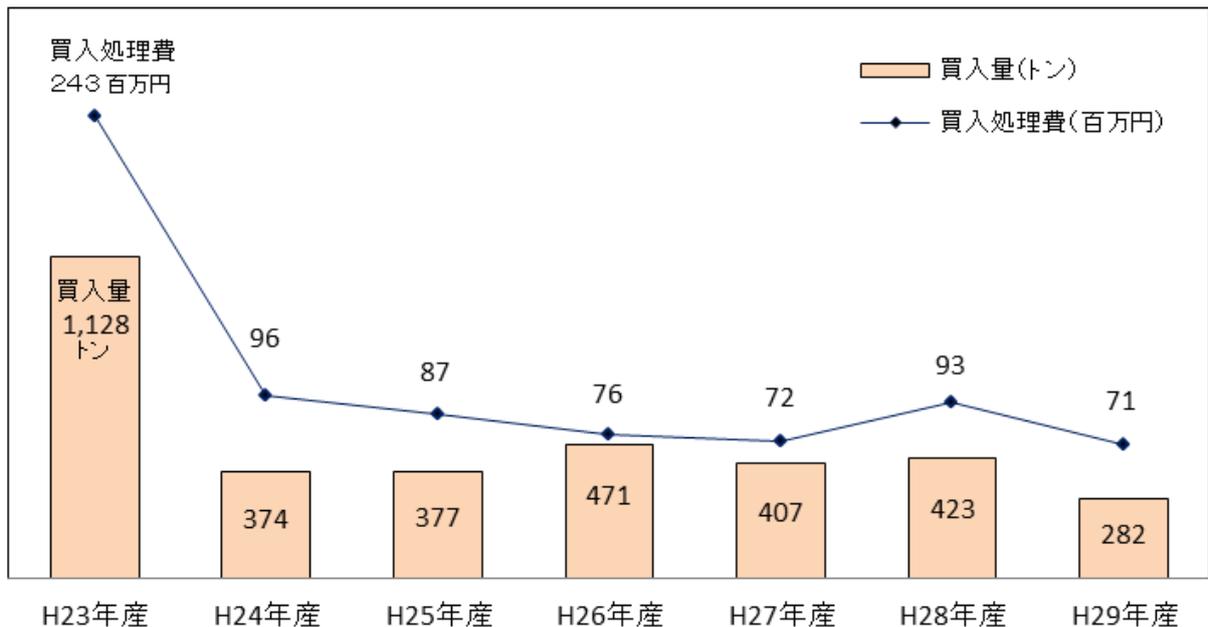
- (1) 当県では、客土や湛水管理による生産段階での発生防止対策や、出荷団体によるロット調査等の流通防止対策を講じるとともに、汚染米については、平成23年度以降、国に代わって県が毎年400トン程度の買入・処理を行っています。
- (2) こうした中、カドミウム低吸収コシヒカリが開発され、抜本的な解決が期待されることから、当県においても、国の指針に基づき、「あきたこまち」など県オリジナル品種について、低吸収品種の開発を進めています。
- (3) その普及に当たっては、低吸収品種を活用することが風評被害につながらないよう、消費者や流通業者等から事前に十分な理解を得た上で、各都道府県が足並みを揃えて導入していく必要があります。
- (4) また、コメのヒ素濃度に関する国際基準値の設定を受け、今後、国内でも基準が設定される可能性があります。ヒ素は、全国に広く分布する上、カドミウムとトレードオフの関係にあることから、生産と流通の両面から万全の対策を講じる必要があります。

【参考資料】

秋田県における農用地土壌汚染対策の概要



汚染米の発生状況と買入処理費



(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

IV-6 農業農村整備事業の予算確保等について

農林水産省大臣官房、農村振興局

【提案・要望の内容】

- (1) 農業農村整備事業は、生産コストの大幅な縮減や担い手への農地集積、高収益作物への転換を図るとともに、農業用水の安定供給や農村地域の安全・安心を確保する上で極めて重要な施策であることから、今後とも必要な予算を安定的に確保すること。
- (2) 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策は令和2年度までの3か年となっているが、農業用ため池の整備や保全・管理は長期間にわたることから、3年度以降も必要な予算を確保し支援を継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、米依存から脱却し効率的で収益性の高い生産構造への転換を図るため、園芸メガ団地の整備を始めとする各種施策を強力に推進した結果、枝豆やネギ、花き等で産地化が進展し、3年連続で農業産出額が増加するなど、成果が着実に現れてきています。
- (2) 生産現場からは、複合型生産構造への転換を支える基盤整備の一層の促進を求められていることから、引き続き、園芸振興施策・農地中間管理事業と三位一体で推進する「あきた型ほ場整備」や地下かんがい、モミガラ補助暗渠など水田の畑地化整備を加速することとしています。
- (3) 自然災害が激甚化・頻発化している中、当県の基幹的農業水利施設の約3割が標準耐用年数を超過していることから、農業水利施設等の長寿命化や防災・減災のための補修・更新等を計画的に実施する必要があります。
- (4) 特に、農業用ため池については、平成30年7月豪雨を踏まえた見直しにより、防災重点ため池がこれまでの3倍以上に当たる約1,200箇所を上る見込みであり、これらの改修・耐震化工事はもとより、管理施設や管理体制の整備に多くの期間を要することから、技術的・財政的な支援を安定的に行う必要があります。

【参考資料】

あきた型ほ場整備の具体事例

能代市	ほ場整備	轟地区(H24~29)
	園芸メガ 〔作物〕	轟地区(H26~28) 〔ねぎ〕
	集積率 現況→計画	5% → 86%



ねぎ

男鹿市	ほ場整備	五里合地区(H27~R2)
	園芸メガ 〔作物〕	五里合地区(H29~R1) 〔ねぎ〕
	集積率 現況→計画	5% → 86%



ほ場整備実施中



秋田市	ほ場整備	平沢地区(H25~R1)
	園芸メガ 〔作物〕	雄和地区(H27~28) 〔ダリア、ねぎ、えだまめ〕
	集積率 現況→計画	3% → 89%



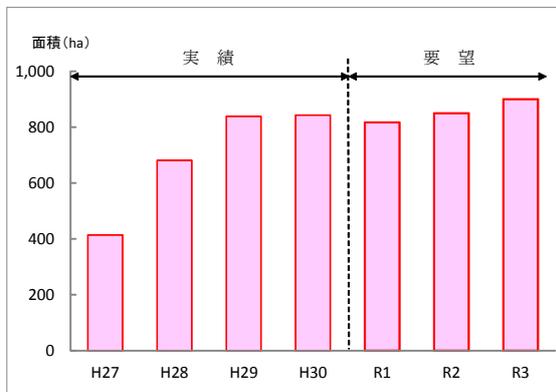
ダリア

由利 本荘市	ほ場整備	平根地区(H25~30)
	園芸メガ 〔作物〕	鳥海平根地区(H27~29) 〔リンドウ、小ギク、アスパラ〕
	集積率 現況→計画	9% → 100%

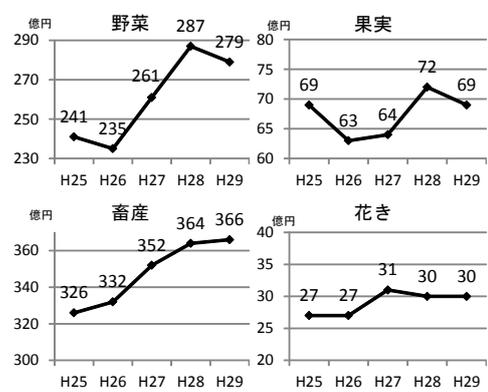


小ギク

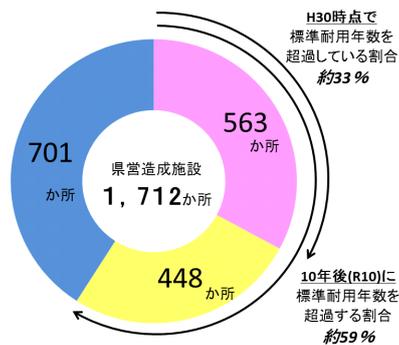
〔ほ場整備の要望面積〕



〔農業産出額の推移〕



〔当県の基幹的農業水利施設の現状〕



〔豪雨によるため池の決壊 (大仙市)〕



(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

IV-7 土地改良区等の管理体制強化に係る支援の強化について

農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

農業水利施設の適正な維持管理や更新整備、災害時の対応等が円滑に実施できるよう、土地改良区への地区編入を促進する取組や、土地改良区の管理区域外も含めた農業水利管理体制を強化するための計画づくりを支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、全農地に占める土地改良区の管理区域の割合は7割弱となっており、それ以外の区域では小規模な水利組合や多面的機能支払交付金活動組織等が農業水利の運営を行っています。
- (2) 平成29年の豪雨災害では、土地改良区の管理区域外において、農業水利施設等の災害復旧に向けた対応が滞る一方で、土地改良区は迅速な対応を実施しており、土地改良区の重要性が改めてクローズアップされました。
- (3) また、当県の防災重点ため池が、平成30年7月豪雨を踏まえた見直しにより、これまでの3倍以上に当たる約1,200箇所が増加すると見込まれる中、個人所有等の管理体制の脆弱なため池では、受益地とセットで土地改良区が管理することが有効です。
- (4) こうしたことから、将来にわたって安定した農業用水の確保と地域の安全・安心を担保するため、土地改良区への地区編入を促進するとともに、土地改良区のない地域においては、市町村の関与や水利組合等の体制強化を図る必要があります。
- (5) 当県では、昨年度から、土地改良区が新たに区域を拡大した場合に生じる初期の事務的経費のかかり増し分や、市町村が土地改良区の区域外を含めた農業水利施設の管理体制を強化するための計画策定経費を支援する事業を実施しており、昨年度は4土地改良区において232haが地区編入されたほか、2市で強化計画が策定されています。

(6) 国においても、土地改良区への地区編入と水利施設の管理体制強化が一層進むよう、従前の支援に加え、土地改良区の体制強化に対する恒久的な支援措置が必要です。

【参考資料】

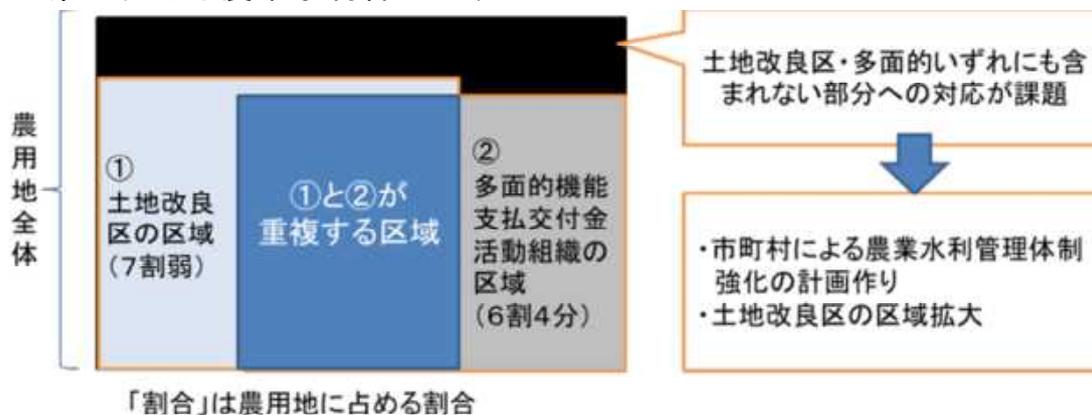
1 平成29年7月22～23日の豪雨災害への対応状況

7月下旬～8月上旬は、水稻が最も水を必要とする出穂期に当たり、早急な花水（用水）の確保が求められた。

・土地改良区管理区域と管理区域外の初期対応の実態



2 秋田県における農業水利管理区域のイメージ



3 土地改良区の区域拡大の実績（平成30年度）

市町村名	関係土地改良区名	編入地区面積(ha)	編入地区名称
北秋田市	北秋田市土地改良区	24.2	堂ヶ岱地区
能代市	能代市東土地改良区	69.2	扇田水利組合
能代市	能代市東土地改良区	13.3	扇田中川原水利組合
由利本荘市	由利本荘市土地改良区	66.0	松ヶ崎地区ほか
大仙市	秋田県西仙北土地改良区	59.7	杉沢・柳沢地区
計		232.4	

(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

IV-8 「日本型直接支払制度」の着実な推進について

農林水産省生産局、農村振興局

【提案・要望の内容】

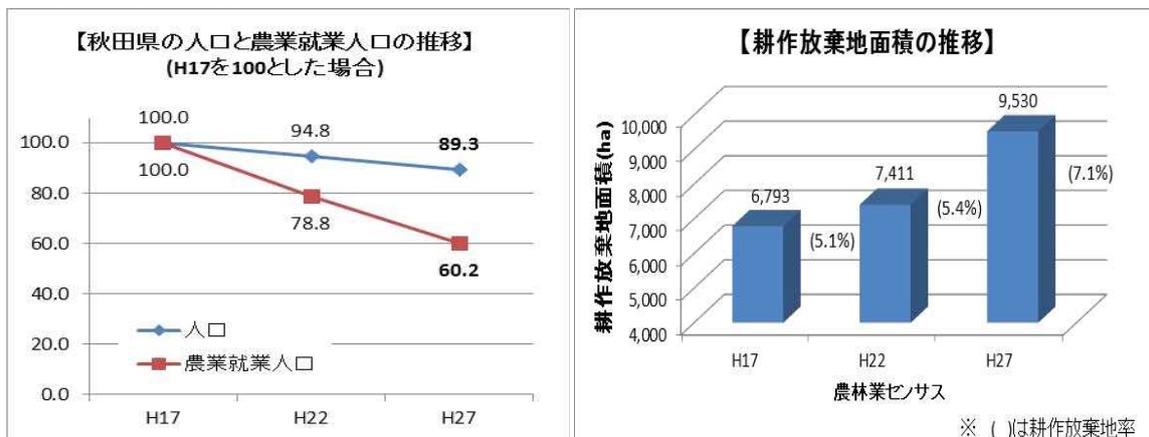
日本型直接支払制度の交付金については、推進活動に伴う事務経費を含め、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 人口減少が進む当県では、特に農村地域における農業従事者の減少が顕著であることから、耕作放棄地の発生を防止し、農地の有効利用や良好な環境の維持を図るためには、「日本型直接支払制度」を持続的に活用することが重要です。
- (2) 当県では、令和元年度、県内農地の7割に当たる約10万9千ヘクタールで、地域住民と一体となった保全活動に取り組んでおり、今後さらにその範囲を広げていくことにしております。
- (3) 活動組織等の中には、会員の高齢化や後継者の確保などの不安を抱えながら取組を続けている状態もあることから、今後も引き続き、活動組織及び協定の広域化等を図りながら、多くの組織が活動を継続して取り組めるよう支援していくことにしております。
- (4) 農業・農村が有する国土の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等といった多面的機能は、その維持・発揮により国民に多くの恵沢をもたらすことから、推進活動に伴う事務経費を含め、必要な予算を安定的に確保する必要があります。

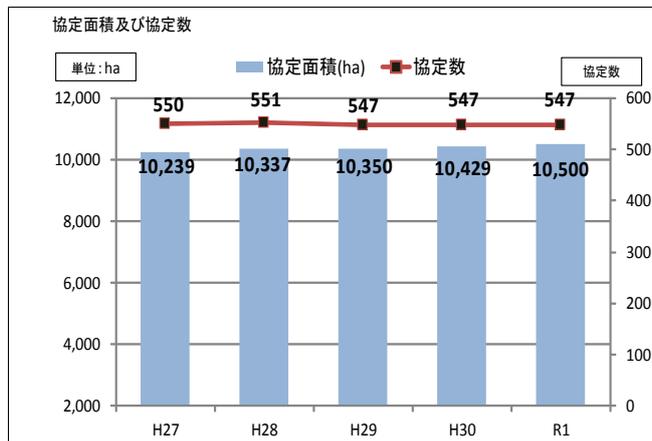
【参考資料】

1 当県の農村の現状



2 取組状況

【中山間地域等】



【多面的機能】



3 当県の令和元年度実施計画について

	中山間地域等 直接支払	多面的機能 支払	左記計 (全市町村)	環境保全型 農業直接支払
実施市町村数	22	25	25	16
実施計画面積 (ha)	10,500	99,000	109,500※	2,223
交付額 (上段:事業費) (百万円) (下段:国費)	1,140 577	4,767 2,346	5,907 2,923	137 68
摘要	※一部重複 (H29で4,583ha) を含む面積。 重複面積を除いた県全体の耕地面積に対するカバー率は70%			

(県担当課室名 農林水産部農山村振興課、水田総合利用課)

IV-9 水産基盤整備事業の予算確保について

水産庁

【提案・要望の内容】

漁港・漁場等の生産基盤を計画的に整備する「水産基盤整備事業」は当県漁業の振興を図る上で極めて重要な施策であるため、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

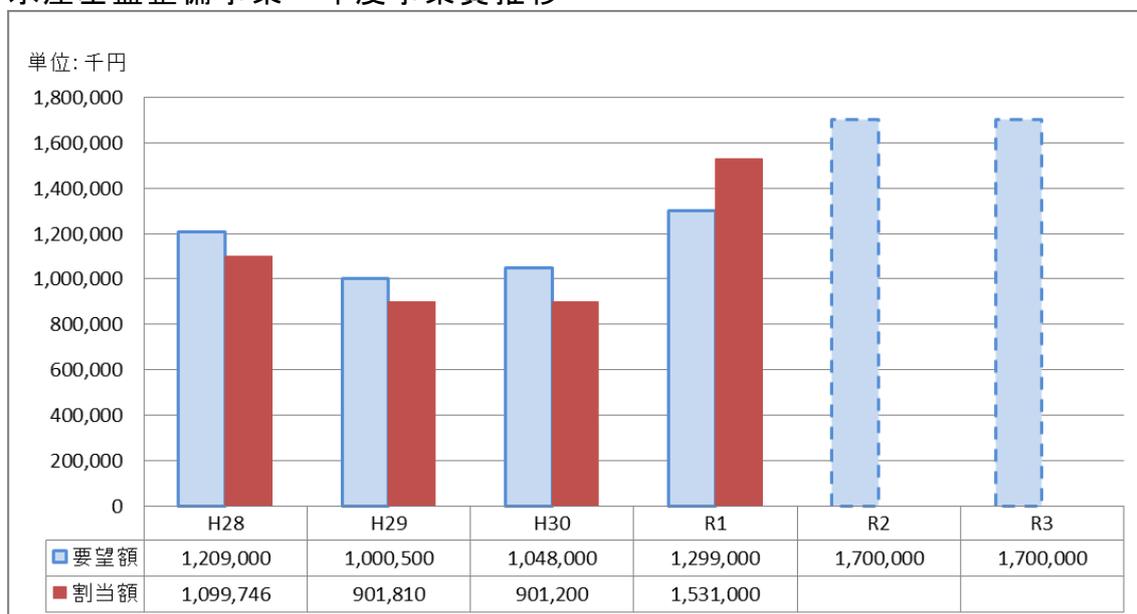
- (1) 今年9月7日、8日に開催予定の「天皇陛下御即位記念第39回全国豊かな海づくり大会あきた大会」では当県の特色ある水産物や漁村文化の魅力を全国に発信し、これを契機として更なる水産業の発展と漁村の活性化を図ることとしています。
- (2) 水産業の発展には、漁港の長寿命化や防災機能の強化、水産生物の良好な生息環境の確保が不可欠であり、漁港・漁場の水産生産基盤の整備を計画的に推進していくことが重要です。
- (3) 当県では、漁港における防波堤の延伸や泊地の浚渫等を実施するため、水産基盤整備事業によりこれらの整備を図ってきたところですが、特に「水産物供給基盤機能保全事業」については、予算不足の状況が続いており、漁港内の経年的な堆砂で漁船の出入港に支障を来すなど、漁業経営に大きな影響を与えることが危惧されています。
- (4) 今年度は一定の予算が確保されたものの、これまでの予算不足は解消されておらず、予定していた工事の一部を先送りしている状況にあることから、今後、計画的に事業が実施できるよう必要な予算を十分に確保する必要があります。

【参考資料】

1 水産基盤整備事業の整備計画

事業名	地区名	事業内容	事業主体	実施年度
水産流通基盤整備事業	椿(船川港)	漁港施設整備	県	H29~R3
水産環境整備事業	秋田県(金浦漁場ほか1漁場)	漁場整備	県	H24~R3
水産生産基盤整備事業	岩館	漁港施設整備	県	H29~R3
〃	八森	漁港施設整備	県	H29~R3
水産物供給基盤機能保全事業	秋田県(岩館漁港ほか7漁港)	漁港施設の長寿命化	県	H22~R5
〃	潟上	漁港施設の長寿命化	潟上市	H22~R1
〃	由利本荘市(道川漁港ほか1漁港)	漁港施設の長寿命化	由利本荘市	H24~R1
〃	男鹿市(加茂漁港ほか1漁港)	漁港施設の長寿命化	男鹿市	H27~R4

2 水産基盤整備事業 年度事業費推移



3 状況写真



【堆砂状況 島(西黒沢)】



【浚渫状況 椿(船川港)】

(県担当課室名 農林水産部水産漁港課)

IV-10 林業の成長産業化を実現する森林整備の促進について

農林水産省大臣官房、林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 県産材の安定供給と需要拡大を図るため、川上から川下までの総合的な対策を継続できるよう、TPP11及び日EU・EPAの影響も踏まえつつ、「林業成長産業化総合対策」の予算の確保を図ること。
- (2) 森林整備の計画的な推進のため、「森林環境保全整備事業」の予算を安定的かつ十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、昨年度からスタートした「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」において、素材生産量や製品出荷量などの増加を図ることにしており、その達成に向け、更なる路網整備や高性能林業機械の導入に加え、丸太の安定的な流通システムの構築や木材加工施設の整備など、林業の成長産業化を進めるための取組を強化する必要があります。
その着実な推進に当たっては、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」等の予算を十分に確保することが必要です。
- (2) 森林整備は、地球温暖化防止や国土保全などの公益的機能の発揮に加え、素材生産の拡大による地域経済の活性化や雇用の創出などにより、地方創生にもつながることから、造林及び林道整備の公共事業については、補正予算に加え、当初予算において、必要な予算を継続的かつ安定的に確保することが必要です。

【参考資料】

1 森林整備加速化・林業再生基金等の活用による主な効果

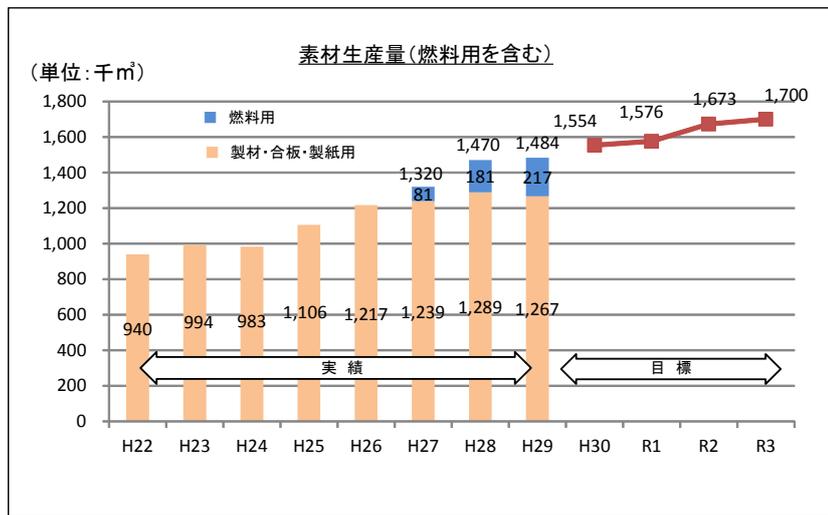
(H20年との比較)

- ・ 素材生産量 83万 m³ (H20) → 127万 m³ (H29) (53%増)
- ・ スギ製品出荷量 40万 m³ (H20) → 63万 m³ (H29) (58%増)
- ・ 再造林面積 215ha (H20) → 226ha (H29) (5%増)
- ・ 林業産出額 78億円 (H20) → 161億円 (H29) (106%増)
- ・ 新規林業雇用労働者 101人 (H20) → 130人 (H29) (29%増)

2 第3期ふるさと秋田元気創造プランの目標値

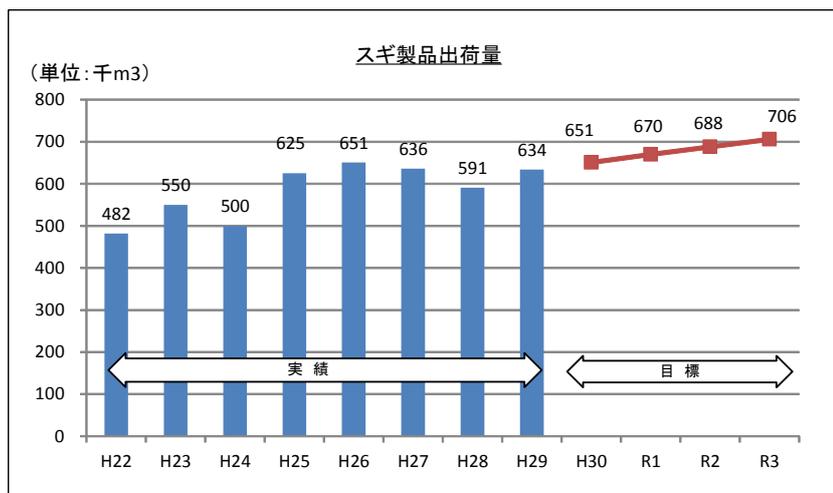
○ 素材生産量 (燃料用を含む)

現状値(H28) 1,470千m³ → 目標値(R3) 1,700千m³



○ スギ製品出荷量

現状値(H28) 591千m³ → 目標値(R3) 706千m³



(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

IV-11 林業公社の経営改善に向けた支援措置について

林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 林業公社の経営が日本政策金融公庫資金の利息負担により大きく圧迫されていることから、任意繰上償還や低利資金への借換、利子助成などの支援策を講じること。
- (2) 県が行う林業公社への支援に対する地方財政措置の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の林業公社は、国の拡大造林政策による分収林特別措置法に基づく森林整備の実施や、間伐を積極的に進めるなどの分収林地の適正管理の実施を通じて、国土保全や水源かん養、地球温暖化の防止など、森林の有する公益的機能の発揮に大きく寄与しています。
しかし、資金調達を日本政策金融公庫からの借入金に大きく依存してきた結果、未だ本格的な主伐期を迎えていないことに加え、木材価格の低迷等により採算性の悪化する中で、多額の利息負担が経営を圧迫する要因となっています。
- (2) そのため、当県では、無利子貸付や職員派遣など経営改善に向けた支援に努めていますが、林業公社の自助努力や県による支援だけでは抜本的な改善が困難な状況です。

【参考資料】

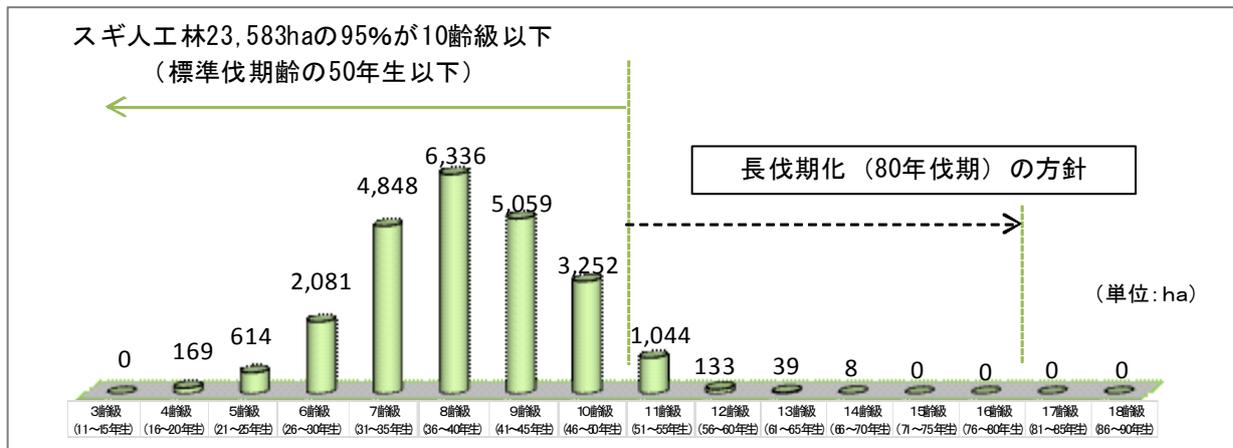
1 秋田県林業公社の概要

(1) 契約面積等

(平成31年3月末現在)

契約面積	うちスギ人工林	契約件数	契約者数

(2) 公社スギ人工林の齢級構成 (平成31年3月末現在)



2 日本政策金融公庫の債務残高

利率別残高 (平成31年3月末現在)

利率区分	残高 (百万円)	借入年度
0%~3.5%未満	7,837	H6~H21
3.5%~6.5%未満	423	S62~H4
計	8,260	

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

IV-12 山地災害防止対策の推進と森林病虫害等防除対策事業の予算確保について

林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 集中豪雨や台風等により被災した山地の早急な復旧を図るとともに、山地災害の未然防止に必要な施設を計画的に整備するため、治山事業の予算を十分に確保すること。
- (2) 松くい虫及びナラ枯れ被害の拡大防止のため、森林病虫害等防除対策事業及び林業成長産業化総合対策の予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年5月の大雨や平成29年7月及び8月の豪雨により、当県では、山腹崩壊など146箇所、総額17億円に及ぶ山地災害が発生したほか、平成25、26年の豪雨により発生した山地災害についても、復旧整備進捗率が約7割にとどまっており、早急に対策を要する箇所が累積している状況であることから、更なる予算確保が必要です。
- (2) また、当県では「森林の山地災害防止機能が適切に発揮された集落数」を、平成30年度までの5か年間で、1,017集落から1,507集落まで増加させることにしていましたが、近年の予算事情等から計画的な事前防災減災対策の推進が困難となり、進捗率が約7割にとどまっています。
- (3) 当県では、海岸等の保全マツ林を中心に、松くい虫の徹底駆除や薬剤散布等による防除に取り組んでいますが、特に、県北部では依然として高い水準で松くい虫被害が発生しており、早期発見と駆除による徹底した対策の継続が必要です。
- (4) また、ナラ枯れ被害が急激に拡大したため、県単独事業を創設して、被害木の駆除や樹幹注入による防除などを実施していますが、被害区域は県内25市町村の内、15市町村に及んでおり、白神山地周辺部等にも被害が拡大していることから、更なる防除対策が必要です。

【参考資料】

1 豪雨により発生した山腹崩壊及び溪流の荒廃



大仙市 カントメ地区



横手市 八沢木地区

2 治山事業施行要望及び実施箇所数

(単位：箇所数)

区分	H28 (実績)		H29 (実績)		H30 (実績)		R1 (計画)	
	地区数	うち新規	地区数	うち新規	地区数	うち新規	地区数	うち新規
要望	119	39	104	32	113	36	112	34
実施	80	27	77	23	77	31	80	39

3 森林の山地災害防止機能が適切に発揮された集落数*

(単位：集落数)

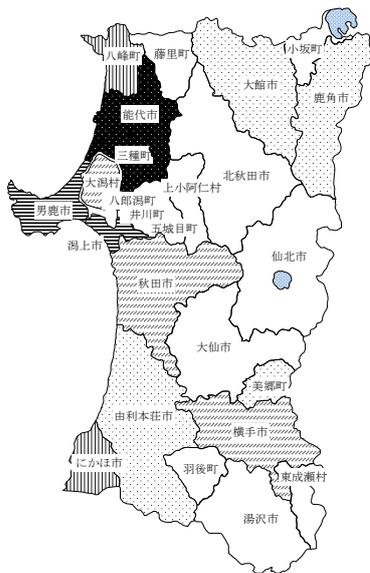
項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30
計画	1,017	1,115	1,213	1,311	1,409	1,507
実績	1,017	1,035	1,049	1,060	1,063	1,067
進捗率	—	69%	70%	70%	71%	71%

※ 森林整備保全事業計画における成果指標

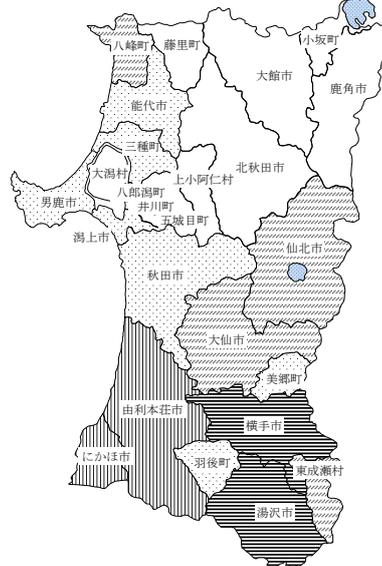
※ 全県4,389集落のうち、山地災害の恐れがある集落の数であり、複数の人家や公共施設が保全対象とされているもの。

4 森林病虫害発生状況

①松くい虫 (H30)



②ナラ枯れ (H30)



凡 例	
	2,000m3以上
	1,000~2,000m3未満
	500~1,000m3未満
	100~500m3未満
	1~100m3未満
	なし

(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

IV-13 森林・林業人材育成対策の拡充について

林野庁

【提案・要望の内容】

林業の持続的かつ健全な発展を図り、成長産業化を実現するため、森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材を確保・育成できるよう「森林・林業人材育成対策」の拡充を図ること。

特に、林業へ就業を希望する若者が、安心して研修に専念できる環境を整備するため、緑の青年就業準備給付金事業の予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 全国屈指のスギ人工林資源の循環利用を図りながら、林業・木材産業の成長産業化を進めるためには、林業労働力の確保・育成が必要です。
さらに、今年度から始まる「森林経営管理制度」による森林整備を円滑に推進するためには、素材生産や再造林を効率的に実施できる経営体とそれを支える高い技術力を持つ人材の確保が必要です。

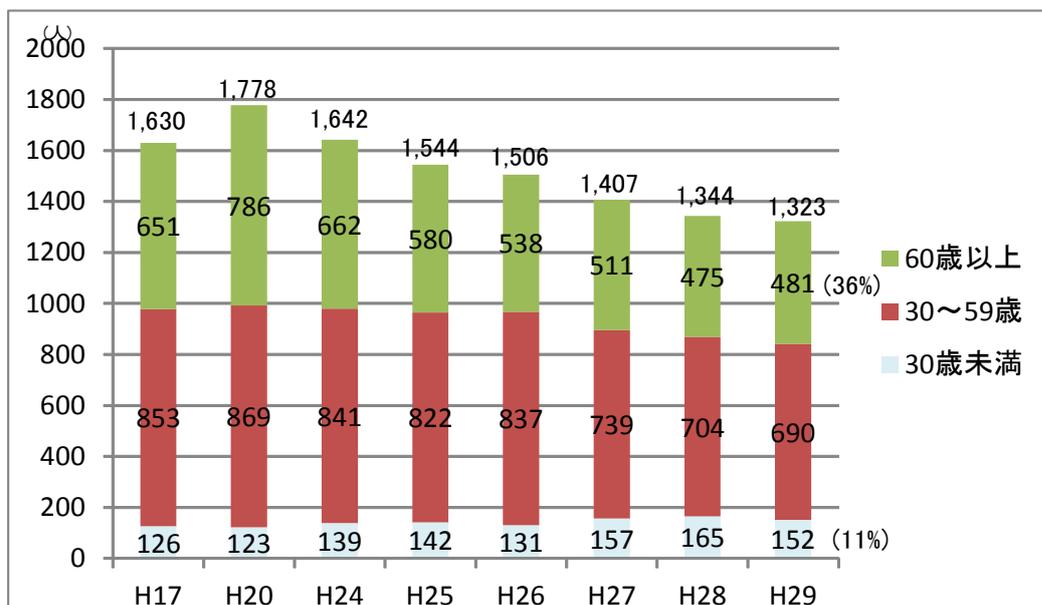
(2) そのような中で、当県の林業従事者の年齢構成は、60歳以上が36%を占める一方、30歳未満は11%程度であり、若者を主体とした技術者の確保・育成が喫緊の課題になっています。

(3) このため、当県では秋田林業大学校を平成27年度に開講し、林業の基礎的知識や技術の習得に加え、常備している高性能林業機械をフルに活用し、操作からメンテナンスまでの実践的な技術研修を行うなど、将来を担う高度な技術を有する即戦力の育成に取り組んでおり、修了生は全て県内の林業木材産業関係の企業に就業しています。

当校の研修生には、「緑の青年就業準備給付金」が交付されていますが、全国的に受給者が増加していることに伴い、毎年、受給額が減少傾向にあることから、若い人材の安定的な確保への影響が懸念されます。

【参考資料】

1 秋田県の年代別林業従事者数の推移



2 緑の青年就業準備給付金実績

単位：千円

年度	給付人数(人)	給付額	年給付額/人	月額/人
27	17	23,375	1,375	125.0
28	35	48,090	1,374	124.9
29	35	43,155	1,233	112.1
30	32	40,295	1,260	115.0
前年度との差			27	2.9

3 秋田林業大学校の研修状況



(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

V 秋田の魅力が際立つ 人・もの交流拡大

V-1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた推薦について

文化庁

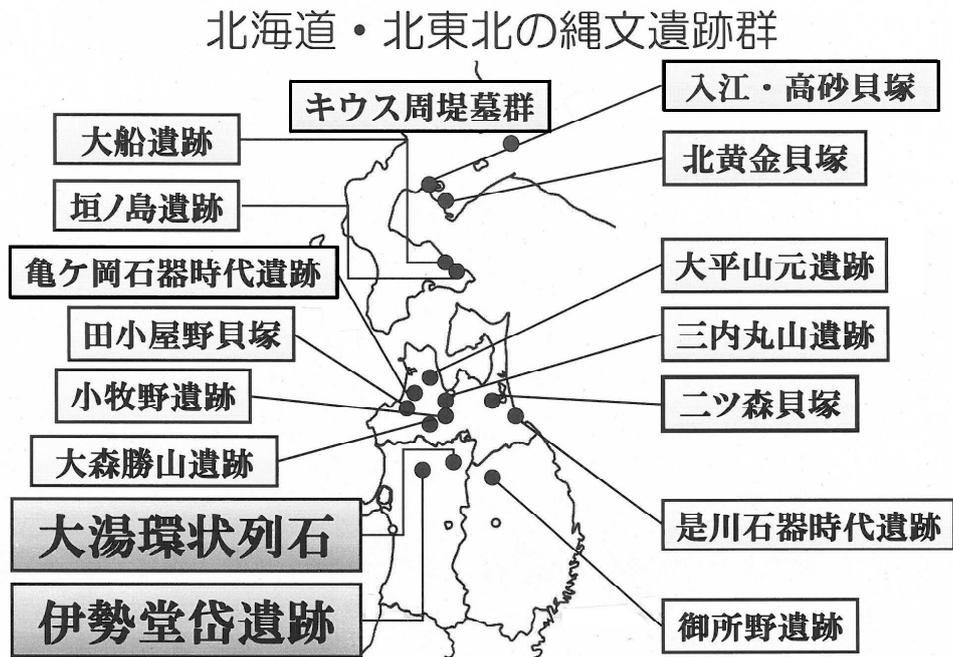
【提案・要望の内容】

- (1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」を、文化審議会において、令和元年度のユネスコ推薦候補に決定すること。
- (2) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、資産周辺の環境整備に対する財政支援措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」は、当県の特別史跡大湯環状列石と史跡伊勢堂岱遺跡など、北海道、青森県、岩手県に所在する、縄文時代を代表する遺跡から構成されています。
本遺跡群については、世界遺産委員会での早期の審議・登録実現を目指していますが、国からの推薦を見送られる状況が続いています。
- (2) このため、4道県では、本遺跡群を構成する個別資産が抱える諸課題の解決を図りながら、世界遺産登録に向けて、より分かりやすく、説得力を持った推薦書案への改訂を鋭意進めています。
当県では、大湯環状列石の資産内を通る県道の移設について検討しているほか、伊勢堂岱遺跡の資産周辺の道路整備に取り組んでいます。

【参考資料】



▲ 秋田県の2遺跡の概要

特別史跡 大湯環状列石（鹿角市）

縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径45m以上の万座・野中堂の二つの環状列石を主体とする我が国を代表する遺跡で、200年以上にわたって作り続けられた。環状列石は、先祖を祀る墓の集合体であり、自然に対して畏敬の念を表す儀式も行われていたと考えられる。

史跡 伊勢堂岱遺跡（北秋田市）

縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径30m以上の四つの環状列石を主体とし、大規模な祭祀の場と考えられる。環状列石の石組には、他の環状列石と同様のものもあり、北海道・北東北地域での交流の姿を示している。



（県担当課室名 教育庁生涯学習課文化財保護室）

V-2 宿泊分野における外国人材の受入れに係る制度の 充実について（新規）

出入国在留管理庁
観光庁

【提案・要望の内容】

地方の宿泊施設でも労働力不足が深刻化しているが、宿泊分野において新たな在留資格である「特定技能」により外国人材を雇用する場合、その形態として直接雇用に限定されており、小規模零細な宿泊施設が多い地方では、単独で受入れ機関になることが難しいことから、観光団体等が受入れ機関となって雇用し、宿泊施設に派遣することができるよう措置すること。

また、地方と都市部の最低賃金等に格差がある中、外国人材の受入れに当たり、賃金の高い都市部への集中や、地方における技能習得後の都市部への転職等が懸念されることから、外国人材が都市部に集中することのないよう充実した措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の宿泊施設においても従業員不足が深刻な状況になっており、従業員が足りないため宿泊を断らざるを得ないケースが頻繁に発生しています。特に、観光地の多くが位置する山間地や半島部においては求職者数が極端に少なく、地域の観光振興を図る上で大きな課題となっています。
- (2) そのため、当県では、生産性向上を目的とした宿泊施設の整備等に対し、独自の支援制度を創設しているほか、「特定技能」による外国人の受入れ拡大に向けて、宿泊事業者や関係団体などを交えた研究会を立ち上げ、従業員不足の克服と誘客の拡大を図っていくことにしています。
- (3) 当県の観光地は、小規模な旅館等が連なり温泉郷を形成している地域が多く、事業者を対象としたアンケートによると、特定技能外国人の雇用を検討している宿泊施設のうち、求人数が2人以内である施設が過半数を占めています。

- (4) 宿泊施設が特定技能外国人を雇用するには、従業員宿舎の整備を始めとした受入れ態勢の構築はもとより、外国人労働者への多岐にわたる支援や出入国在留管理庁への各種届け出等が求められ、小規模事業者にとっては大きな負担となることが懸念されます。
- (5) 山間の温泉地や半島に位置する観光地においては、これまでも宿泊事業者が協同組合等を組織して様々な課題に対応しており、特定技能外国人の受入れにおいても、これらの団体等が一括して外国人を雇用し、個々の宿泊施設に派遣する形態を構築することがスムーズな受入れにつながります。
- (6) 当県などの地方部と大都市部では最低賃金等に格差があり、外国人材の特定エリアへの集中を懸念する声も多く、地方における就労環境の魅力の周知など人材が不足している地域への配慮が求められています。

【参考資料】

○秋田労働局管内の有効求人倍率の推移（各年1月の数値）

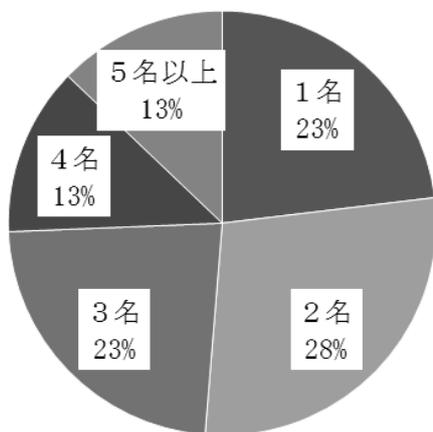
業種	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年
調理	0.91	1.30	1.58	2.06	2.31	2.07
接客・給仕	2.53	4.39	3.90	5.78	5.94	6.38
産業全体	0.78	0.95	1.03	1.23	1.43	1.49

○平成30年度地域別最低賃金（単位：円）

都道府県	秋田県	東京都	埼玉県	神奈川県	愛知県	大阪府
最低賃金	762	985	898	983	898	936

出典：厚生労働省

○特定技能外国人に係る求人希望人数の構成



※ 秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合の組合員で、特定技能外国人の雇用を検討している事業者（計39社）における、求人希望人数の割合（希望人数は計121人）

（県担当課室名 観光文化スポーツ部観光戦略課）

V-3 訪日外国人旅行者の誘客促進に向けた支援の拡充について

内閣官房
復興庁
財務省大臣官房、主計局
観光庁

【提案・要望の内容】

東北地方への訪日外国人旅行者の誘客促進を更に加速し、着実なものとするため、平成28年度に創設された「東北観光復興対策交付金」を継続するとともに、大都市圏に集中している訪日外国人旅行者の、東北地方への流動を促すための幅広い支援策を講じること。

また、地方における観光客受入に向けた環境整備に係る財政需要に対応するため、本年1月に導入された「国際観光旅客税」の税収の一定割合を、地方に配分すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成28年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行者の大幅な増加を踏まえ、これまでの政府目標を前倒しし、2020年までに4,000万人に増加させることとしておりますが、当県を含む東北地方における外国人宿泊者数は増加しているとはいえ、震災前の2010年に1.9%となっていた全国シェアが、2018年では1.5%に止まっているなど、インバウンドの地方への広がりには東北においては未だ十分得られていません。
- (2) このため、東北地方におけるインバウンド対策の充実に向けて、平成28年度に創設された「東北観光復興対策交付金」等を活用し、台湾、中国、韓国、タイなどの重点市場を対象とする効果的な宣伝活動の展開、全県域における訪日外国人受入態勢の整備、東北6県の連携による広域的な観光プロモーションの実施などに集中的に取り組んでいます。

- (3) 今後、当県においても、全国的な訪日外国人旅行者の急増による効果を楽しみ、県内各地における観光振興につなげていくためには、「東北観光復興対策交付金」の継続や「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」の充実など、国における関連予算の更なる拡充を図る必要があります。
- (4) また、現在、大都市圏に集中している訪日外国人旅行者の東北地方への流動を促すためには、海外向け情報発信の強化、地方空港の更なる利活用の促進、大都市圏からの移動コストの低減などについて、国が主体となって、広範かつきめ細かな施策を展開していく必要があります。
- (5) 「国際観光旅客税」については、訪日外国人旅行客がストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備や地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等の財源に充当するとされていますが、地方がそれぞれの地域の実情に応じて、独自の取組を展開していくことが重要であることから、二次交通の整備や観光コンテンツの磨き上げなど、地方にとって自由度が高く、また、創意工夫が生かせる交付金など、より多くの財源を地方に配分する必要があります。

【参考資料】

外国人延べ宿泊者数の推移

(人泊)

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
青森県	62,480	74,010	119,010	160,180	260,330	379,280
岩手県	65,320	77,130	106,330	132,030	187,930	244,440
宮城県	106,600	117,150	190,610	199,290	264,470	383,770
秋田県	36,140	41,510	59,800	66,950	104,660	113,990
山形県	37,410	48,220	75,720	88,200	117,860	161,460
福島県	41,830	44,040	56,420	78,860	130,300	152,750
合計	349,780	402,060	607,890	725,510	1,065,550	1,435,690
全 国	33,495,730	44,824,600	65,614,600	69,388,940	79,690,590	88,589,500

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」(全施設)

※平成30年は速報値

(県担当課室名 観光文化スポーツ部観光振興課)

V-4 県・市連携文化施設整備への支援について

国土交通省大臣官房、住宅局

【提案・要望の内容】

文化芸術の振興はもとより、地域住民の交流を活発にし、まちの賑わい創出を図ることを目的に、「県・市連携文化施設」を秋田市の中心市街地に整備することとし、これまで社会資本整備総合交付金「暮らし・にぎわい再生事業」を活用しながら、実施設計等を進めてきたところであるが、今年度からは本体工事に着手することとしており、その整備に必要な予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、将来的に人口減少が見込まれる中であっても、良質な行政サービスの提供を持続するため、老朽化した県民会館と秋田市文化会館を1か所に集約し、2つの機能を併せ持った施設を整備することにしました。
- (2) 本事業は、県と市が連携して施設を整備・運営することで、効率的なまちづくりを進め、人口減少下であっても地域の賑わいを再生しようとするものであり、全国のモデルとなり得る取組です。
- (3) 本施設の整備は、県民の鑑賞機会の拡大や文化芸術の振興を図ることを目的にしていますが、施設周辺における民間事業者等のプロジェクトと併せて推進することで、秋田市中心市街地における地域住民相互の交流が一層促進され、賑わいが再生されるものと考えています。
- (4) この事業が中心市街地の再開発を促し、地価が27年ぶりに上昇に転じるなど、回遊人口が増加しており、賑わいが再生されつつあります。
- (5) 今年度も、「暮らし・にぎわい再生事業」を活用し、本体工事に着手することにしており、令和3年度の開館に向けて事業が本格化します。

<スケジュール>

- | | |
|--------|------------------------|
| 令和元年度～ | 本体工事着手（「暮らし・にぎわい再生事業」） |
| 令和3年度末 | 施設のオープン |

県・市連携文化施設の整備

【県民会館】

- 設置者 秋田県 ○ 延床面積 9,304㎡
- 座席数 大ホール 1,839席
- 平成29年度 入場者数 156,857人
施設稼働率 71.2%
- 主な課題
築後55年を超過し、施設・設備の老朽化等に伴い、鑑賞者や施設利用者の多様化・高度化するニーズに機能が十分対応できていない状況

【秋田市文化会館】

- 設置者 秋田市 ○ 延床面積 14,284㎡
- 座席数 大ホール 1,188席
- 平成29年度 入場者数 104,858人
施設稼働率 67.7%
- 主な課題
築後36年を超過し、調光等の舞台関係のほか、空調、給排水等が耐用年数を経過し、大規模改修が必要

県・市連携文化施設

(延床面積：22,653㎡)

積極的な自主企画事業の推進

発表・鑑賞の場の充実

県民・市民の広場づくり

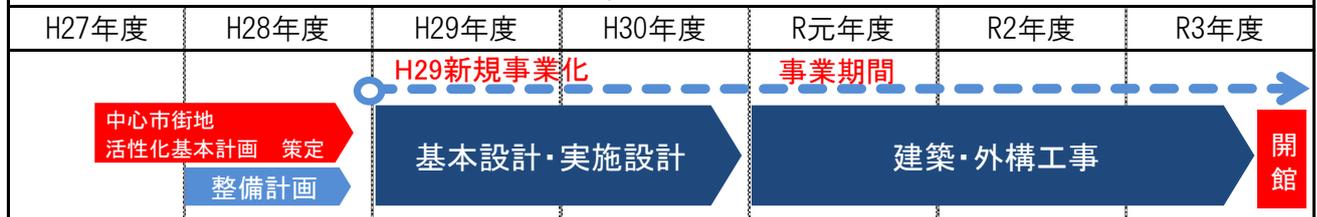
県民・市民による各種イベント・大規模会議等の開催

情報発信及び県内市町村文化施設との連携

高機能型ホール (2,015席)

舞台芸術型ホール (806席)

スケジュール



県・市連携文化施設完成イメージ



(担当課室名 観光文化スポーツ部文化振興課、建設部建築住宅課)

V-5 スタジアム・アリーナ整備に対する支援制度の創設 について

文部科学省大臣官房、スポーツ庁

【提案・要望の内容】

スポーツの成長産業化とこれがもたらす効果を地域活性化に循環させる仕組みを構築するため、拠点となるスタジアム・アリーナの整備に対する新たな支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、スポーツを秋田の活力と発展のシンボルと位置づけ、スポーツによる交流人口の拡大と地域活性化を目指して、「スポーツ立県あきた」を推進していますが、そうした中、地域に密着したトップスポーツチームの活躍が、多くの県民に夢や元気を与えています。
- (2) 新スタジアムについては、当県唯一のプロサッカーチームである「ブラウブリッツ秋田」の後援会から、知事及び秋田市長に要望書が提出されたほか、チームがJ2ライセンスを取得したこと等により、サッカー関係者を中心にスタジアム建設を望む声が大きくなってきています。
- (3) 昨年度は、県内5つのホームタウンとチーム、商工会議所により建設場所や施設の規模など、スタジアム整備に向けた具体的な議論が進められたところであり、その結果を踏まえ、今年度は、整備を巡る多くの課題について、秋田市と共にさらに深掘りした検討を行うことにしています。
- (4) スポーツは、地域の活性化に大きく貢献するものですが、その拠点となるスタジアム・アリーナの整備に対する支援制度がないため、とりわけ、地方においては、財源確保が施設整備の大きな足かせになっています。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

V-6 秋田新幹線トンネル整備（赤渕～田沢湖間）の促進について

内閣官房
総務省大臣官房、自治財政局
財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

【提案・要望の内容】

東日本旅客鉄道株式会社が、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を目的として計画している赤渕～田沢湖間のトンネル整備事業の早期実現に向け、幹線鉄道等活性化事業の適用や整備新幹線と同様の地方財政措置などにより積極的に支援策を講じること。

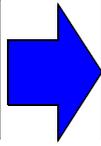
また、秋田新幹線の安全性・安定性の向上は、災害に強い国土形成に資する事業であり、国が重点的に取り組んでいる「防災・減災、国土強靱化」の観点からの支援についても、その具体化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田新幹線は、平成29年に開業20周年を迎え、当県と首都圏や仙台市、盛岡市等を結び、累計4,000万人以上が利用する大動脈として、県民生活や他県との交流のほか、企業立地などの産業活動、経済活動、国内外からの観光誘客などを支える重要な交通基盤であり、当県の発展に大きく寄与しています。
- (2) また、国内最高速度を誇る東北新幹線との直通運転により首都圏との到達性が確保されているほか、日本海側と太平洋側を直接結ぶ北東北唯一の幹線として災害時のリダンダンシー機能を担う路線であり、秋田新幹線の安全で安定した運行は、国が進める国土強靱化による災害に強い国土形成を進める上でも欠かせないものです。
- (3) しかしながら、秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈の山岳地帯を横断するため、豪雨や豪雪、強風などの自然災害による輸送障害のリスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来しています。
- (4) 加えて、東北新幹線や九州新幹線が全線開通し、北陸新幹線や北海道新幹線が順次開業している中で、首都圏を中心に「秋田は時間がかかり遠い」というイメージが浸透しつつあり、早急に秋田新幹線の更なる機能向上とイメージアップを図る必要があります。
- (5) こうした中、東日本旅客鉄道株式会社では、秋田新幹線の高速化や防災対策の強化等を図るため、赤渕～田沢湖間のトンネル整備事業を計画しており、基礎調査の結果を踏まえ、現在事業化に向け、検討を進めています。
- (6) また、昨年7月には、当県と岩手県の沿線自治体や経済団体等が「秋田新幹線防災対策トンネル整備促進期成同盟会」を設立するなど、当県はもとより岩手県沿線においても機運が盛り上がっているところであり、当事業の早期実現が切望されています。

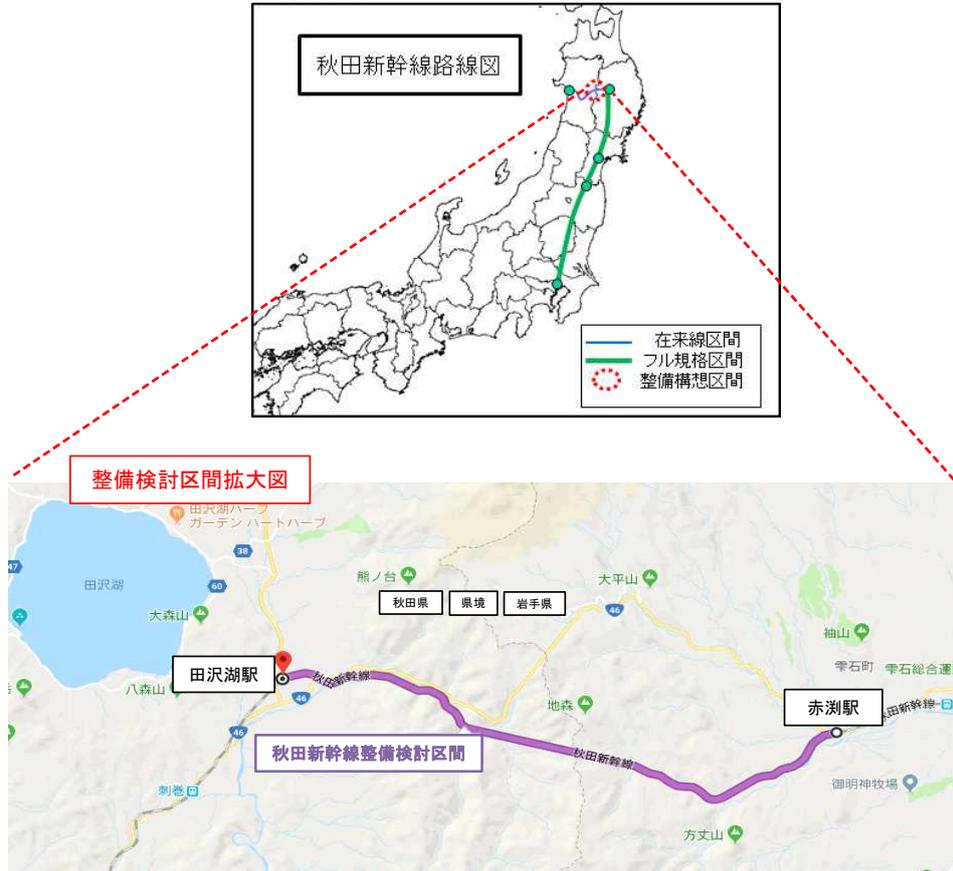
【参考資料】

- ・ トンネル部の距離は 約 15 km
- ・ 概算工事費は 約 700 億円
- ・ 工期は着工から 約 1 年



◎時間短縮効果 約 7 分の短縮
 現 在 : 最速 3 時間37分
 トンネル整備後 : 最速 3 時間30分

○秋田新幹線トンネル整備検討区間概要



○秋田新幹線運行概要

運 転 区 間	東京～秋田間 662. 6km <small>（東京～盛岡間 535. 3km 盛岡～秋田間 127. 3km）</small>
最 高 速 度	東北新幹線区間 320km/h 秋田新幹線区間 130km/h
所 要 時 間 (東京～秋田間)	最速 3時間37分
運 転 本 数	東京～秋田間 15往復/日 仙台～秋田間 1往復/日 合 計 16往復/日



秋田新幹線「こまち」

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

V-7 奥羽・羽越両新幹線の整備促進について

内閣官房
財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

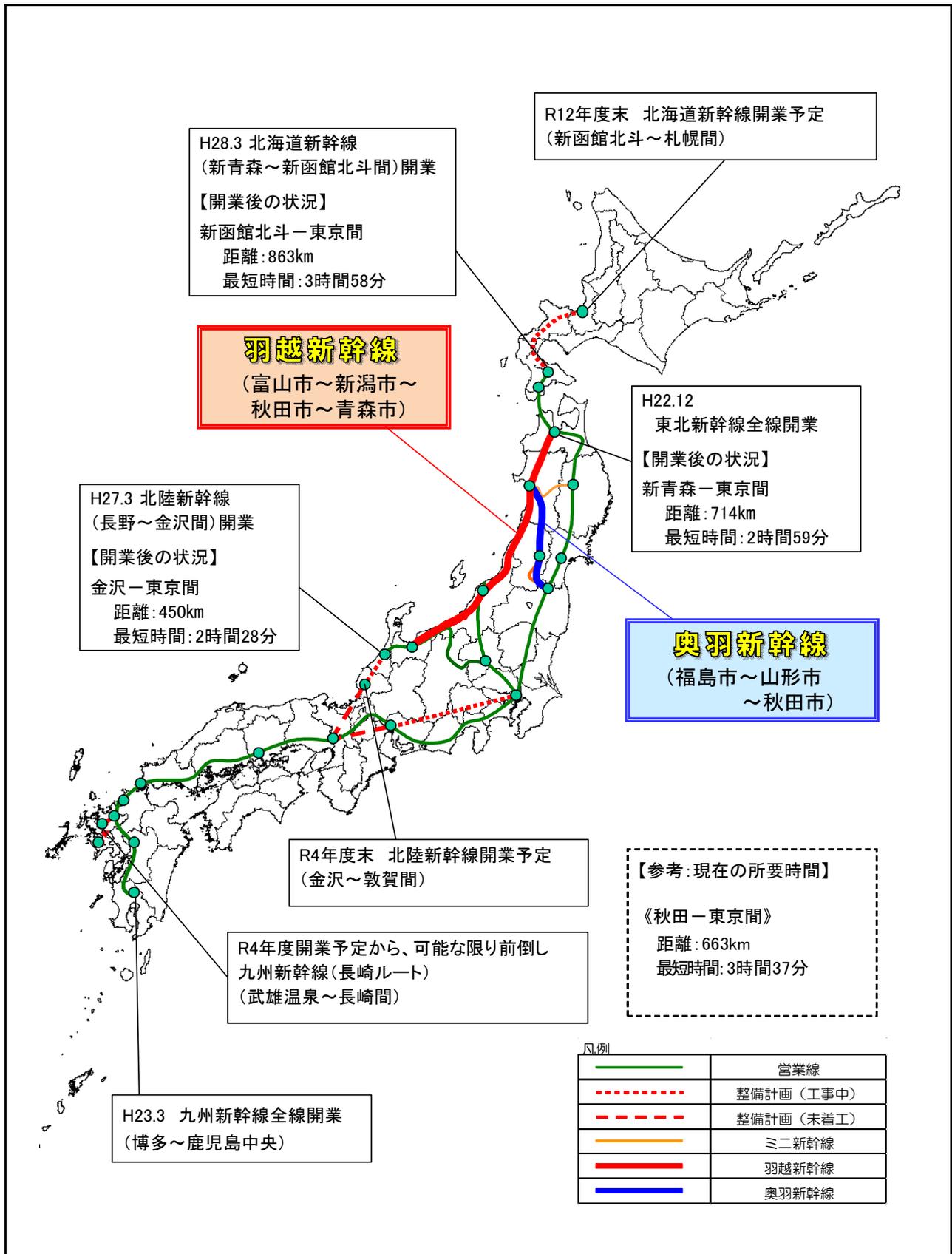
【提案・要望の内容】

新幹線は高速交通ネットワークの基軸となるものであり、地方創生や国の活力の向上、災害に強い多軸型の国土形成を進める上で欠かせないものであることから、奥羽・羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施して整備計画としての決定を行い、整備の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備促進は、東京圏への過度の集中を是正し、産業や人材を地方に分散する効果をもたらすなど、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置づけられ、翌48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか3路線は、北海道新幹線の新青森－新函館北斗間が平成28年3月に開業し、新函館北斗－札幌間が令和12年度末の開業予定であるなど、整備に一定のめどが立ってきています。
- (3) 一方、奥羽・羽越両新幹線はいまだ、昭和48年に決定された基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査を早期に実施し、整備を促進していく必要があります。
- (4) 当県では、平成28年に県、市町村、経済団体等からなる「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」を設立し、官民一体となって要望活動や啓発活動などを実施しているほか、平成29年には沿線6県によるプロジェクトチームを立ち上げ、両新幹線を活用した地域ビジョンの策定や、地域の実情に沿った整備手法、いわゆる「東北方式」について調査・検討を行っています。

【参考資料】



(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

V-8 地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バス等への支援制度について

国土交通省大臣官房、総合政策局、鉄道局、自動車局

【提案・要望の内容】

第三セクター鉄道は、道路と同様に、地域を支える重要な社会インフラとしての役割を担っており、また、路線バスやタクシーについても、高齢化社会における地域の足として、ますます重要性を増している。

こうした状況を踏まえつつ、地域の生活交通を確保するため、支援制度の更なる充実を図ること。

- (1) 当県では、「秋田版上下分離方式」として鉄道事業再構築事業と同様のスキームで鉄道施設整備を実施しており、この形態も当該事業の対象とすること。
- (2) 幹線路線バスについては、人口減少が著しい過疎地域に配慮して、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件を緩和すること。
- (3) 地域内のバス交通・デマンド交通を対象とする地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金についても、新規性要件の緩和や上限額を引き上げなど支援制度の充実を図るとともに、十分な予算措置を講ずること。
- (4) 増加する訪日外国人の利便性を向上させるため、ユニバーサルデザインタクシー（以下「UDタクシー」という。）の導入を支援する訪日外国人旅行者受入加速化事業費補助金について、十分な予算措置を講ずること。
- (5) 貨客混載の取組をより推進するため、過疎地域に限定して認められているタクシー等の貨客混載の許可要件を、みなし過疎地域も対象とするように範囲を拡大するとともに、実証実験では資格取得要件を撤廃するなど、実現に向けた環境の整備を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の第三セクター鉄道は、地方公共団体は鉄道施設を所有しないものの施設整備に要する費用を国と県が負担する、いわゆる「秋田版上下分離方式」を行っています。

こうした運営形態についても鉄道事業再構築事業の対象となることにより、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の補助率3分の1（通常）に優遇措置（補助率2分の1）が適用され、安全運行確保のための老朽施設の更新等が促進されます。

- (2) 人口減少が著しい過疎地域である当県においては、主要な地域間を結ぶバス路線であっても、その多くが地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件(輸送量15人以上)を満たすことが難しいほか、対象路線であっても、当県の18系統が、平均乗車密度不足(平均乗車密度5人未満)により対象経費の一部をカットされています。
- (3) 当県では、全国の中でも先行して人口減少の課題に直面し、地域内交通の再編に取り組んできました。地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用により再編後の路線の維持確保を図っていますが、新規性要件があることから、先行して再編に取り組んだ市町村が当該国庫補助金を活用できない状況にあります。
- また、当該国庫補助金については、「各市町村毎の国庫補助上限額」が年々引き下げられ本来の補助金交付額から大幅に減額されており、県民の生活交通の維持が困難になる懸念があることから、上限額の引上げと十分な予算措置が必要です。
- (4) 当県では、訪日外国人の観光地間の移動は鉄道とバスのみでは困難であり、誰もが乗り降りしやすいUDタクシーの普及が求められています。一方、当県では、平成29年度及び30年度に事業者当たりの補助対象車両が1台に限定され、全県で導入された16台のうち補助対象車両が7台であったことから、上限の撤廃と十分な予算措置が必要です。
- (5) 当県では、バスや三セク鉄道における貨客混載を実施するため、平成29年度から行政や事業者からなるプロジェクトチームを設置し、検討を行ってきました。平成29年9月に緩和された制度では、合併市町村のうち、みなし過疎地域となった市町村が実施対象から除外されており、これらの地域でも実施できるよう要件を緩和するとともに、実証実験における資格取得要件を撤廃し、事業者の積極的な取組を促すことが必要です。

(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

V-9 図柄入りナンバープレートの地方への導入促進について

国土交通省大臣官房、自動車局

【提案・要望の内容】

図柄入りナンバープレートは、地域振興や観光振興に向けた情報発信の手段として大きな効果が見込まれることから、既存のナンバーを対象に図柄入りプレートを交付する「地方版図柄入りナンバープレート」及び図柄入りの「新たな地域名表示」について、早期に追加募集を実施すること。

なお、「新たな地域名表示」の導入基準については、人口が少なく、軽自動車の保有が比較的多い地方の実情を踏まえ、次のように見直しを図ること。

- 申請に必要となる登録自動車数の台数要件を3万台に引き下げること。
- 申請に必要となる登録自動車数に軽自動車の台数を算入すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「地方版図柄入りナンバープレート」について、当県では、県民アンケートの結果等を踏まえ、平成29年度に行われた公募への申請を見送ったところですが、その後の全国的な状況や観光PRへの効果が明らかになり、県民や業界団体から制度活用に向けた期待が寄せられています。
- (2) 図柄入りの「新たな地域名表示」について、平成29年度に行われた公募に際して、当県には高い関心を示す市町村があったものの、登録自動車の台数要件等を満たすことができず、申請に至りませんでした。複数の市町村は、これらの要件が緩和された場合に当該制度への申請を検討する意向を示しています。

[参考] 秋田県内の車両数（平成30年3月末）

登録車※	442,440台	※貨物・乗合・乗用・特種（殊）の合計
軽自動車	382,452台	
計	824,892台	

（県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

V-10 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

①高速道路ネットワークの早期完成

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

高速道路は、企業立地や観光振興、物流・生活コストの低減など、地域産業や経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道「二ツ井今泉道路」、「二ツ井白神 I C～(仮)小繫 I C」間、「遊佐象潟道路」、及び東北中央自動車道「横堀道路」、「真室川雄勝道路」の整備を促進すること。
なお、現道活用区間である「二ツ井白神 I C～(仮)小繫 I C」間の交差点部については、早期に立体化の整備を行うこと。
- (2) 当県で事業中の「鷹巣西道路」について、早期開通に必要な予算を確保するとともに、橋梁耐震補強に対する技術的支援を行うこと。
- (3) 県内高速道路における暫定 2 車線区間の 4 車線化を図ること。
特に、秋田自動車道「北上 J C T～大曲 I C」間について、今年 3 月に事業許可された「湯田 I C～横手 I C」間の約 7.7 km における整備促進と、残る区間の事業化に向けて早期に取り組むこと。
- (4) 県内高速道路の暫定 2 車線区間において、当面の安全対策として、引き続き、ワイヤーロープ式防護柵等の安全施設を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

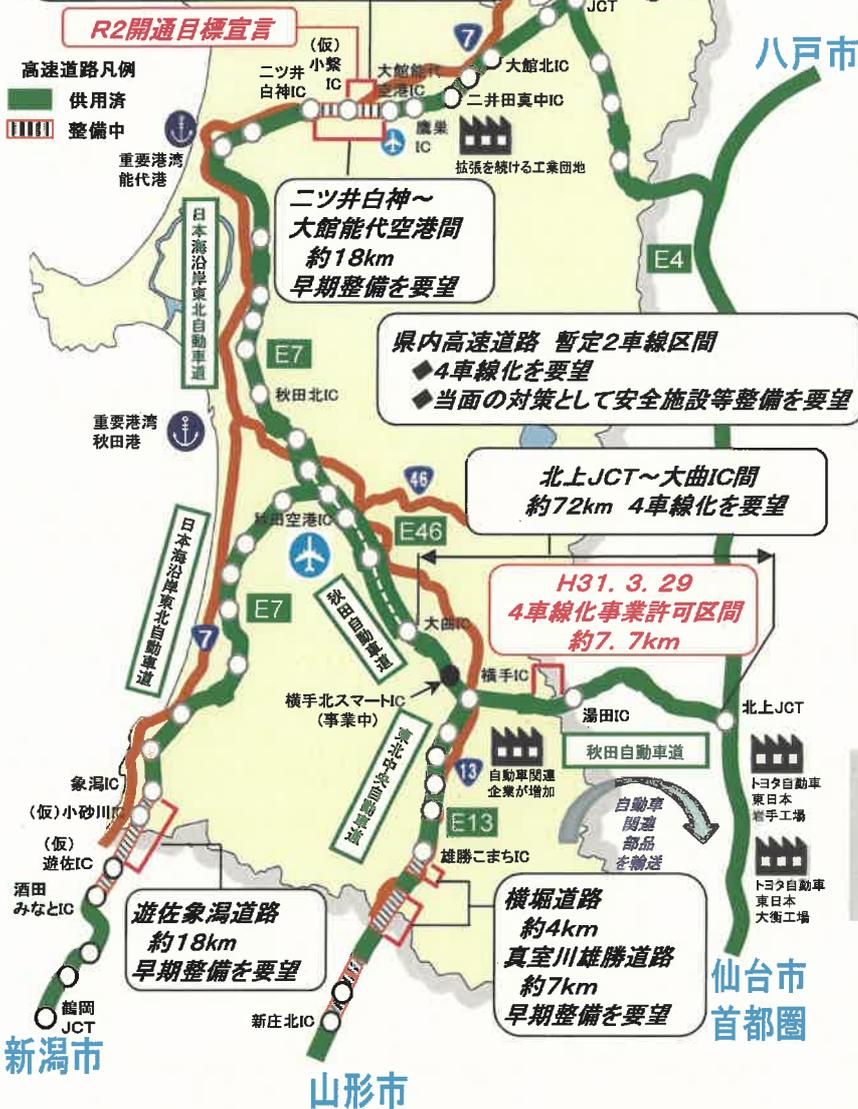
- (1) 昨年 3 月の日沿道「大館能代空港 I C～鷹巣 I C」間の開通により、高速道路と空港の交通結節機能が強化されるとともに、周辺では企業誘致や観光振興が図られ、地域の活性化を大きく後押ししていることから、事業中区間の早期開通が期待されています。
- (2) 当県では、「二ツ井今泉道路」と「鷹巣大館道路」を結ぶ、「鷹巣西道路」について、昨年 12 月に令和 2 年度の開通目標宣言を行い、早期開通を目指して重点的に整備を進めています。
- (3) 暫定 2 車線区間は、災害・工事等による長時間の全面通行止めや、低速車両の混在による速度低下に加え、路肩排雪作業に伴う通行止めが発生するなどの課題を抱えています。
特に、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が 25% 以上と高く、さらに、リダンダンシーの確保の面で課題があり、インターチェンジ周辺地域への自動車関連産業などの誘致を進めている中、企業側が求める「定時性の確保」のためにも秋田自動車道「北上 J C T～大曲 I C」間の 4 車線化が必要です。
- (4) 高速道路の暫定 2 車線区間の死亡事故率は、4 車線以上区間の約 2 倍であり、対向車線への飛び出しによる事故を防止する観点から、ワイヤーロープ式防護柵等を設置し、安全性の向上を図る必要があります。

秋田を成長させる高速道路ネットワーク

鷹巣西道路の必要予算確保と
橋梁耐震補強に対する技術的支援を要望



耐震補強を進める翔鷹大橋(エクストラードス橋)

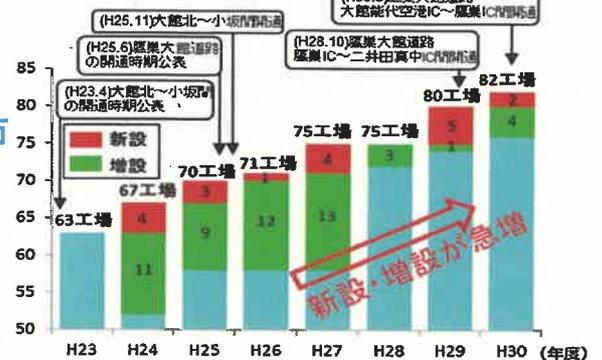


高速道路開通によるストック効果

1 企業進出・設備投資を後押し

・大館市内の工業団地は、開通を見据えた企業進出により、工場の新設・増設等の設備投資が増加するとともに新規雇用も増加。

▼大館市の主な工場数の推移



◎H24～H30年度の合計

出典：大館市

設備投資額
約645億円

新規雇用創出
750人



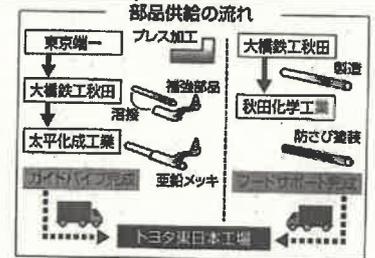
▲拡張を続ける大館工業団地、大館第二工業団地

2 自動車関連企業の増加

・県南地域では、高速道路を活かした輸送効率化により、自動車関連企業の進出が増加。
・企業が求める定時性を確保するため、事業中区間の早期整備と暫定2車線区間の4車線化が急務。

トヨタ納品へ 4社連携

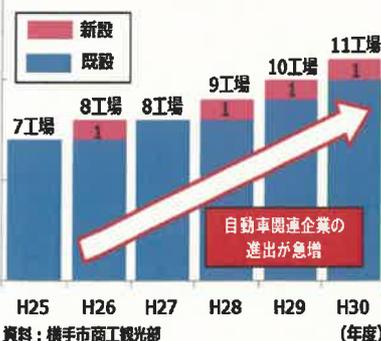
秋大橋鉄工秋田など、県内供給網構築を目指す



▲秋田魁新報 (H31.1.3)

○横手第二工業団地における近年の自動車関連企業の進出状況

- ・大橋鉄工秋田株式会社 (H29.2.23竣工) 主な製造部品：パーキングロッド
- ・株式会社アスター (H30.7月着工 R1.6月末完成予定) 主な製造部品：高効率モーターコイル
- ・秋田化学工業株式会社 (H30.10月着工 R1.6月末完成予定) 県内初となる「防さび電着塗装工場」を建設



▲横手市の工業団地における自動車関連工場数の推移



▲自動車関連工場の進出が進む横手第二工業団地

(県担当課室名 建設部道路課)

V-10 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

②高速道路を補完する道路網の整備

内閣官房
国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

県全体の活力を維持し、地域として自立していくためには、都市間や観光地間、近隣県等との時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化する必要があることから、高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網の早期整備を図ること。

- (1) 高速道路を補完し地域間を連結する、次の路線を地域高規格道路として整備すること。
 - ① 国道46号「盛岡秋田道路（仙北市生保内～卒田間）」について、早期に事業化すること。
 - ② 国道105号「大曲鷹巣道路」や国道101号「西津軽能代沿岸道路」の整備実現に向けた支援を行うこと。
特に、国道105号「大曲鷹巣道路」の大覚野峠区間は、極めて高度な技術力を要することから、整備に向けた国直轄による調査を実施すること。
- (2) 秋田市周辺の交通を円滑化する国道13号「河辺拡幅」など幹線国道の整備促進を図ること。
また、国道7号「秋田南バイパス（秋田市新屋三ツ小屋～秋田市川尻町字大川反間）」について、4車線化延伸に向けて早期に事業化すること。
- (3) 秋田港と高速道路を結び、物流機能を強化する「秋田港アクセス道路」及び、地域間交流の活発化や交通の円滑化を図る国道107号「本荘道路」、県道西目屋二ツ井線「荷上場バイパス」など、当県が管理する幹線道路の整備に必要な予算を確保し支援すること。
- (4) 「重要物流道路制度」において、事業中区間及び計画区間について、物流ネットワークの機能強化に資する区間の追加指定を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田市と盛岡市を最短で結ぶ、県央部の「横軸」である国道46号は、急カーブや急勾配箇所が多く、特に冬期積雪時の安全確保が課題となっています。また、国道105号は、内陸部の南北の拠点を結ぶ主要な物流・観光ルートであり、雪崩などの自然災害に強い道路づくりが必要です。
- (2) 国道7号及び13号は、高速道路と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線であることから、事業区間を始め慢性的な渋滞や交通事故が多発している区間の早期整備が必要です。
- (3) 当県は広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、県管理道路の整備を推進し、幹線道路ネットワークの充実を図る必要があります。
- (4) 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、県内の骨格となる道路を「重要物流道路」として指定し、道路の機能強化を図ることにより、物流拠点へのアクセスを向上させる必要があります。

VI 誰もが元気で活躍できる健康長寿・地域共生社会

VI-1 介護人材の確保と介護労働環境の向上に向けた対策の強化について

厚生労働省社会・援護局、老健局
経済産業省製造産業局

【要望・提案の内容】

- (1) 現行の介護職員の処遇改善加算について、介護に直接従事する者以外にも対象職種を拡大するなど、介護サービス事業所の加算取得を促進する取組を進めること。
- (2) 介護福祉士修学資金等貸付事業について、介護職を目指す学生等に対する安定的な貸付が可能となるよう、必要な財源を確保すること。
- (3) 介護ロボットやICTを活用した機器の開発・普及を加速するとともに、介護現場への導入に向けた財政的支援の拡充を図ること。

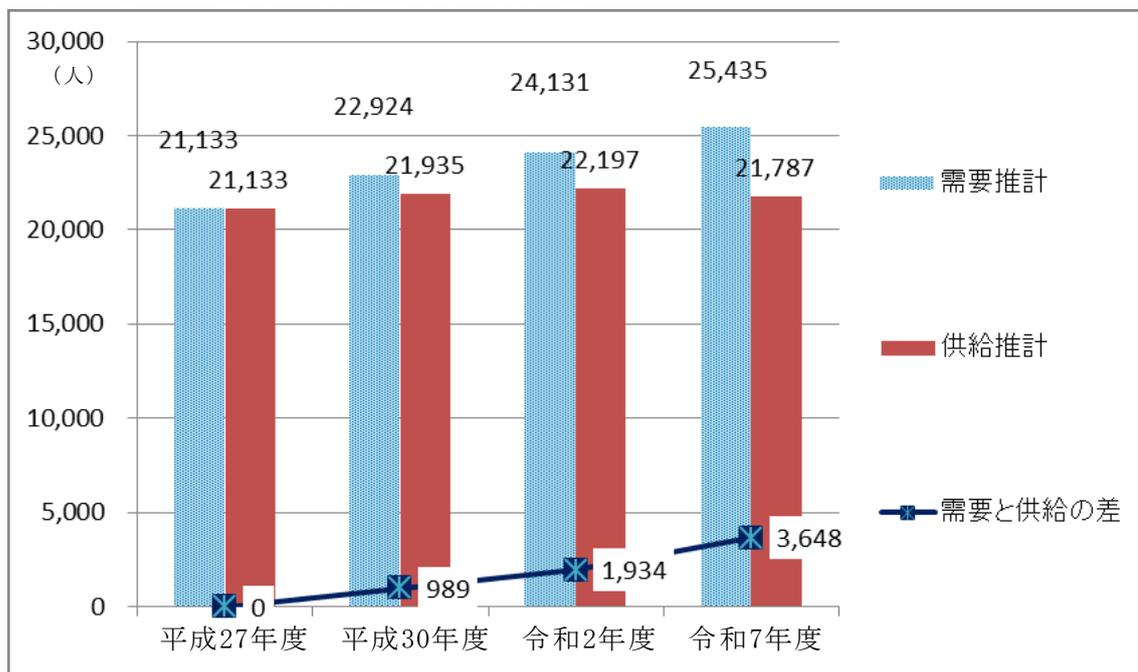
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、職員の処遇や労働環境の改善等に積極的に取り組む事業所の認証評価制度を始めとした、総合的な介護人材確保対策に取り組んでいますが、介護の仕事に対するマイナスイメージや他産業と比較して低い賃金水準の影響などから、成果が十分に現れていない状況です。
- (2) 国では、本年10月の介護報酬改定に介護職の新たな処遇改善加算を盛り込み、介護職以外の職員にも一定程度の配分を認めることとしていますが、介護分野の仕事を志す人や現に従事している人が、将来に希望を持ち安心して介護の仕事を選択・継続できるよう、現行の処遇改善加算についても柔軟な配分を可能とするなど、分野全体の賃金底上げに結びつく取組を一層進める必要があります。
- (3) また、介護人材確保対策の一環として、介護職を目指す学生等に修学資金や就職準備金を貸し付ける「介護福祉士修学資金等貸付事業」の安定的な運営を図るため、実施主体に対する貸付原資の助成を行っていますが、原資の9割を占める国の補助金は毎年度配分される状況にないことから、数年後には新規貸付に支障を来すおそれがあります。
- (4) このため、学生等が、修学に要する費用の心配なく専門的な介護技術を学び安心して介護職を選択できるよう、希望する者すべてに貸付を可能とする安定的な貸付原資の確保が必要です。

- (5) また、介護現場における介護ロボットやICTの活用は、従事者の負担軽減による業務の効率化や生産性の向上に極めて有効な手段であり、今後、急速に進行する高齢化社会に対応するためには、これら技術を積極的に活用していくことが求められます。
- (6) 当県では、地域医療介護総合確保基金を活用し、介護ロボットの導入補助を行っていますが、高額な機器価格に対して補助金額が十分とは言えず普及が進んでいないことから、更なる財政支援の拡充が求められます。

【参考資料】

(1) 秋田県内の将来の介護職員の需要推計



(出典：厚生労働省「介護サービス・事業所調査」)

(2) 当県における医療介護総合確保基金の活用状況

- ・補助対象機器：経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」により製品化された介護ロボット
(移乗介助、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援の6分野)
- ・補助対象：県内介護施設・事業所
- ・補助基準額：300千円/台
(600千円未満のものは導入価格の1/2上限)
- ・財源：基金10/10(国2/3、県1/3)
- ・導入実績：18台(H30)

(県担当課室名 健康福祉部長寿社会課)

VI-2 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について

厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

- (1) 障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な社会福祉施設等施設整備費国庫補助金については、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すことのないよう、十分に予算を確保すること。
- (2) 障害の重度化や高齢化に伴う支援において、入所施設の果たす役割は依然として大きいことから、既存施設の老朽化対策及び居住環境改善のための支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、障害福祉計画に基づき、障害者の地域移行等を進めていますが、その受け皿として、グループホームや就労継続支援事業所などの整備需要が依然として大きい状況です。
- (2) 当県は全国一のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉向上を図るとともに、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点など必要な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。
- (3) 平成29年3月に策定した秋田県国土強靱化地域計画では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置付け、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしています。
- (4) 施設の老朽化に加え、現行の居室面積基準を満たしていない経過措置適用の障害者支援施設等については、改修のために多額の費用を要することから、入所者の居住環境改善を図るためには、国や県による安定した財政支援が不可欠な状況です。

【参考資料】

一般住宅を借家したグループホーム（昭和44年築）



建物内の階段が急勾配であること、雨漏り、冬場の結露によるカビの発生などが問題となっている。

障害者支援施設（昭和63年築）



10畳に4人が寝泊まりしており、プライバシーが全くない。

（県担当課室名 健康福祉部障害福祉課）

VI-3 地域医療介護総合確保基金の弾力的な運用について (新規)

厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

- (1) 地域医療介護総合確保基金の対象事業については、三位一体の改革により一般財源化された事業に充てる場合には慎重に検討することとしているが、近年の地域医療を取り巻く状況の大きな変化のなか、当時の一般財源化を理由として、事実上対象外事業とすることなく、基金活用可能事業として認めること。
- (2) 地域医療介護総合確保基金の医療従事者の確保に関する事業の配分に当たっては、医師不足地域に厚く配分するなど、地域の実情を踏まえた対応を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 地域医療提供体制の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金を活用して、病床の機能分化・連携の推進、在宅医療の推進、医療従事者の確保に取り組んでいるところですが、三位一体の改革により一般財源化された厚生労働省医政局所管のソフト・設備・施設の各補助事業における基金の活用については、一般財源を活用できない明確な理由が必要であるとされており、事実上、基金は活用できない状況になっています。

しかし、三位一体の改革以降、地域医療を取り巻く環境は激変し、医師不足の地域における医療提供体制の確保のため、女性医師や看護師確保に不可欠な病院内保育所の運営事業（公的病院）などのソフト事業に要する予算が増大しているほか、地域周産期母子医療センター（公立病院）の体制確保に係る設備・施設整備事業では多額の財源が必要となっており、これらの財源確保について、苦慮している実状にあります。

(2) 地域医療介護総合確保基金の配分においては、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」に重点が置かれていることから、人材確保に係る事業については、十分な財源が確保されていないほか、今年度からは地域医療構想の議論の進捗状況に応じて調整を行うものとされています。

医師不足地域においては「医療従事者の確保に関する事業」は、医師が充足している地域よりも修学資金貸与医師の増員や地方に勤務する医師へのインセンティブとなる多くの事業展開が必要であり、現状では大胆な施策の実施が困難となっています。

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課、医療人材対策室)

VI-4 医師の地域偏在の解消に向けた制度の構築等について

厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

- (1) 医師不足地域で勤務した医師を認定する制度の運用に当たっては、勤務経験を管理者要件とする病院の対象範囲を公的医療機関まで拡大することや、勤務経験として必要な期間を延長するなど、医師の地域偏在の解消に向けた制度の見直しを図ること。
- (2) 新たな専門医制度における大都市圏の専攻医募集定員枠を大幅に削減し、合わせて地域別・診療科別の適正な定員を設定するなど、医師不足の地域で必要な医師数が十分確保される仕組みとなるよう、国が主体的に（一社）日本専門医機構に働きかけること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年2月に国が公表した医師偏在指標では、暫定値ではあるものの、当県は全国41位であり、また、二次医療圏別で見ると北秋田医療圏が全国最下位となったほか、県内の大半が医師少数区域であるとされています。
- (2) 当県では、これまで、修学資金と組み合わせた地域枠等の拡大によって秋田大学医学部の入学定員を従前の100人から129人まで順次増員するとともに、修学資金等を貸与した医師に対して、知事が、勤務する病院を個別に指定する制度を導入し、医師不足地域における医師確保に取り組んでいますが、県単独の取組では限界があります。
- (3) 昨年7月の医療法の一部改正では、医師不足地域での勤務経験が管理者要件となる病院が「地域医療支援病院」だけであること、また、勤務経験として必要な期間が6か月と短期間であることから、医師の地域偏在対策としては効果が限定的です。

- (4) 新たな専門医制度における大都市圏の専攻医募集定員枠の削減については、今年度の東京都の募集定員を前年度の採用数から5%削減する措置がとられましたが、大都市圏の募集定員削減策として不十分であることから、引き続き（一社）日本専門医機構の制度運営に対して、国の関与が必要です。

【参考資料】

医師偏在指標が下位33.3%の都道府県

順位	都道府県	医師偏在指標
	全 国	238.3
32位	宮 崎 県	210.6
33位	山 口 県	210.3
34位	三 重 県	208.8
35位	群 馬 県	208.2
36位	岐 阜 県	204.7
37位	千 葉 県	200.5
38位	長 野 県	199.6
39位	静 岡 県	191.1
40位	山 形 県	189.4
41位	秋 田 県	180.6
42位	茨 城 県	179.3
43位	埼 玉 県	178.7
44位	福 島 県	177.4
45位	青 森 県	172.1
46位	新 潟 県	169.8
47位	岩 手 県	169.3

(出典：第28回医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会資料（平成31年2月）)

(県担当課室名 健康福祉部医務薬事課医療人材対策室)

Ⅶ ふるさとの未来を拓く人づくり

Ⅶ-1 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 少人数教育によるきめ細かな指導が、全ての学級で、その実情に合わせて展開できるよう、小学校第1学年から中学校第3学年までの全学年における安定的な35人以下学級の制度化を計画的に進めること。
- (2) 新学習指導要領における小学校外国語教育の授業時数増加に対応し、指導の充実を図るための専科指導教員の加配を拡充するとともに、小規模校への配置が可能となるよう運用条件の改善を図ること。
- (3) いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など、学校が抱える課題に組織的に取り組むための加配を拡充すること。
- (4) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校がチームとして様々な教育課題に対応していく必要があることから、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ることと併せて、多様な専門スタッフの配置が可能となるよう加配を拡充すること。
- (5) 特別な支援を要する児童生徒が年々増加していることから、よりきめ細かな対応が可能となるよう、特別支援学級の算定基準を見直すこと。
- (6) ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用できるようにするとともに、働き方改革を進め、教育環境を一層充実させるために(1)から(5)までの内容に対応した教職員定数改善計画を早急に策定すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 児童生徒の学習意欲を高め、その能力を最大限に引き出していくためには、一人一人にきめ細かに対応し、安定した学校生活を確保していくことが不可欠と考え、当県では県単独の少人数学習推進事業により、全国に先駆けて小学校1・2年生（平成13年度）及び中学校1年生（平成14年

度)において30人程度学級編制を導入しました。

その後、順次、対象学年を拡充し、平成28年度の小学校6年生への拡充により、義務教育全学年で実施しています。

この取組の成果は、学習指導、生徒指導の両面において現れていますが、当県の財政状況が厳しさを増す中であって、これまでの成果と課題、学校からの要望等を踏まえ、より効果的な運用方法を検討する必要があります。

今後も継続的に、全ての学級で安定的な少人数教育を推進し、より一層の成果を生み出していくためには、国による35人以下学級の制度化推進が必要です。

- (2) 新学習指導要領による小学校の外国語活動及び外国語の指導の充実のため、専科教員の配置を望む市町村は多いものの、当県は小規模の学校が多いことから、国が示す配置要件を満たすことが困難な状況が続いています。

新指導要領の趣旨を踏まえ、小学校の外国語教育における指導体制の強化・充実のために、専科指導教員の更なる充実と、小規模校を含め希望する学校への配置が可能となるような運用条件の改善が必要です。

- (3) 近年、いじめ、不登校等の生徒指導上の対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、学校が抱える課題の解決のためには、学級を越えて、学校全体での組織的な取組が不可欠となっています。

こうした児童生徒の個別の課題や教育環境の変化に対応するためには、学級数にかかわらず、個々の学校課題に対応していく体制を構築する必要があることから、基礎定数以外の教員の加配が欠かせません。

特に、特別な支援を必要とする児童生徒への対応においては、インクルーシブ教育の視点から、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒が増加し、それに伴い通級指導教室の需要が高まっています。

当県では、通級指導教室への人的措置は、国の通級指導教室に係る定数を活用して県が行っていますが、市町村からの要望に対して十分に対応できない状況です。

今後さらに増加すると予想される、通常の学級に在籍する特別な指導を要する児童生徒に対するきめ細かな指導を充実させるため、通級指導教室に係る教職員定数の拡充が必要です。

- (4) 当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化、困難化しており、それぞれの課題に対応していくためには、専門的役割を担う教職員の拡充が必要です。

養護教諭については、保健室利用者の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化、多様化する問題の解決などに対応することが求められており、学校規模の違いによる教職員の負担の格差を是正するため、複数配置の算定基準を引き下げる必要があります。

栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村から職員の配置を求められていることから、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進む中、教員の学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、複数配置の算定基準の引き下げと併せて、外部人材を積極的に活用するためのコーディネート役等を担う専門スタッフの配置の拡充も必要です。

- (5) 現在、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の算定基準では、特別支援学級は、1学級8人までとなっていますが、この基準では、通常の学級の児童生徒よりも、よりきめ細かな支援を要する特別支援学級の児童生徒に対して十分な対応ができない状況です。

十分な教育環境を整え、児童生徒及び保護者が安心して教育を受けられるようにするとともに、特別支援学級を担当する教員の負担を軽減するため、算定基準の改善が必要です。

- (6) 当県の地方創生、地域の活性化を担う人材を育成していくためには、志の高い教員を計画的に採用し、その資質を高めていく必要があります。

しかし、加配定数が毎年度の予算編成において決定されていく近年の状況下においては、地方において、中・長期的な見通しを持った採用計画・育成計画を立てていくことは困難となっています。

また、教員としての採用の見通しを持ちにくい状況では、有望な若者がふるさとへの貢献意欲を持ちながらも、教員への志望を敬遠することにもつながりかねません。

加えて、人口減少が大きな課題となっている当県にとっては、働き方改革を推進し、教員を志望する若者を増加させることが喫緊の課題です。

教員を志望する若者に将来の見通しを持たせ、志の高い教員を計画的に採用、育成していくことができるよう、新たな「公立義務教育諸学校定数改善計画」を早急に策定し、中・長期的な計画を示すことが必要です。

(県担当課室名 教育庁義務教育課)

Ⅶ-2 補習等のための指導員等派遣事業の充実による教員の多忙化解消体制の構築について（新規）

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化する中、教員の学校業務における負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、特に学校からのニーズが高い、「補習等のための指導教員等派遣事業における学力向上を目的とした教育活動支援」に係る財源措置の充実を図ること。
- (2) 部活動指導員を高等学校も含め希望する全ての公立学校に配置できるよう、国における予算総額の増額を図り、地方の負担割合を軽減するなど、教員の働き方改革の推進に向けた環境整備に必要な財政措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化・困難化しており、教員の負担を軽減し、個々の学校課題に対応していく体制を構築するためには、専門的役割を担う教職員を拡充することに加え、それぞれの役割を担う教職員をサポートする体制づくりが欠かせません。

当県では、平成27年度から学力向上を目的とした教育活動支援について、国庫補助を活用しながら人的措置や財源措置を講じており、1年生の1学級の人数が30～32人の小学校に、学級担任をサポートするスタッフを配置し、小1プロブレム等の未然防止に大きな成果を得ています。

また、昨年度からは、児童数450人程度以上の小学校22校に各校1名ずつスクール・サポート・スタッフを配置していますが、授業準備や後片付け、教室環境の整備、採点業務等の補助により、教員の負担軽減に大きな効果を上げています。

学校では規模や校種に関わらず同様の業務があり、補助する人員の配置が教員の負担軽減に大きな役割を果たしていることから、学校のニーズが非常に高まっています。

しかし、経費の3分の1が国庫負担であるとはいえ、当県の厳しい財政状況下において配置人数の増加は難しい状況であることに加え、この「補

習等のための指導員等派遣事業における学力向上を目的とした教育活動支援」においては、2年続けて国庫補助額が補助率である3分の1を大幅に下回っている状況です。したがって、補習等のための指導教員等派遣事業における全てのサポートスタッフの財源措置が必要です。

- (2) 当県教育委員会の調査では、当県中学校教員の一日の時間外勤務時間平均は3時間を超え、平均退勤時間も20時を超えている状況にあり、多忙化を感じる要因の第1位が部活動指導となっています。

平日はもとより、週休日の大会引率等による時間外勤務が増えているほか、競技経験のない部を担当することによる心理的な負担を抱えている教員も多い状況であり、高等学校教員でも同様の傾向にあります。

当県では、今年度、補習等のための指導員等派遣事業の中学校における部活動指導員の配置事業を活用し、2市21名の配置を予定していますが、この事業成果を他市町村や県立中学校、さらには高等学校に周知することにより、活用の希望が一層増加するとともに、教員の働き方改革の推進や部活動の質的な向上が期待されます。

しかし、部活動指導員の財源は地方財政措置がなされているとはいえ、当県の財政難は今後さらに続くことが予想されるため、本事業に係る国の予算総額の増額を図り、地方の負担割合を軽減するなど、財政支援の更なる拡充が必要です。

(県担当課室名 教育庁義務教育課、保健体育課)

Ⅶ-3 地方における多文化共生社会の実現について（新規）

出入国在留管理庁
総務省自治行政局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方における外国人からの相談対応機能を充実させるため、「外国人受入環境整備交付金」を来年度以降も継続し、十分な予算措置を講じること。
また、多文化共生施策の更なる推進に係る地方財政措置を継続し、地方公共団体への支援の充実を図ること。
- (2) 国による「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を効果的に進めるため、各地域がその実情に合わせた多文化共生の取組を推進できるよう、地方での人材確保が難しい専門的な分野における通訳等を国が確保・育成するなど、地方公共団体の意見を十分に反映した仕組みを構築すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新たな外国人材受入れのための在留資格の創設等により、今後、外国人住民数の増加が予想されることから、地方において外国人向けの相談体制を充実させ、継続的に事業を実施するためには、外国人受入環境整備交付金など、国による財政支援が必要不可欠です。
- (2) 地方公共団体が外国人に対し情報提供及び相談を行う「多文化共生総合ワンストップセンター」においては11言語への対応を求められておりますが、当県ではベトナム語やネパール語を話せる方や、多言語翻訳機器等で対応できない法律や医療等専門的な分野の知識を有する方など、外国語に堪能で相談対応能力に優れた人材を確保することは困難です。
このような実情を踏まえ、地方における取組を円滑に進めるためには、地方単独では対応が難しい多言語での専門的な分野における対応などについて、国がより主体的にサポートする仕組みづくりが求められます。

(県担当課室名 企画振興部国際課)

Ⅶ-4 学校図書館・公立図書館の資料の充実について

文部科学省総合教育政策局

【提案・要望の内容】

児童生徒や地域住民が多様な書籍等に触れる機会を提供し、文化的な素養を高めるとともに、地方の将来を担う人材の育成機能を一層向上させるため、学校図書館・公立図書館の資料購入費に係る国の財政支援を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、全国に先駆けて「県民の読書活動の推進に関する条例」を制定し、読書活動推進基本計画（平成23年度～27年度）に基づき、「県民読書の日（毎年11月1日）」を定め、毎年度、全県的な読書イベントを開催するなど、県民総ぐるみで読書活動を展開するとともに、市町村立図書館や公民館図書室、学校図書館を拠点とする地域の読書環境の充実に努めてきたほか、子供の読書活動の推進に関する法律に基づく「子ども読書活動推進計画」については全市町村で策定しています。
- (2) 現在は、第2次読書活動推進基本計画（平成28年度～32年度）に基づき、「家庭」、「学校」、「職場」、「地域」という、県民に身近な生活の場で、いつでも、どこでも、誰でもが本に親しむことができる環境づくりに取り組み、本県が理想とする『高質な田舎』の実現による、「日本一の読書県」を目指しています。
- (3) 特に、学校図書館や公立図書館については、地域の読書拠点となっていることから、その資料を充実させることにより、児童生徒や地域住民の知的欲求を満たし、心豊かな暮らしを下支えすることで、読書活動を通じた住民同士のコミュニケーションや仲間づくりを広げて、これからの地方創生を支える人づくりにつなげていくことが必要です。

【参考資料】

市町村図書館・県立図書館の資料費の推移

(単位：千円)

区分	H26	H27	H28	H29	H30
市町村立図書館(※)	153,098	156,484	146,987	146,658	144,921
県立図書館	38,648	38,574	38,310	38,346	38,362

(※) 公民館図書室を含む

出典：『秋田県の図書館』（秋田県図書館協会発行）

(県担当課室名 企画振興部総合政策課、教育庁生涯学習課)

Ⅷ 県土の保全と防災力強化・国土強靱化

Ⅷ-1 防災・減災、国土強靱化のための緊急対策の継続について（新規）

財務省大臣官房、主計局

農林水産省大臣官房、農村振興局、林野庁、水産庁

国土交通省大臣官房、総合政策局、土地・建設産業局、都市局、
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【提案・要望の内容】

「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は、昨年度に実施した重要インフラの緊急点検結果に基づき、令和2年度までの3年間で集中的に防災・減災対策に取り組むこととなっているが、緊急点検結果を踏まえ、抜本的な対策を講じていくためには長期間を要することから、3年度以降も必要な予算を確保し支援を継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 自然災害が激甚化・頻発化していることに加え、高度成長期以降に整備したインフラが今後一斉に老朽化を迎える中、防災・減災対策を加速させ、ハード・ソフト両面からの取組により、国土強靱化を図ることが喫緊の課題となっています。
- (2) 当県では、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、橋梁や下水道、農業用施設等の耐震化、河道内の土砂掘削や幹線道路等における法面对策、農地や山地等の保全による防災・減災対策を集中的に実施していますが、これらの対策を完了するには多くの費用と長い期間を要することから、十分な予算を安定的・継続的に確保する必要があります。

【参考資料】



ため池の改修



海岸施設の高潮・津波対策



治山ダムの設置



道路の法面对策



橋梁の耐震化



河川の河道掘削

(県担当課室名 総務部総合防災課、
農林水産部農地整備課、水産漁港課、森林整備課、
建設部建設政策課、都市計画課、下水道課、道路課、
河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

Ⅷ-2 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、総合政策局、土地・建設産業局、都市局、
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方創生の実現に不可欠な社会資本整備や防災・減災対策、インフラ長寿命化に加え、重要インフラの緊急点検を踏まえた国土強靱化の加速に向けた対策に必要な予算（社会資本整備総合交付金等）の拡大を図ること。
- (2) 災害対応や除排雪作業、インフラの整備及び維持管理の担い手として、地域社会を支える建設産業の維持・活性化を図るため、当初予算において公共事業関係費を十分かつ持続的に確保すること。
- (3) 被災地を含めた東北全体の復興を円滑に進めるため、令和2年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。
- (4) 公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など、下水道が担う公共的役割を踏まえ、下水道施設の改築更新に係る財政支援を確実に継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、人口減少を抑制し、持続可能な社会を実現するため、第4次産業革命のイノベーション等を活用し、様々な社会課題の解決に向けて取り組んでいます。これらの基盤となる社会資本の整備を進めるとともに、頻発する自然災害から、住民の生命・財産を守るため、防災・減災対策、インフラ長寿命化等の確実な実施により、強靱な国土づくりを進めることが急務になっています。
- (2) 国の公共事業関係費は、昨年度実施した重要インフラの緊急点検の結果を踏まえた緊急対策分である臨時・特別の措置を含め、本年度は約7兆円の規模を確保したものの、通常分としては、前年度比同規模の約6兆円となっており、いまだピーク時の6割程度（当初予算比）であることから、計画的な事業の進捗に支障を来しています。また、当県の建設業従事者数は、5万人を下回っており、担い手の確保・育成が喫緊の課題になっています。
- (3) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合は、通常予算にその影響が及び、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな支障が生じます。
- (4) 下水道施設の改築更新に係る財政支援が廃止された場合、財源不足の影響により、利用者から高額な使用料を徴収せざるを得ないほか、改築更新の遅れから、道路の陥没や下水処理機能の停止によるトイレの利用制限が懸念されるなど、住民生活に重大な影響が及びます。

ストック効果を発揮し秋田を支える社会基盤

■ 地方創生の実現に不可欠な社会資本の整備 ■



高速道路の整備
(日道道(大館能代空港IC))



クルーズ拠点の整備イメージ
(秋田港)



持続可能でコンパクトなまちづくり
(県・市連携文化施設)

■ 防災・減災、老朽化対策、災害復旧 ■ ■ 地域を支える建設産業の振興 ■



道路施設点検



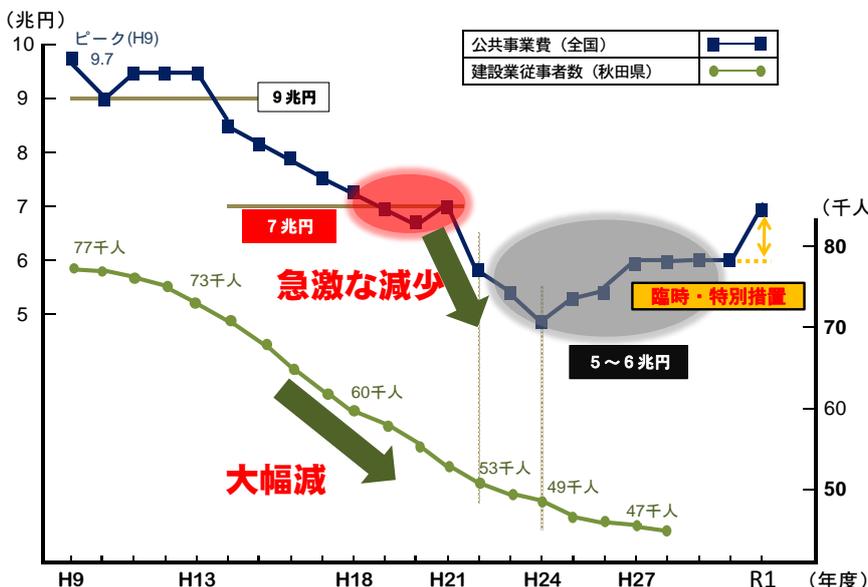
災害復旧作業



除排雪作業

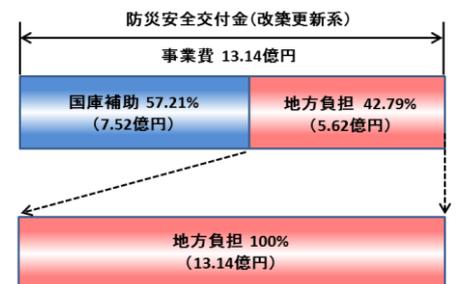
公共事業費(当初予算)と建設業従事者の確保が必要

今年度の当初予算では約7兆円の公共事業費を確保したものの、臨時・特別による措置を除くと前年度と同水準の予算規模となっており、県内の建設業従事者も減少が続いている。



※下水道施設の改築更新に係る国庫補助がなくなった場合の影響

○現行(国庫補助あり)
※補助率: 処理場に係る費用2/3、それ以外1/2
(流域下水道事業(県)のR1年度予算ベース)



国の財政支援がなくなり全てを地方負担で賄った場合、下水道使用料として受益者に過度の負担をかける。

(県担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

Ⅷ-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

①国直轄事業（河川・ダム・砂防）の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

平成29年7月、8月及び昨年5月に発生した記録的な豪雨により、甚大な洪水被害や土砂災害が発生したことから、支川の背水対策を含めた直轄河川における治水対策及び砂防事業について更なる強化を図ること。

- (1) 「雄物川」における河川激甚災害対策特別緊急事業の早期完成及び直轄管理河川での治水事業推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 「成瀬ダム」の本体工事を促進するとともに、「鳥海ダム」については、用地取得を進め、早期に本体工事に着手すること。
- (3) 広範囲に及ぶ家屋浸水や冠水による国道13号の全面通行止めが発生した普通河川「古川」^{ふるかわ}の流域における浸水対策への支援を行うこと。
- (4) 国及び秋田県による緊急治水対策の進捗に伴う水位上昇の影響が懸念される「平尾鳥川」^{ひらおどりがわ}等の治水対策について、支援を行うこと。
- (5) 「八幡平山系」に係る直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 雄物川では、平成29年夏の豪雨により一か月余りの間に二度も洪水が発生し、昨年5月の豪雨でも氾濫していることから、早急な治水対策が必要です。
- (2) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、水源の確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。
- (3) 秋田市南部に位置する「古川」の流域において、近年の豪雨により浸水被害が頻発していることから、国・県・市で構成する「治水対策協議会」を設立し、三者の連携による一体的な治水対策を進めています。
- (4) 雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防整備により、合流部の水位上昇に伴う浸水被害等が懸念されることから、その対策や整備について国と県が一体となって取り組む必要があります。
- (5) 秋田駒ヶ岳は、約40年周期で噴火活動を繰り返しており、土石流等の土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、砂防えん堤のハード対策を促進する必要があります。

国直轄事業（河川・ダム・砂防）の推進

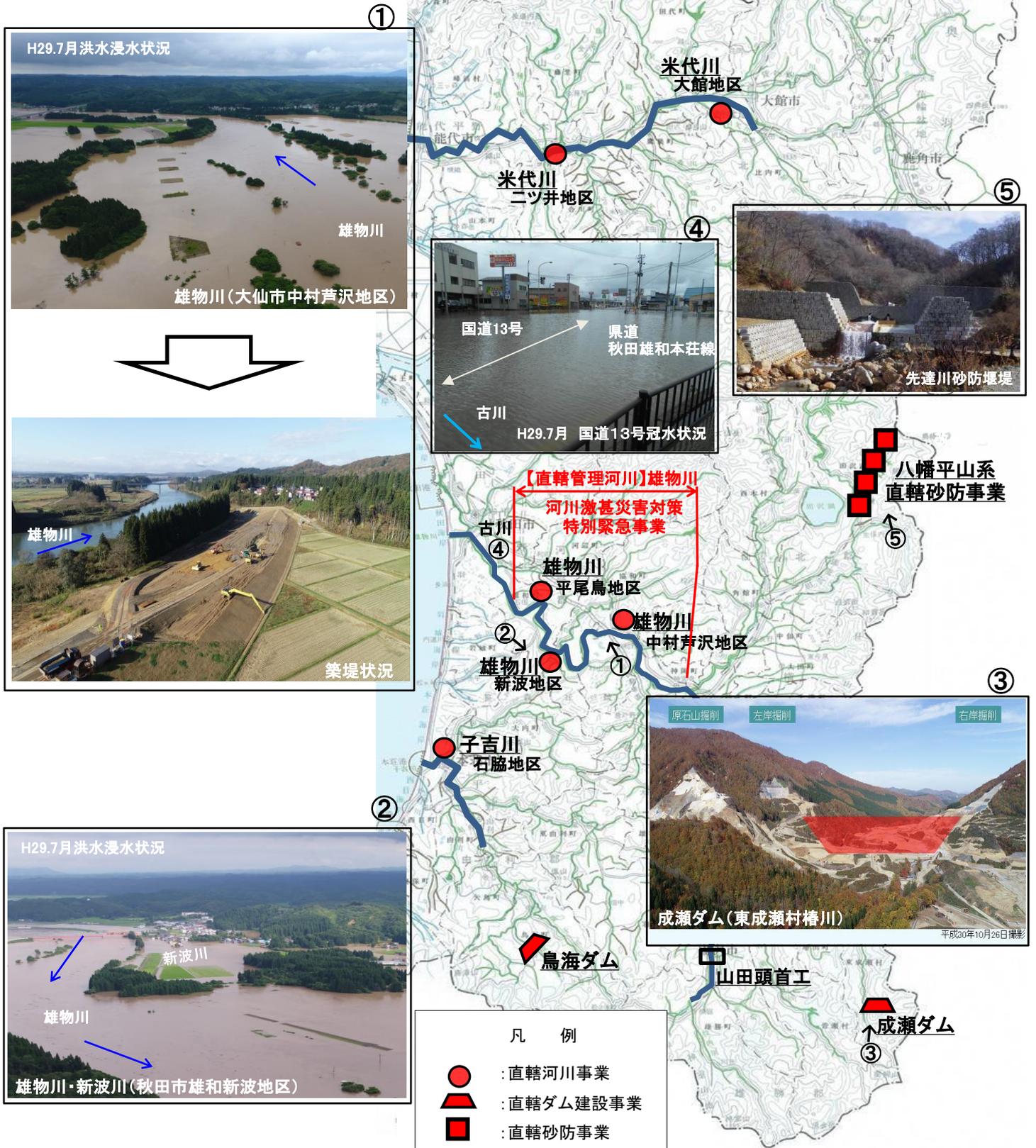
◇H29. 7月豪雨における家屋被害状況

◇H30. 5月豪雨における家屋被害状況

- 雄物川の氾濫により秋田市、大仙市で被害発生
- 浸水家屋 **約700戸**
- 浸水面積 **約2,000ha**

- 雄物川の氾濫により秋田市、大仙市で被害発生
- 浸水家屋 **無し**
- 浸水面積 **約280ha**

令和2年度 国における主要事業箇所図



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

Ⅷ-3 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

②河川改修事業及び土砂災害対策の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

異常気象による予測困難で経験したことの無い降雨が増大しており、当県においても、甚大な洪水被害や土砂災害から県民の生命・財産を守るため、ハード・ソフト両面からの治水・土砂災害防止対策について更なる支援を図ること。

- (1) 従来から、重点的に治水対策を実施している「たいへいがわ太平川」、さいないがわ「さいないがわ齊内川」のほか、平成29年に甚大な被害が発生した「うわみぞがわ上溝川」、よどかわ「よどかわ淀川」、あらわ「あらわ新波川」、がわ「ならおかがわ榎岡川」等の県管理河川における治水事業の推進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
- (2) 「みず水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき県、市町村等が連携して推進している「減災対策」の取組に必要な予算について、十分な配慮を図ること。
- (3) 土砂災害防止施設の整備を推進し、要配慮者利用施設や公共施設等を保全するため、ハード対策に要する予算の更なる拡大を図ること。
- (4) 災害復旧事業に関する調査・設計費の国庫補助対象要件について更なる拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、集中的に予算が配分され浸水被害対策を実施しておりますが、これに加え、従来から重点的に整備を進めている河川についても、事業を推進させるため十分な予算を継続的に確保する必要があります。
- (2) 洪水被害を踏まえ、迅速かつ確実な避難を可能にするため、水位周知河川の指定を追加していく必要があることから、これを促進するための予算の確保が課題になっています。
- (3) 当県における土砂災害防止施設の整備は、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所で重点的に実施こぶちしています。
平成28年度から、北秋田市阿仁小湊地区の地すべり防止対策を実施しており、保全対象には「鉄道」、「一級河川」が含まれていることから、早期に完成を図るためにはハード対策に係る予算の更なる拡大が必要です。
- (4) 災害復旧事業の申請及び実施に係る調査・設計費の国庫補助対象について一部拡充が図られたものの、改良復旧事業に関連した調査・設計には多額の県予算を要することから、財源の確保が課題になっています。

河川改修事業及び土砂災害対策の推進

◇H29. 7月豪雨における家屋被害状況

- 4水系25河川で溢水・越水による家屋被害が発生
- 倒壊被害 **35戸** (全壊**3戸**、半壊**32戸**)
- 浸水被害 **1,185戸** (床上**497戸**、床下**688戸**)

◇H30. 5月豪雨における家屋被害状況

- 3水系12河川で溢水による家屋被害が発生
- 倒壊被害はなし
- 浸水被害 **112戸** (床上**41戸**、床下**71戸**)

令和2年度 秋田県による主要事業箇所図

【淀川(大仙市協和)】
「河川災害復旧等関連緊急事業」
事業期間: H29~R2



A部拡大



(参考) 県管理河川 合計342河川

凡 例	
	: 補助河川事業
	: 補助地すべり事業
	: H29.7月家屋被害発生主要河川
	: H29.7月及びH30.5月家屋被害発生主要河川



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

Ⅷ-4 石油製品備蓄の強化について

資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

災害対策の観点から、重油やガソリンなど石油製品の備蓄を強化する必要があることから、国が主体となって、日本海側の備蓄拠点として男鹿市船川港周辺地域等における整備を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災では、多くの製油設備が被災して石油製品の供給が困難になり、被災直後における太平洋側の被災地への石油製品の供給に当たっては、秋田港等が陸揚げ拠点になるなど、当県が大きな役割を果たしたところです。
- (2) こうした経験を踏まえ、災害時でも円滑に石油製品を供給できるよう、広域的な視点から石油製品備蓄の強化が求められています。
- (3) また、地理的なバランスから、東北地方における日本海側の備蓄拠点は、原油に関する国家石油備蓄基地を有する当県沿岸部の男鹿市船川港周辺地域等に配置することが適切です。
- (4) 現在、国では、民間の石油会社等が所有するタンクを借り上げるとともに、石油タンク等の貯蔵供給設備の導入等に対する補助などにより、石油製品の備蓄増強に取り組んでいますが、製油設備がない日本海側においては、国が主体となって備蓄拠点を新たに整備する必要があります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅷ-5 公共施設等総合管理計画の推進について

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

- (1) 人口減少や少子高齢化の進行など社会経済情勢の変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき、補助対象財産を処分する場合、財産処分に係る国庫納付を求めず承認するなど、特段の配慮を講じること。
- (2) 公共施設の集約化・複合化等を実施する場合の支援制度である「公共施設等適正管理推進事業債」を、少なくとも地方公共団体が策定した公共施設等総合管理計画の計画期間中は活用できるよう所要額を確保するとともに、公用施設への対象の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「公共施設等総合管理計画」の策定が完了し、個別施設計画の策定及び推進段階に入っており、その柱の一つである公共施設等の総量の適正化を推進していくに当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第22条の規定に基づく財産処分の制限が支障となるケースがあります。

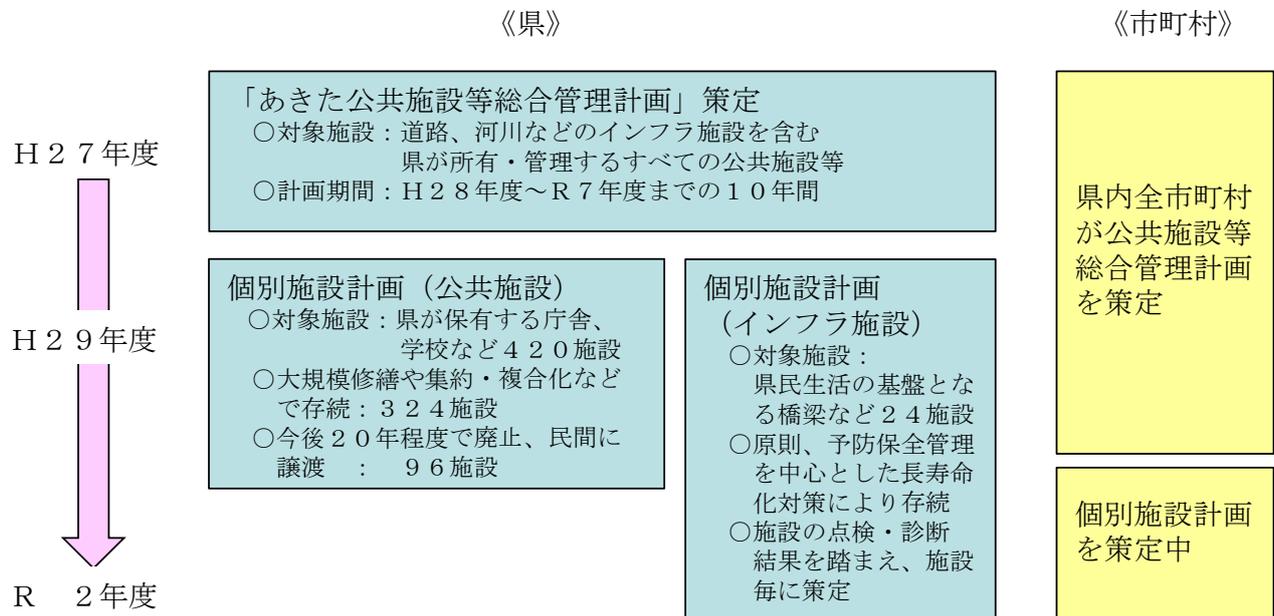
補助事業完了後、経過年数が10年以上である施設等の財産処分については、既に一部に国庫納付を求めないなどの緩和措置がなされていますが、経過年数が10年未満の施設等の財産処分は限定的にしか認められていないことから、財産処分に係る納付金などが地方公共団体の財政運営に大きな負担とならないよう、特段の配慮が必要です。

- (2) 「公共施設等総合管理計画策定に当たっての指針」において、総合管理計画は少なくとも10年以上の期間とすることとされており、地方公共団体が計画的に公共施設の集約化・複合化等を進めていくためには、安定した支援制度が不可欠です。

また、公共施設の集約化・複合化等を進める「公共施設等適正管理推進事業債」は、除却事業及びユニバーサルデザイン化事業を除き公共施設に限定されており、庁舎等の適正管理を進めるためには公用施設も対象とすることが必要です。

【参考資料】

(1) 当県における公共施設等総合管理計画の策定状況



(2) 公共施設の個別施設計画における主な取り組み

- 予防保全型の大規模修繕による長寿命化：秋田県庁舎・各地域振興局庁舎
 - ・屋根、外壁、設備等の大規模修繕で長寿命化を図り継続利用
- 施設機能を組み合わせた集約・複合化の推進：5地区13高等学校
 - ・第七次高等学校総合整備計画により各地区高等学校の統合を図り集約化
- 公民連携の推進による民間活力の導入：老人福祉総合エリア
 - ・民間等への譲渡を検討しながら、施設を存続しサービスを継続

(県担当課室名 出納局財産活用課)

Ⅸ 環境保全対策の推進

Ⅸ-1 八郎湖の水質保全対策に対する支援の一層の充実について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

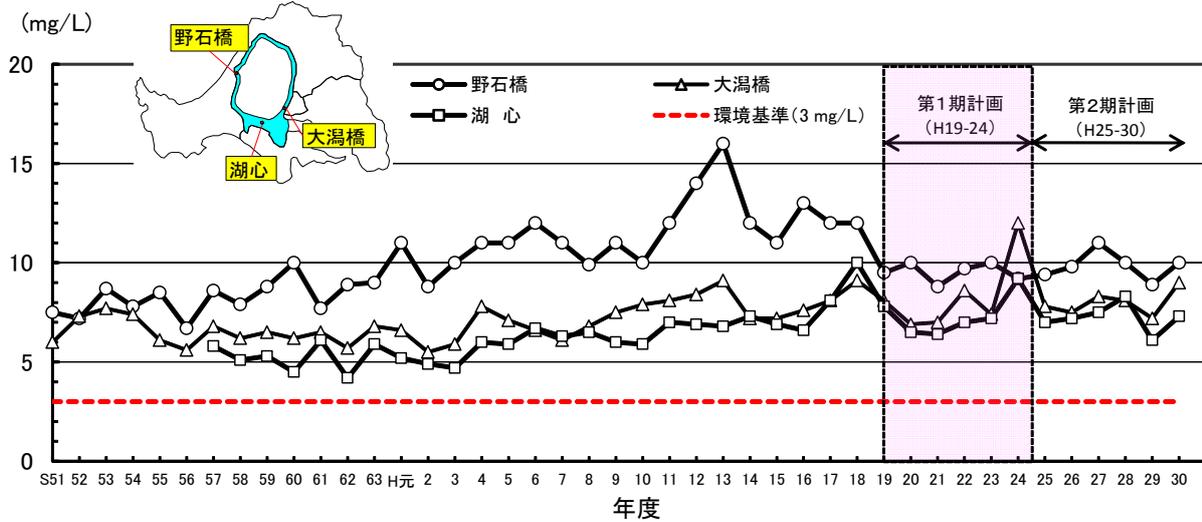
- (1) 湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく各種対策事業に対する財政的・技術的支援を継続・拡充するとともに、中長期にわたり安定的かつ継続的に活用できる新たな財政支援制度を設けること。
- (2) 八郎潟中央干拓地における国営かんがい排水事業八郎潟地区においては、八郎湖の水質保全に配慮した事業計画とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 八郎湖については、国営干拓事業の完了後、徐々に富栄養化が進行したことから、同法に基づく指定湖沼として「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、この計画に基づいて流域市町村や関係機関と連携しながら各種水質保全対策を推進しています。
第2期計画では、生活排水や農地排水などの発生源対策に加え、アオコ対策や新たな湖内浄化対策にも取り組み、一定の成果を得ています。
しかし、依然として湖水の環境基準を達成できておらず、夏場にアオコが発生することなどから、継続的に水質保全対策を進める必要があります。
- (2) 本年度策定する第3期計画（令和元～6年度）に掲げる、各種対策を着実に推進していくため、これまで国が実施してきたモデル事業を八郎湖において継続するとともに、これに相まって実施する県単独事業についても、新たな財政支援制度を設けるなど、中長期にわたり安定的に活用できる財源を確保する必要があります。
- (3) 八郎潟中央干拓地は湖沼法に基づく流出水対策地区に指定されていることから、現在、国が計画している国営かんがい排水事業八郎潟地区においては、老朽化した農業用排水路の改修と併せて、八郎湖の水質保全に資する事業計画が策定される必要があります。

【参考資料】

(1) 八郎湖水質の経年変化 (COD 75%値)



(2) 令和元年度における主な対策等の位置図



凡例 □ : 継続 □ : 新規(拡充)

(県担当課室名 生活環境部環境管理課八郎湖環境対策室)

IX-2 海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

海岸における環境を保全し、良好な景観を維持していくためには、長期間にわたり継続的な取組を推進していくことが必要であることから、地方公共団体が着実に海岸漂着物の回収処理や発生抑制に係る取組を実施できるよう、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の予算を十分に確保するとともに、現行の補助率を維持すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 海岸漂着物対策は、国際的な対応を含めて、海岸漂着物処理推進法に基づき、国が必要な財政上の措置等を講じることとされています。
地方公共団体等では、同法に基づき、海岸漂着物の回収処理を続けてきましたが、依然としてプラスチックなどの海岸漂着物が発生し、生態系を含めた環境の悪化や景観が損なわれる事例が生じています。
また、平成29年11月以降、北朝鮮からとみられる木造船等が当県沿岸にも漂着する事案が急増しており、その処理に多額の費用を要しています。
- (2) 当県では、第2次秋田県海岸漂着物等対策推進地域計画に基づき、重点区域における漂着物の回収処理を確実に進めるため、地域環境保全対策費補助金を活用し、海岸漂着物の回収処理・発生抑制等の取組を実施していますが、平成27年度以降、国の予算規模が大きく縮小しており、補助率も段階的に引き下げられたことから地方負担が増加しています。

【参考資料】



海岸漂着物の状況（人工海岸）



行政による海岸漂着物の回収



砂浜に漂着した木造船（自然海岸）



行政による木造船の解体・回収

海岸漂着物の
回収・処理



海岸漂着物発生抑制のための
ボランティアによる清掃の様子



平成30年度
秋田県海岸漂着物対策推進協議会の様子

【参考】事業費の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
県予算（千円）	36,776	41,797	20,473	43,786	51,608	51,843	65,743	
	国費	36,776	41,797	17,505	34,270	40,820	41,292	53,678
	県費	—	—	2,968	9,516	10,788	10,551	12,065
	国補助率	10/10	10/10	8/10	7/10～8/10	※ 7/10～8/10	※ 7/10～8/10	※ 7/10～8/10
国予算（億円）	海岸漂着物等 臨時対策基金		地域環境保全対策費補助金					
	100.0		28.5	30.0	31.0	31.1	35.0	

※海上保安庁が認める朝鮮半島由来の木造船等にあつては8.5/10～9/10

（県担当課室名 生活環境部環境整備課）

IX-3 国立公園等における自然環境整備交付金予算の確保について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 国立公園満喫プロジェクトに基づく、十和田八幡平国立公園ステップアッププログラム2020が最終年度を迎えることから、当初掲げた目標を確実に達成できるよう、十分な予算を確保すること。
- (2) 国定公園についても、同プロジェクトの波及効果により、外国人観光客が増加傾向にあることから、来訪者の満足度向上に向けた公園内の施設の整備予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国立公園については、自然環境整備計画に基づき、施設の改修を進めてきたところですが、過去数年間、要望に対して予算が十分に確保されず、事業の進捗に遅れが出ています。
- (2) 国定公園についても、国内外からの誘客促進と来訪者の満足度向上を図るため、多言語表記等インバウンドに向けた取組と施設の老朽化対策を、引き続き進めていく必要があります。
- (3) また、ここ数年頻発している自然災害に伴って、施設の早期復旧整備や公園の安全確保のための改修などが課題になっていることから、それらに適切に対応するための継続的な財源確保が必要です。

【参考資料】

(1) 国立公園の訪日外国人利用者数 (単位：千人)

年 度	H 2 7	H 2 9	R 2 (目標値)
十和田八幡平国立公園	7	19	21

注) 国立公園別訪日外国人利用者数推計値(環境省)

(2) 当県での自然環境整備交付金の要望と内示額 (単位：百万円・%)

年 度		H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
項 目						
国定公園	要望額	22	20	34	32	23
	内示額	19	15	22	23	23
国立公園	要望額	6	28	37	40	46
	内示額	6	18	15	18	46
計	要望額	28	47	71	72	69
	内示額	25	33	37	41	69
	配分率	89	70	52	57	100

(3) 自然環境整備交付金を活用して整備した施設例 (平成30年度)



・後生掛温泉歩道公衆トイレ改修工事

国内でも珍しい火山地形の探勝路の入り口に位置する公衆トイレで、便器を洋風型に更新し給排水施設の改修を行った。



・玉川温泉歩道改修工事 (案内板等)

玉川温泉を起点として、大噴などの火山地形を探勝する自然研究路があり、観光客に加え、岩盤浴を行う利用者が多い。

歩道の改修に併せて、既存の案内看板等を多言語表記に改修した。



・大場谷地園地木道改修工事

玉川温泉と八幡平の中間付近、国道341号線沿いに広がる湿原で高山植物を手軽に鑑賞できる場所であり、老朽化した木道を改修した。

(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

IX-4 風力発電所に係る環境影響評価制度の充実について (新規)

環境省大臣官房

【提案・要望の内容】

風力発電所に係る環境影響評価制度の充実を図るため、次のような措置を講じること。

- (1) 準備書手続終了後に発電機の諸元を変更するなど、環境への影響が懸念されるような計画変更を行う場合には、説明会を開催するなど、事業者が住民への説明責任を果たせるような仕組みを設けること。
- (2) 事業区域が近接して複数の事業が実施される場合の複合的・累積的影響について、評価項目の選定基準や評価基準を示した評価指針等を定めること。
- (3) 洋上風力発電所による環境への影響について、国においても積極的に国内外の情報収集に努めるとともに、収集した知見を速やかに関係自治体等へ提供し、より信頼性の高い環境影響評価が実施されるよう支援すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

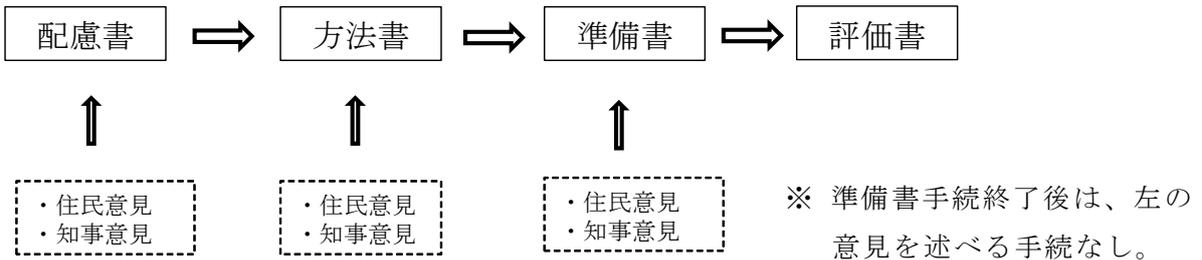
- (1) 当県では、準備書手続終了後に発電機の大型化を検討している事業が複数発生していますが、発電機1機あたりの定格出力は増加するものの、設置基数が減少するため、評価手続の再実施の要件（出力の10パーセント以上の増加）には該当しません。
このような場合、形状等の大幅な変更があるにもかかわらず、その内容が住民に伝わらず、結果として住民等の意見も反映されないため、住民の不信を招くおそれがあります。
- (2) 当県では、事業区域が近接した複数の発電所の設置計画があり、複合的・累積的な環境影響が懸念されますが、評価項目の選定基準や評価基準がなく、事業者に委ねられている状況です。

このため、複合的・累積的な環境影響の評価項目の選定基準等を定めた評価指針等の策定が必要です。

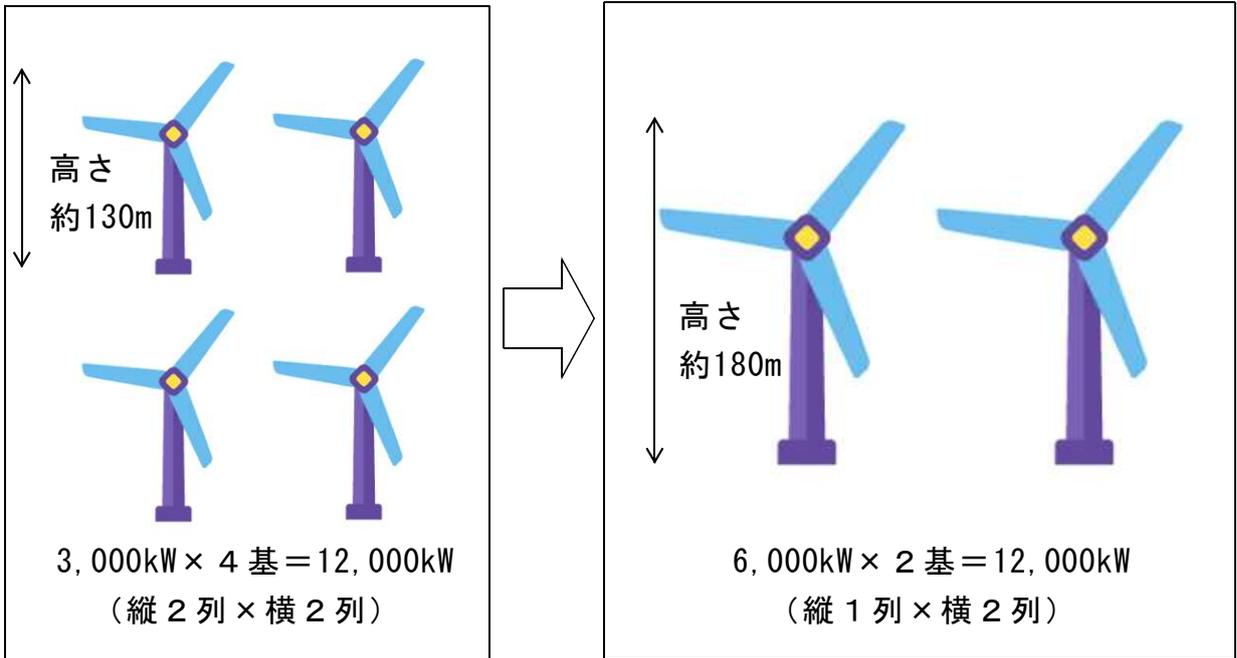
- (3) 洋上風力発電所の環境影響については十分に説明されていない点が多いため、影響の評価において多くの不確実性が伴います。今後、洋上風力発電事業の環境影響評価案件が増えることが見込まれますが、地方自治体が収集できる知見には限りがあるため、国による技術的な支援が必要です。

【参考資料】

(1) 発電所に係る環境影響評価の検討フロー



(2) 風力発電機の大型化に伴う影響



大型化に伴う変更点	影響のある環境要素
風車高さ	景観、風車の影、動物（鳥類）等
定格出力	騒音（低周波音含む）
配 置	海流（流向・流速）、動物（鳥類、魚類）、植物等

(県担当課室名 生活環境部環境管理課)

X 安全・安心な生活環境の確保

X-1 消費者行政の充実に向けた支援について

消費者庁

【提案・要望の内容】

地方の消費者行政の充実・強化を図るため、今後とも、長期的な視点から消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、地方消費者行政強化交付金について、予算を十分確保するとともに、継続的かつ安定的な制度とすること。

また、同交付金における用途や対象事業を拡充するなど、自由度の高い制度に改善を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、国の交付金を基にした「秋田県消費生活相談臨時対策基金」や、基金に代わって創設された地方消費者行政推進交付金を活用し、消費生活相談員を増員するとともに、生活センター北部・南部消費生活相談室を開設するなど、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化に努めてきたところです。
- (2) しかしながら、当県においては、高齢化が進行する中、特殊詐欺被害が依然として後を絶たず、高齢者の被害が深刻化しているほか、進学・就職などを機に一人暮らしをする若年者が多く、成年年齢を引き下げる改正民法の施行に伴い、今後、消費者被害の発生や拡大が懸念されることから、消費者安全法による消費生活相談体制の強化や、「秋田県消費者教育推進計画」に基づく消費者教育を一層推進する必要があります。
- (3) 市町村では、国からの交付金を消費生活相談員の配置・育成や啓発活動に充て、消費生活相談体制の整備を進めており、国からの継続的な支援が得られなければ、その体制の機能低下にもつながりかねない状況にあります。

そのため、地方消費者行政強化交付金については、地方の実情に応じた取組が継続的に実施できるよう、必要な財源を十分確保するとともに、用途や対象事業の拡充など、制度の改善を図る必要があります。

また、市町村の相談窓口の運営に支障なく、消費生活相談員の育成や資格取得の促進が図られるよう、国において、eラーニングの活用や地方開催など、研修機会の充実に向けた環境整備が必要です。

【参考資料】

秋田県の取組状況

1 県内の消費生活相談件数（平成30年度）

6,136件（秋田県：2,064件、市町村：4,072件）

2 当県の事業実施状況

○平成27年度から地方消費者行政推進交付金を活用して事業を実施
（平成30年度からは地方消費者行政強化交付金を活用）

○令和元年度当初予算 39,226千円

○主な取組

①高齢者の特殊詐欺被害の防止（啓発冊子の配布、啓発講座等）

②地域における消費者問題解決力の強化

・児童を対象とした消費者教育の推進（消費者教育用冊子の配布）

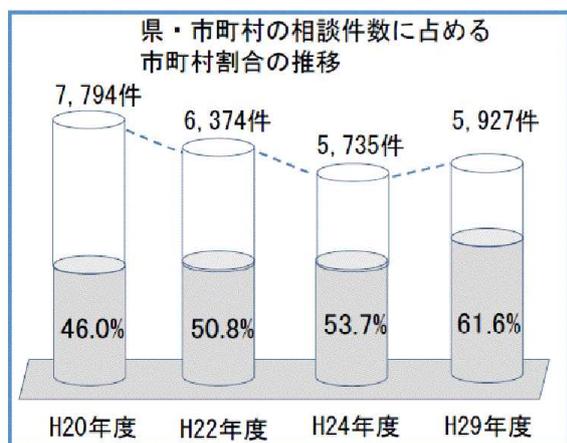
・消費者被害未然防止・啓発の推進（啓発冊子の配布、出前講座等）

③消費生活相談体制の強化（相談員研修等）

④若年者の消費者教育の推進（教員向け研修、講演会等）

⑤補助金を活用した市町村事業（専任相談員の配置、啓発活動等）

3 消費生活相談件数、市町村相談員数の推移



○消費生活センター設置済の市町村数

平成27年 4市 → 平成30年 13市

（県担当課室名 生活環境部県民生活課）

X-2 雪対策の支援充実について

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省自治財政局
国土交通省国土政策局

【提案・要望の内容】

過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、高齢者や障害者等世帯の雪下ろしなど除排雪費用への助成等に要する経費について財政措置及び支援制度を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、昨年10月に新たに「第3次秋田県豪雪地帯対策基本計画」を策定し、総合的な雪対策を推進するとともに、高齢化の著しい進行等に伴い、地域コミュニティ機能が減退してきていることから、地域における住民同士の支え合いによる除排雪支援体制の強化に努めています。
このため、県では、地域の実情に応じた除排雪支援体制のあり方を検討するとともに、地域において除排雪に取り組む団体の立ち上げ支援等の対策を講じています。
- (2) 多くの市町村では、高齢者世帯等の雪下ろしなどの除排雪費用に対する助成を行っていますが、厳しい財政状況の中では、対象者や助成額、助成率、利用回数等に制限を設けざるを得ない状況にあるほか、少子高齢化に伴い除排雪の担い手が不足している状況にあります。
このため、県及び市町村に対する雪対策に係る財政措置及び現行の除排雪体制整備への支援について、拡充を要望します。

【参考資料】

1 雪による人的被害の発生状況 (単位：人)

	死亡	重傷	軽傷	合計 (うち65歳以上)
平成24年度	19	94	121	234 (128)
平成25年度	17	70	74	161 (92)
平成26年度	11	57	26	94 (51)
平成27年度	3	34	32	69 (35)
平成28年度	5	48	49	102 (70)
平成29年度	7	104	62	173 (98)
平成30年度	6	51	38	95 (62)

※平成30年度は平成31年4月17日時点

2 雪下ろし等除排雪費用の助成状況等

(1) 助成状況

	雪下ろし (市町村数)	間口除雪 (市町村数)	助成実績額 (百万円)
平成27年度	14	23	130
平成28年度	14	23	144
平成29年度	15	23	212
平成30年度	16	23	164

※助成実績額は、雪下ろし及び間口除雪に助成した費用の総額

(2) 助成の利用制限

平成30年度に雪下ろし等除排雪費用の助成制度を設けた23市町村のうち21市町村で、上限額や助成回数等の利用制限をしている。

3 特別交付税で措置されている主な経費

- ・高齢者等が事業者等に雪下ろしを委託した場合の費用に対する助成
- ・安全対策の広報や命綱、ヘルメットの貸出
- ・共助組織（自治会等）に対する除雪機の貸与、保険料の助成

(県担当課室名 生活環境部県民生活課)

X-3 「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組に対する支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方公共団体が行う「命を大切にする心を育む教室」や「犬猫の合同適正譲渡事業」などの動物愛護に資する独自の取組に対して財政的支援制度を創設すること。
- (2) 「動物適正飼養・基盤強化学業」の一環として、「動物愛護フェスティバル」等の動物愛護週間関連事業を、国が全国各地において実施すること。
- (3) 動物愛護施設等の整備に対する財政的支援を拡充するとともに、補助対象を拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では動物愛護の新たな拠点として、本年4月1日に動物愛護センターを開設し、動物愛護推進員や民間ボランティアとの協働により、様々な独自の取組を実施することにしていますが、こうした「人と動物が共生する社会」の実現を図るための取組をより一層推進するためには、国の財政的支援が必要です。
- (2) また、秋田犬に代表される当県の資源を活用し、「動物にやさしい秋田」を県内外に発信することにしていますが、国内の動物愛護思想の更なる醸成を図るためには、国が地方公共団体との共催等による全国規模のイベントやキャンペーン等を各地で開催する必要があります。

- (3) さらに、管轄面積の広い当県においては、犬猫の一時収容施設や動物愛護センターへの搬送用車両が必須となっており、今後施設の改修や車両の更新などにより収容犬猫の飼養環境を整備していくことにしていますが、現状では予算額が十分ではなく、また車両については対象外のため、「動物収容・譲渡対策施設整備費補助金」の拡充や補助対象の拡大が必要です。

【参考資料】



譲渡犬搬送用車両



動物愛護フェスティバルの様子



動物愛護フェスティバルの様子



(県担当課室名 生活環境部生活衛生課)

X-4 野生鳥獣の管理及び被害防止対策への支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

当県において、人身被害が発生しているクマの被害を防止するとともに、近年、目撃が急激に増加しているイノシシ等の被害を防止するため、鳥獣捕獲等のための交付金の対象にクマを加えるとともに、予算枠の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年度のクマの目撃件数及び捕獲頭数は、一昨年度に比べ、ともに減少したものの依然として高い水準で推移し、人身被害も発生していることから、クマに対する県民の不安は払拭されていません。
また、新たな生息数調査の結果、従来よりも多い3,700頭が生息していることが判明したところであり、県民の安全を確保しつつクマとの共生が図られるよう、より適切な管理を実施していく必要があります。
- (2) イノシシ及びニホンジカは、近年目撃数が急激に増加し、農作物や森林の被害の危険性も高まってきていることから、捕獲を強化するとともに捕獲技術の向上を図る必要があります。
- (3) 当県では、有害鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者が長年にわたり減少し、高齢化が進行していることから、若年層を中心に捕獲技術に関する講習を開催しているところであり、今後、更なる人材の育成・確保対策を強化していく必要があります。

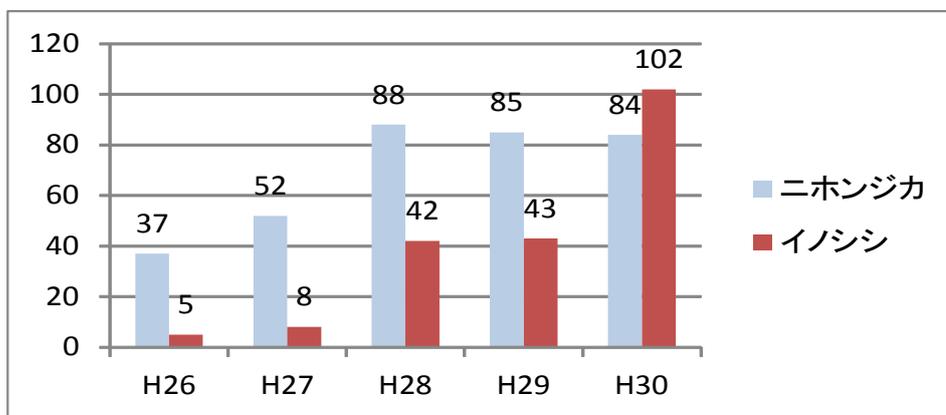
【参考資料】

(1) ツキノワグマによる人身被害、目撃情報、捕獲頭数の推移

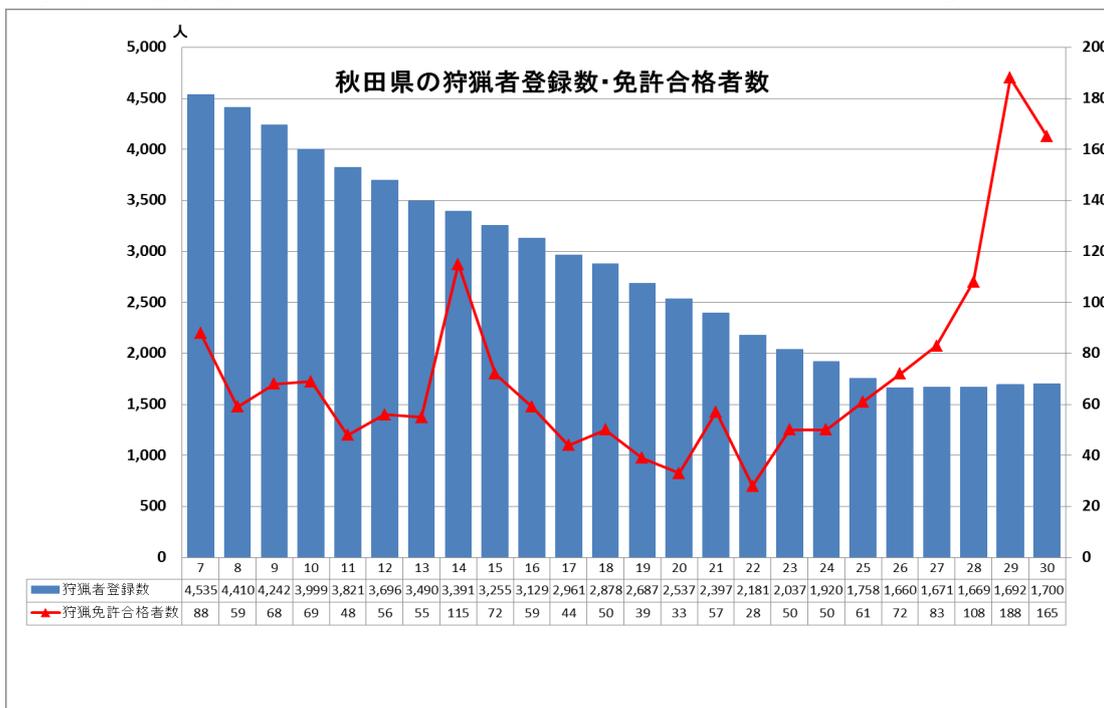
(単位：人、件、頭)

年 度	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0
被害者数	1 0	8	1 9	2 0	7
うち死亡	—	—	4	1	—
目撃件数	3 8 7	3 2 8	8 6 9	1, 3 0 3	9 2 0
捕獲頭数	2 5 9	1 0 6	4 7 6	8 3 4	4 4 3

(2) ニホンジカ・イノシシの目撃件数の推移 (単位：頭)



(3) 狩猟者登録数 H19：2,687人 → H30：1,700人 (37%減少)



(県担当課室名 生活環境部自然保護課)

X-5 水道事業の基盤強化に向けた支援の拡充について

総務省自治財政局

厚生労働省医薬・生活衛生局

【提案・要望の内容】

人口減少社会にあっても、水道事業の「安全」・「強靱」・「持続」が確保されるよう市町村が推進する水道事業の基盤強化に向けた取組に対する支援を拡充すること。

- (1) 水道施設整備費国庫補助金及び生活基盤施設耐震化等交付金について、引き続き十分な予算を確保すること。
- (2) 水道施設の耐震診断や耐震化計画の策定に要する費用を補助対象に加えるほか、重要給水施設を始めとする基幹水道構造物の耐震化事業に対する補助率を引き上げること。
- (3) 水道事業の広域連携に係る補助金等の採択基準を緩和するとともに、水道施設の広域的管理や事務の共同実施等に対する財政支援制度を創設すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の水道普及率は平成29年度末で91.4%、基幹管路の耐震化率は平成29年度末で25.2%と2.4%上昇したものの、依然として全国平均よりも低い水準にあります。
水道施設の本格的な更新時期を迎える当県にとって、今後も所要額を満たす予算の確保が必要です。
- (2) 耐震化を計画的に推進するためには耐震化計画の策定が必要ですが、耐震診断や被害想定予測等に要する市町村の経費が、計画給水人口1万人あたり500万円を超える費用負担になることから、当県の上水道における耐震化計画（管路）の策定率は約32%にとどまっています。

また、国は水道の基幹管路の耐震化率を令和4年までに50%以上に引き上げる目標を掲げていますが、国庫補助率は1/4となっており、耐震化率の目標を達成するためには基準事業費の拡大や重要給水施設配水管等も含めた耐震化事業の補助率の引上げなど、制度の拡充が必要です。

(3) 市町村合併により水道事業の統合が進んだ当県において、更なる広域連携を推進するためには、水道事業運営基盤強化推進等事業の補助採択基準である、広域化する事業体数を現行の3事業体から2事業体に、計画給水人口等の要件を現行の5万人以上から大幅に緩和することが必要です。

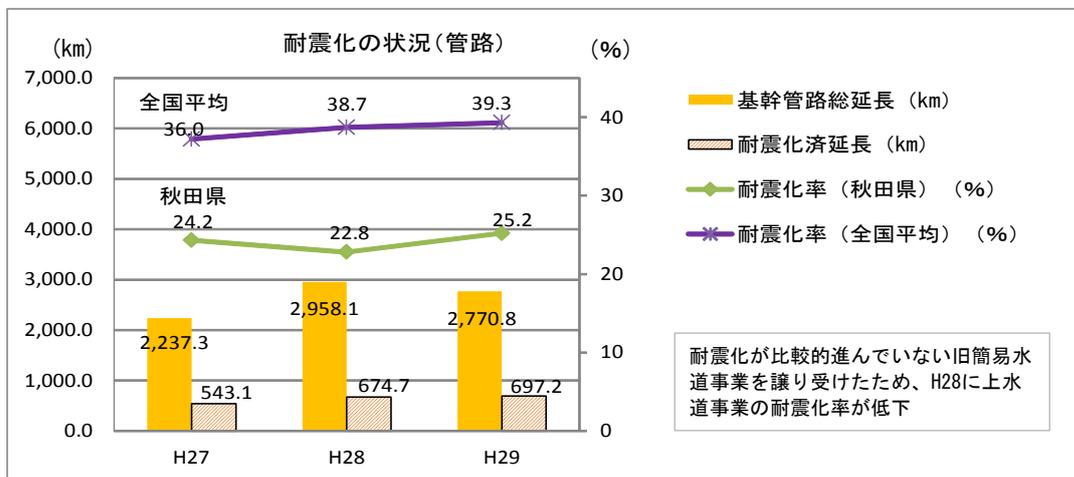
また、当県では水道施設の広域的管理や事務の共同実施等について検討を進めていますが、こうした取組に要する経費についても支援が必要です。

【参考資料】

(1) 秋田県の水道普及率

	27年度末	28年度末	29年度末
秋田県 (%)	91.3	91.2	91.4
全国平均 (%)	97.9	97.9	98.0

(2) 秋田県の水道事業における耐震化の状況（簡易水道を除く）



(3) 秋田県の水道事業に係る耐震化計画の策定状況（22上水道事業）

管 路	策 定 済 み	未 策 定
	7事業体 (32%)	15事業体 (68%)

(4) 水道施設整備費（国予算）における年度別推移状況

(単位：億円)

		H27予算額 +H26補正予算額	H28予算額 +H27補正予算額	H29予算額 +H28補正予算額	H30予算額 +H29補正予算額	R1予算額 +H30補正予算額
当 初	公共	255	205	186	176	218
	非公共	50	130	169	199	432
補 正	公共	35	35	240	52	70
	非公共	215	250	160	248	200
合 計		555	620	755	675	920

注1) 公共：水道施設整備費補助金、非公共：生活基盤施設耐震化等交付金

注2) 内閣府（沖縄県）、国土交通省（北海道、離島・奄美地域、水資源機構）計上分を含む。

注3) 前年度補正予算額を翌年度に繰越し、翌年度当初予算と一体的に執行していることから、当該補正予算額は翌年度の執行可能額に計上。

(県担当課室名 企画振興部市町村課、生活環境部生活衛生課)

X-6 空き家対策の支援充実について

総務省自治財政局
国土交通省住宅局

【提案・要望の内容】

適切な管理が行われていない空き家が増加してきており、雪による家屋の倒壊などの自然災害や防災、防犯、景観等の面での問題が顕在化していることから、空き家対策の実効性を確保し、地方公共団体による適切かつ円滑な対応を図るため、回収が困難な代執行の費用等に対する財政措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 空き家問題は、人口減少や高齢化が進む中で全国的な課題になっていることから、地方公共団体への財政的な支援を拡充するなど、国として、より効果的な対策を進める必要があります。
- (2) 平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」では、国が財政上の措置を講じるとされており、市町村の空き家対策に係る経費については、特別交付税や国庫補助の措置が講じられています。
- (3) また、同法の施行により、市町村は特定空き家に対し、所有者不明の場合にあっても代執行を行うことができることになりました。
しかし、所有者を確知できる場合の代執行については、特別交付税や国庫補助の対象になっておらず、費用の回収が困難な事例では市町村の負担が大きいことから、適切な処理が進まない状況になっています。

【参考資料】

1 秋田県内の空家戸数と危険度の高い空家戸数

(平成30年5月31日時点)

(単位：戸)

市町村	空家戸数	危険度の高い空家戸数	市町村	空家戸数	危険度の高い空家戸数	市町村	空家戸数	危険度の高い空家戸数
秋田市	2,745	42	大仙市	1,090	73	五城目町	309	83
能代市	1,752	41	北秋田市	510	78	八郎潟町	183	15
横手市	1,602	99	にかほ市	390	40	井川町	146	24
大館市	1,645	145	仙北市	477	53	大潟村	0	0
男鹿市	265	10	小坂町	138	81	美郷町	256	13
湯沢市	1,252	89	上小阿仁村	119	0	羽後町	302	27
鹿角市	851	95	藤里町	127	33	東成瀬村	58	3
由利本荘市	1,579	54	三種町	486	30	合計	17,271	1,176
潟上市	610	13	八峰町	379	35			

2 市町村の空家解体補助制度

- 補助制度 20市町村が創設 (平成30年5月31日時点)
- H28年度実績 13市町村78件 30,953千円
- H29年度実績 15市町村94件 38,286千円
- H30年度予算 20市町村 58,104千円

3 代執行の実績 (平成31年3月31日時点)

	年度	代執行区分	実施件数	除却棟数	除却費用
大仙市	H23	行政代執行	1件	5棟	1,785千円
	H24		1件	1棟	893千円
	H25		1件	7棟	3,549千円
八郎潟町	H25	行政代執行	1件	1棟	1,491千円
美郷町	H25	行政代執行	1件	1棟	1,250千円
鹿角市	H26	行政代執行	1件	1棟	1,620千円
	H27		2件	2棟	3,356千円
上小阿仁村	H28	行政代執行	1件	1棟	4,104千円
	H30		3件	3棟	4,266千円
湯沢市	H29	行政代執行	1件	1棟	4,222千円
	H30~31	略式代執行	1件	4棟	171,328千円 (H30年度分)
合計			14件	27棟	197,864千円

(県担当課室名 あきた未来創造部地域づくり推進課
建設部建築住宅課)

X-7 東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について

復興庁
厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

- (1) 避難者は依然として厳しい生活を余儀なくされており、安心して生活を送ることができるよう「職業訓練受講給付金」の支給要件を緩和するなど就労支援の充実を図ること。
- (2) 避難者の生活再建に向けた支援や心のケア等は継続的な取組が必要であることから、引き続き避難先自治体が行う取組についても財源の確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 長期避難により家族が離ればなれになっている避難者は、長引く避難生活により困窮してきています。
これまで子育て等の事情により働けなかった母親や、定職を求める方など、個々の現状を踏まえ、就労を希望する方が就労しやすい環境を整えるためにも、「職業訓練受講給付金」の支給要件に、避難者に対する収入要件の緩和等の優遇措置を適用する必要があります。
- (2) 昨年行ったアンケート調査によると、回答者の20.9%が避難生活による心身の不調を訴えており、当県では支援を必要としている全ての避難者を対象に、戸別訪問や医師、保健師による定期相談を行っています。
さらに、障害等の理由から、具体的な生活再建に向けて課題を抱える避難者に対しては、社会福祉士や精神保健福祉士による相談や助言を行っています。
復興庁では、受入県が活用できる被災者支援総合交付金制度を設けておりますが、広域的避難は長期化が見込まれることから、避難先自治体が行う取組を国としても継続的に支援する必要があります。

【参考資料】

被災県別避難者受入状況

(平成31年4月1日現在)

被災県	民家(実家等)		応急仮設住宅		公 営 住 宅		計	
	世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数
岩 手 県	2	3	0	0	1	1	3	4
宮 城 県	52	100	0	0	4	9	56	109
福 島 県	129	371	11	23	15	32	155	426
計	183	474	11	23	20	42	214	539

※当県の応急仮設住宅は、民間のアパート等を借り上げて提供している
いわゆる「みなし仮設住宅」である。

(県担当課室名 企画振興部総合政策課被災者受入支援室)

X-8 沿岸警戒用車両の整備について

警察庁長官官房

【提案・要望の内容】

県民が安全に安心して暮らせるよう、沿岸線の警戒を強化するための車両を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 北朝鮮国内の情勢変化等に伴い、平成30年における県内への木造船の漂着件数は、12件と過去5年間で最多であった平成29年と同数となっています。

さらに平成29年11月には、北朝鮮漁民の生存漂着事案が発生するなど、県民の不安が高まっており、沿岸線の警戒強化が急務となっています。

- (2) 県警察では、年間を通じて沿岸線の警戒を行っているほか、木造船の漂着・漂流事案が発生した場合には、警察官が現場に出行し、密入国の疑いがないかなど所要の捜査を実施しています。

しかし、警察本部担当課や沿岸線を管轄する警察署では、悪路には不向きな車両しか整備されていないため、走行中に砂浜や雪道でスタックし、現場到着が遅れるなど警察活動に支障を来しています。

- (3) 今後も、相当数の木造船の漂着・漂流事案の発生が予想されるほか、同種事案への県民の不安や関心も高く、沿岸線の警戒強化は、県警察が取り組むべき最重要事項の一つであることから、悪路に対応できる沿岸警戒用車両の整備が必要です。

(県担当課室名 警察本部警務部警務課)

X-9 交通取締用四輪車の四輪駆動化について（新規）

警察庁長官官房、交通局

【提案・要望の内容】

国費で配分される交通取締用四輪車は、後輪駆動車であることから当県のような積雪地帯では、冬期間の交通指導取締活動に支障を来すため、今後の配分において、四輪駆動車を整備すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

国費で配分される捜査用車や無線警ら車等については、前輪駆動車又は四輪駆動車ですが、交通取締用四輪車については、現在も後輪駆動車が配分されています。

後輪駆動車の交通取締用四輪車では、冬期間後輪の空転や横滑りによる尻振り状態、路面の積雪によるコントロール不能状態となりやすく、交通指導取締活動に支障を来しています。

このため、当県の冬期間の交通指導取締活動については、主として四輪駆動車である交通事故処理車や誘導標識車を使用している現状にあります。

【参考資料】

後輪駆動車で交通指導取締活動に支障を来した事例

雪で50キロ規制された圧雪（一部凍結）路面において、後輪駆動車の交通取締用四輪車で走行中、後方から追い上げてきた一般車両に追い越されたことから、法令遵守を指導するために追い上げたが、上り勾配（3%）のため尻振り状態となり加速できず、その先もアップダウンが続いたため追いつくことができなかった。

（県担当課室名 警察本部警務部警務課）